

名古屋 市政資料

NO. 176

2012年9月定例会

(2011年度決算ほか)

発行

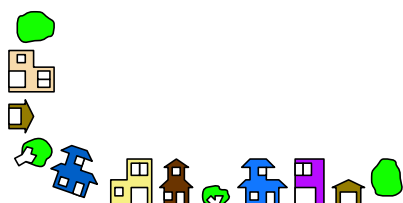
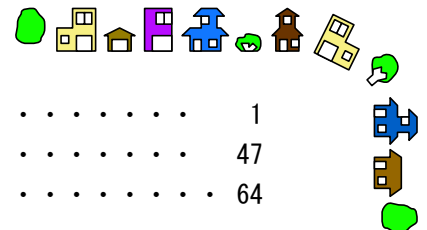
2012年10月30日

日本共産党

名古屋市会議員団

主な内容

- | | | |
|---|-------------------------------|----|
| 1 | 名古屋市9定例会（2011年9月9日～10月11日） | 1 |
| 2 | 愛知県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会（8月26日） | 47 |
| 3 | 資料・その他 | 64 |



河村市長に2013年度の
予算要求を行う日
本共産党市議団



目次

1	名古屋市9月定例会（2011年9月9日～10月12日）	
（1）	9月定例会について	1
（2）	個人質問	
◇さしあご議員	民間とともに太陽光発電導入の積極的促進を／鳴海プールは市営で	5
◇山口清明議員	ディサービスの災害時対応指針を／実効性ある中小企業振興条例に	9
（3）	【補正予算等】	
	補正予算等の議案の内容及び委員会審査の概要	15
	【補正予算に対する各会派の態度】	18
（4）	請願・陳情について	
◇岡田由ゆき子議員	「日本軍慰安婦問題」の請願採択を採択を求める討論	20
	【請願・陳情に対する各会派の態度】	21
	【受付された新規請願・陳情】	25
（5）	意見書・決議	28
（6）	2011年度決算について	
◇田口一登議員	福祉の削減などをすすめ、新たな大型事業の種がまかれた決算だ	34
	【決算認定案に対する各会派の態度】	38
（7）	閉会中の委員会の概要	39
2	愛知県後期高齢者医療広域連合議会第2回定例会（8月26日）	
（1）	決算認定案への質疑	
◇岡田ゆき子議員	懇談会の公募委員、短期証、医療費窓口負担の減免について	47
◇吉田正議員（大口町議）	福祉医療制度への配慮や保険事業の充実を	51
	決算認定案への反対討論	
◇岡田ゆき子	制度廃止を棚上げし、値上げで負担増を押し付けた決算	58
（2）	請願審査	
◇趣旨説明、賛成討論4件		59
（3）	一般質問	
◇吉田正議員（大口町議）	保険料負担の不公平をなくせ、窓口負担の軽減を	61
3	その他	
（1）	声明・申し入れ	64
（2）	資料	71

9月定例会について

一、減税日本ナゴヤの河合優議員が当て逃げ事故など相次ぐ不祥事のため減税日本を除名され、ひとりで無所属クラブ（無ク）を結成しました。

一、8月30日、減税日本クラブ（山岸議員）が会派を解散し、新政会に合流、新政会は6人になりました。

一、9月11日の開会前に議員総会が行われ河合議員に対する辞職勧告決議案が全会一致で可決されました。減税日本ナゴヤの浅井団長が提案説明、河合議員は欠席、弁明の機会も放棄しました。

一、9月14日には河村市長（減税日本党首）に対し減税日本名古屋の議員による不祥事で議会が混乱し市民の信頼を失っているとして、党首としての責任を全うするよう、減税日本ナゴヤ以外の全議員の署名でもって要請しました。

一、9月市会定例会は、9月11日に開会、レゴランドや国際展示場改築に関連する調査費や待機児対策などの補正予算案をはじめ2011年度決算認定案が審議されました。

一、日本共産党市議団は、補正予算案や人事案件、追加提案された議会会議規則の一部改正など16件には賛成、手数料値上げの消防事務手数料条例案の改正1件に反対しました。

一、議案外質問では、さはし議員が、太陽光発電の積極的な促進策、鳴海プールの存続について、山口議員が、高齢者ディサービスの災害時対応、中小企業の実効性ある振興策について質問しました。

一、請願の委員会審査で不採択・審査打切となった請願結果について日本共産党が異議を申し立て、岡田議員が「日本軍慰安婦問題」の請願を採択すべきと討論に立ちました。委員会で不採択に反対（保留）した、うかい議員と久野議員は本会議では棄権しました。

一、減税日本ナゴヤが異議申し立てをしていた「受任者名簿を政治活動に使わないことを求める請願」は、湯川委員長（減税）の委員長報告に対する質疑をしたいという自民党からの要請がありましたが、結局採決直前になって異議申し立てを取り下げ、本会議での取り扱いはなくなりました。

9 月定例会日程表

月 日	曜	時間	会議	備考
9月11日	火	11時	本会議	補正予算等 提案説明
9月14日	金	10時	本会議	議案質疑 議案外質問
9月18日	火			
9月19日	水			
9月20日	木	10時 30分 など	委員会	補正予算や条例改正 案などを審議
9月21日	金			
9月24日	月			
9月25日	火			
9月26日	水			
9月27日	木	1 時	本会議	補正予算などの採決 決算の提案説明 補正予算の追加提案 と質疑
9月28日	金	予備日		
10月 1日	月	1時 10時	委員会	決算審議
10月 2日	火			
10月 3日	水			
10月 4日	木			
10月 5日	金			
10月 9日	火	11時		
10月11日	木	1 時	本会議	決算の議決



名古屋市議会

名古屋市議会

河合氏の辞職勧告可決

議員総会
本人は統投に意欲

12.9.11

[illegible]

受任者名簿選挙使用
不可請願の採択確定

「減税が異議取り下げ
名古屋市の河村たかし市長が主導した市議会解散請求（リコール）で署名を集めた受任者約4万5000人の名簿を選挙活動に使用しないことを求めた請願について、市議会総務環境委員会で採択した結果が確定した。市長が代表を務める地域政党・減税日本が市議団が26日に採択への異議申し立てを取り下げた。

請願は、受任者だった市民が自民市議の紹介で提出。名簿を選挙や政治活動に使うのは目的外使用だとし、使う場合は説明会を開くことを求めている。

や民主などの賛成多数で採択した。

これに対し、減税日本市議団が今月11日付で、異議を申し立てたため、請願は9月議会で改めて採決される予定だった。

異議申し立てを取り下げた理由について、減税市議の1人は「諸般の事情を考慮して決めた」と話した。市議会関係者によると、改めて採択しても委員会の結論が覆らない可能性があるためとみられる。

河村市長は「よく分からんが、そもそも市議会を取り上げることではない」と述べてた。

12.9.28
読売新聞

一、意見書は、日本共産党をはじめ各会派から提案された13件の意見書案の協議が議会運営委員会理事会で行われ、日本共産党議員団が提案した3本の意見書案のうち「オスプレイ」「ホームドア」の2本の意見書は一部修正で可決、全体で9件が可決。

一、請願は6件、陳情は3件が受理されました。日本共産党は4件を紹介。減税は3件を紹介しましたが、後日1件を取り消し。無クは1件紹介しましたが、後日取り消しました。

一、最終日には子ども議会に成果を市政に生かすための決議が全会一致で採択されました。

一、2011年度一般会計決算認定の審議で、市民の暮らしの実態を明らかにする立場で奮闘しました。市民税10%減税が見送られた影響、減税財源を生かした施策の結果などを明らかにするため

に奮闘しました。一般会計歳入歳出決算をはじめ、7件について反対。田口議員が、金持ち大企業減税は市民サービスを切り捨てる「行革」推進のためだったこと、10%減税は見送ったものの、恒久減税前提とした予算執行の推進のために「仕分け」が強行され市民のための施策の削減に踏み込んだこと、その一方で、名古屋城天守閣の木造再建や、リニア開業を当てにした名古屋駅前の再開発、佐々志麻ライブ24地区への巨大地下通路建設など、将来に大きな負債を残す新たな大型開発に手をつけ始めたことなどを指摘し、反対討論を行いました。木曽川導水路や住基ネットなどが含まれていましたが、他の会派はすべての決算に賛成しました。

一、政務調査費の不正使用や交通事故の当て逃げなどが明らかになった河合議員の辞職勧告をめぐり、減税日本ナゴヤが真剣な取り組みをしていないとして理事会などで減税日本の姿勢が問われ、リコールするくらいの気持ちで取り組むべきでないかとの指摘に減税日本が反発し、リコールする気はないため辞職勧告決議案の提案はしないと態度を変更。議会運営にかかわらなくてもいいと表明。結局議長や委員長ポストを返上することになりました。

一、10月1日の総務環境委員会で、減税の湯川委員長に対し、委員長辞任を求められましたが拒否され、自民から委員長不信動議が出されて可決されました。その後、公明の福田議員が委員長に就任。減税日本は副委員長ポストも返上するといいましたが、新政会の玉置議員が副委員長になるという方向を聞いて、突如、副委員長を受諾し松山議員が副委員長になりました。

一、地域環境審議会委員の推薦について、従来は各会派が各区の委員を推薦していましたが、減税日本が推薦を辞退。区役所の推薦にするなどの対応がとられましたが、減税日本の園田議員が推薦名簿に署名せず採決をすることになりましたが、最終日になって、急きょ全会一致になりました。



河村たかし市長に申し入れ書を読み上げる河合議員の代表ら＝名古屋市役所で

河合議員は「減税日本」代表の河村たかし市長に申し入れ書を読み上げる。河合議員は「減税日本」代表の河村たかし市長に申し入れ書を読み上げる。河合議員は「減税日本」代表の河村たかし市長に申し入れ書を読み上げる。

河合議員は「減税日本」代表の河村たかし市長に申し入れ書を読み上げる。河合議員は「減税日本」代表の河村たかし市長に申し入れ書を読み上げる。河合議員は「減税日本」代表の河村たかし市長に申し入れ書を読み上げる。

河合議員は「減税日本」代表の河村たかし市長に申し入れ書を読み上げる。河合議員は「減税日本」代表の河村たかし市長に申し入れ書を読み上げる。河合議員は「減税日本」代表の河村たかし市長に申し入れ書を読み上げる。

河合議員は「減税日本」代表の河村たかし市長に申し入れ書を読み上げる。河合議員は「減税日本」代表の河村たかし市長に申し入れ書を読み上げる。河合議員は「減税日本」代表の河村たかし市長に申し入れ書を読み上げる。

河合議員は「減税日本」代表の河村たかし市長に申し入れ書を読み上げる。河合議員は「減税日本」代表の河村たかし市長に申し入れ書を読み上げる。河合議員は「減税日本」代表の河村たかし市長に申し入れ書を読み上げる。

河合議員は「減税日本」代表の河村たかし市長に申し入れ書を読み上げる。河合議員は「減税日本」代表の河村たかし市長に申し入れ書を読み上げる。河合議員は「減税日本」代表の河村たかし市長に申し入れ書を読み上げる。

河合議員は「減税日本」代表の河村たかし市長に申し入れ書を読み上げる。河合議員は「減税日本」代表の河村たかし市長に申し入れ書を読み上げる。河合議員は「減税日本」代表の河村たかし市長に申し入れ書を読み上げる。

河合議員は「減税日本」代表の河村たかし市長に申し入れ書を読み上げる。河合議員は「減税日本」代表の河村たかし市長に申し入れ書を読み上げる。河合議員は「減税日本」代表の河村たかし市長に申し入れ書を読み上げる。

河合議員は「減税日本」代表の河村たかし市長に申し入れ書を読み上げる。河合議員は「減税日本」代表の河村たかし市長に申し入れ書を読み上げる。河合議員は「減税日本」代表の河村たかし市長に申し入れ書を読み上げる。

河合議員は「減税日本」代表の河村たかし市長に申し入れ書を読み上げる。河合議員は「減税日本」代表の河村たかし市長に申し入れ書を読み上げる。河合議員は「減税日本」代表の河村たかし市長に申し入れ書を読み上げる。

河合市議会議決

辞職へ具体的行動を

12.9.25 中日新聞

名古屋市長に申し入れ

名古屋市長に申し入れ

名古屋市長に申し入れ

名古屋市長に申し入れ

名古屋市長に申し入れ

名古屋市長に申し入れ

名古屋市長に申し入れ

名古屋市長に申し入れ

名古屋市長に申し入れ

名古屋市長に申し入れ

名古屋市長に申し入れ

名古屋市長に申し入れ

名古屋市長に申し入れ

名古屋市長に申し入れ

名古屋市長に申し入れ

名古屋市長に申し入れ

名古屋市長に申し入れ

名古屋市長に申し入れ

名古屋市長に申し入れ

名古屋市長に申し入れ

名古屋市長に申し入れ

名古屋市長に申し入れ

名古屋市長に申し入れ

名古屋市長に申し入れ

名古屋市長に申し入れ

名古屋市長に申し入れ

名古屋市長に申し入れ

名古屋市長に申し入れ

名古屋市長に申し入れ

名古屋市長に申し入れ

名古屋市長に申し入れ

見受けられない」と語

また、減税日本ナゴ

やは二十四日、九月定

例会本会議に再度提出

予定だった辞職勧告決

議案を取り下げた。

「（決議案に賛成して

もううの引き換えに

のりこ運動の実

施を確約できない」と

結論づけた。五会派は

再提出に対し、「河合

議員に辞職の意向がな

い中で何度も提出する

と、決議の重みを失

う」と反発していた。

（竹田佳彦）

減税日本ナゴヤ

会派全員が署名

河合市議辞職勧告

決議案再提出へ

名古屋市長に申し入れ

名古屋市長に申し入れ

名古屋市長に申し入れ

名古屋市長に申し入れ

名古屋市長に申し入れ

名古屋市長に申し入れ

名古屋市長に申し入れ

名古屋市長に申し入れ

名古屋市長に申し入れ

名古屋市長に申し入れ

名古屋市長に申し入れ

名古屋市長に申し入れ

名古屋市長に申し入れ

名古屋市長に申し入れ

名古屋市長に申し入れ

名古屋市長に申し入れ

名古屋市長に申し入れ

名古屋市長に申し入れ

名古屋市長に申し入れ

名古屋市長に申し入れ

名古屋市長に申し入れ

名古屋市長に申し入れ

名古屋市長に申し入れ

名古屋市長に申し入れ

名古屋市長に申し入れ

名古屋市長に申し入れ

名古屋市長に申し入れ

名古屋市長に申し入れ

名古屋市長に申し入れ

員の署名をそろえた。

二十一日の議会運営委

員会理事会で取り扱い

を協議、二十七日の九

月定例会本会議に上程

される見通し。

決議案は、定例会開

会に先立つ十一日の議

員総会で可決された文

面とはほぼ同じ内容とな

る見込み。河合市議は

議員を続ける意向を示

している。

河合市議めぐり

議会運営委紛糾

「減税」、リコール拒否

名古屋市長に申し入れ

名古屋市長に申し入れ

名古屋市長に申し入れ

名古屋市長に申し入れ

名古屋市長に申し入れ

名古屋市長に申し入れ

名古屋市長に申し入れ

名古屋市長に申し入れ

名古屋市長に申し入れ

名古屋市長に申し入れ

名古屋市長に申し入れ

名古屋市長に申し入れ

名古屋市長に申し入れ

名古屋市長に申し入れ

名古屋市長に申し入れ

名古屋市長に申し入れ

名古屋市長に申し入れ

名古屋市長に申し入れ

名古屋市長に申し入れ

名古屋市長に申し入れ

名古屋市長に申し入れ

名古屋市長に申し入れ

名古屋市長に申し入れ

名古屋市長に申し入れ

名古屋市長に申し入れ

名古屋市長に申し入れ

名古屋市長に申し入れ

名古屋市長に申し入れ

名古屋市長に申し入れ

名古屋市長に申し入れ

最大会派の減税日本は、

河合市議に対する2度目の

辞職勧告決議案を27日の市

議会本会議に提出する方針

を決めていた。ただ、決議

に拘束力がないことから、

理事会では他会派から「減

税日本が、河合市議をリコ

ール（解職請求）するため

の署名集めを主導しない

なら、決議には賛成でき

ない」との意見が上がっ

た。

しかし、減税日本はリコ

ールを拒否したため紛糾。

全会派の幹部が集まって深

夜まで協議を続けた。減税

日本はリコールをしない代

わりに、議会の運営方法を

決める協議の場への参加を

自粛する旨の文書を提出。

さらに、辞職勧告決議案の

提案を取りやめる方針も示

した。決議案を提案するか

は24日に改めて協議して正

式決定する。

一、9月26日に来年度予算編成への80項目の要望を提出し、市長と懇談しました。
 一、議会報告会の予算を市長に求めましたが、今回も査定で却下されました。議会としては今ある予算の範囲内での実施を模索し、11月2日(西区役所)14日(緑区役所)での実施を行うことになりました。

減税所属の委員長不信任

12.10.2 読売新聞

名古屋市の議会総務環境委員会が1日開かれ、地域政策・減税日本市議団の湯川栄光委員長に対する不信任案が提出され、賛成多数で可決された。湯川氏は辞任した。同市議会では、不信任案の背景には、追突事故を起こした河合優市議員(47)の減税日本を除籍処分に対する市議団の対応がある。減税が検討していた河合市議に対する辞職勧告決議案の再提出を巡り、自民、民主など5会派が先月21日、「リコール」と主張した約束すべきだ」と主張したのに対し、減税幹部は「議会運営に支障をきたさずとも差し支えない」とする文書に署名し、拒否していた。同市議会では環境・エネルギー問題対策特別委員会委員長と副委員長も減税市議が務める。自民市議団幹部は「他の役職に波及するかもしれない」と話した。

減税日本ナゴヤ異議を取り下げ
 12.9.28 読売新聞
 名古屋市の議会総務環境委員会が1日開かれ、湯川栄光委員長に対する不信任案が提出され、賛成多数で可決された。湯川氏は辞任した。同市議会では、不信任案の背景には、追突事故を起こした河合優市議員(47)の減税日本を除籍処分に対する市議団の対応がある。減税が検討していた河合市議に対する辞職勧告決議案の再提出を巡り、自民、民主など5会派が先月21日、「リコール」と主張した約束すべきだ」と主張したのに対し、減税幹部は「議会運営に支障をきたさずとも差し支えない」とする文書に署名し、拒否していた。同市議会では環境・エネルギー問題対策特別委員会委員長と副委員長も減税市議が務める。自民市議団幹部は「他の役職に波及するかもしれない」と話した。

市議会委員また迷走

12.10.20 中日新聞

名古屋市の議会総務環境委員会が1日開かれ、湯川栄光委員長に対する不信任案が提出され、賛成多数で可決された。湯川氏は辞任した。同市議会では、不信任案の背景には、追突事故を起こした河合優市議員(47)の減税日本を除籍処分に対する市議団の対応がある。減税が検討していた河合市議に対する辞職勧告決議案の再提出を巡り、自民、民主など5会派が先月21日、「リコール」と主張した約束すべきだ」と主張したのに対し、減税幹部は「議会運営に支障をきたさずとも差し支えない」とする文書に署名し、拒否していた。同市議会では環境・エネルギー問題対策特別委員会委員長と副委員長も減税市議が務める。自民市議団幹部は「他の役職に波及するかもしれない」と話した。

河合議員の進退問題

名古屋市の議会総務環境委員会が1日開かれ、湯川栄光委員長に対する不信任案が提出され、賛成多数で可決された。湯川氏は辞任した。同市議会では、不信任案の背景には、追突事故を起こした河合優市議員(47)の減税日本を除籍処分に対する市議団の対応がある。減税が検討していた河合市議に対する辞職勧告決議案の再提出を巡り、自民、民主など5会派が先月21日、「リコール」と主張した約束すべきだ」と主張したのに対し、減税幹部は「議会運営に支障をきたさずとも差し支えない」とする文書に署名し、拒否していた。同市議会では環境・エネルギー問題対策特別委員会委員長と副委員長も減税市議が務める。自民市議団幹部は「他の役職に波及するかもしれない」と話した。

減税と他会派 議論かみ合わず

名古屋市の議会総務環境委員会が1日開かれ、湯川栄光委員長に対する不信任案が提出され、賛成多数で可決された。湯川氏は辞任した。同市議会では、不信任案の背景には、追突事故を起こした河合優市議員(47)の減税日本を除籍処分に対する市議団の対応がある。減税が検討していた河合市議に対する辞職勧告決議案の再提出を巡り、自民、民主など5会派が先月21日、「リコール」と主張した約束すべきだ」と主張したのに対し、減税幹部は「議会運営に支障をきたさずとも差し支えない」とする文書に署名し、拒否していた。同市議会では環境・エネルギー問題対策特別委員会委員長と副委員長も減税市議が務める。自民市議団幹部は「他の役職に波及するかもしれない」と話した。

議会事務局の残業代225万円増

名古屋市の議会事務局職員が今年4月から7月の超過勤務手当が、前年同期比で225万円増えた。市議会事務局が明らかにした。当選後、河合市議が「減税日本」から除籍された河合優市議員(47)の対応を協議するため、議会運営委員会の開催時間が大幅に増えたことが一因という。河合市議をめぐっては、今年6月に知人女性を公費視察に同伴させた問題が発覚。7月にボルシェで当選後、河合市議が「減税日本」から除籍された河合優市議員(47)の対応を協議するため、議会運営委員会の開催時間が大幅に増えたことが一因という。河合市議をめぐっては、今年6月に知人女性を公費視察に同伴させた問題が発覚。7月にボルシェで当選後、河合市議が「減税日本」から除籍された河合優市議員(47)の対応を協議するため、議会運営委員会の開催時間が大幅に増えたことが一因という。

名古屋・河合市議対応が一因

名古屋市の議会事務局職員が今年4月から7月の超過勤務手当が、前年同期比で225万円増えた。市議会事務局が明らかにした。当選後、河合市議が「減税日本」から除籍された河合優市議員(47)の対応を協議するため、議会運営委員会の開催時間が大幅に増えたことが一因という。河合市議をめぐっては、今年6月に知人女性を公費視察に同伴させた問題が発覚。7月にボルシェで当選後、河合市議が「減税日本」から除籍された河合優市議員(47)の対応を協議するため、議会運営委員会の開催時間が大幅に増えたことが一因という。

河合市議「再辞職勧告」取り下げ

12.9.22 毎日新聞

名古屋市の議会総務環境委員会が1日開かれ、湯川栄光委員長に対する不信任案が提出され、賛成多数で可決された。湯川氏は辞任した。同市議会では、不信任案の背景には、追突事故を起こした河合優市議員(47)の減税日本を除籍処分に対する市議団の対応がある。減税が検討していた河合市議に対する辞職勧告決議案の再提出を巡り、自民、民主など5会派が先月21日、「リコール」と主張した約束すべきだ」と主張したのに対し、減税幹部は「議会運営に支障をきたさずとも差し支えない」とする文書に署名し、拒否していた。同市議会では環境・エネルギー問題対策特別委員会委員長と副委員長も減税市議が務める。自民市議団幹部は「他の役職に波及するかもしれない」と話した。

成立不透明で

減税ナゴヤ

名古屋市の議会総務環境委員会が1日開かれ、湯川栄光委員長に対する不信任案が提出され、賛成多数で可決された。湯川氏は辞任した。同市議会では、不信任案の背景には、追突事故を起こした河合優市議員(47)の減税日本を除籍処分に対する市議団の対応がある。減税が検討していた河合市議に対する辞職勧告決議案の再提出を巡り、自民、民主など5会派が先月21日、「リコール」と主張した約束すべきだ」と主張したのに対し、減税幹部は「議会運営に支障をきたさずとも差し支えない」とする文書に署名し、拒否していた。同市議会では環境・エネルギー問題対策特別委員会委員長と副委員長も減税市議が務める。自民市議団幹部は「他の役職に波及するかもしれない」と話した。

金シャチの気持ち

名古屋市の議会事務局職員が今年4月から7月の超過勤務手当が、前年同期比で225万円増えた。市議会事務局が明らかにした。当選後、河合市議が「減税日本」から除籍された河合優市議員(47)の対応を協議するため、議会運営委員会の開催時間が大幅に増えたことが一因という。河合市議をめぐっては、今年6月に知人女性を公費視察に同伴させた問題が発覚。7月にボルシェで当選後、河合市議が「減税日本」から除籍された河合優市議員(47)の対応を協議するため、議会運営委員会の開催時間が大幅に増えたことが一因という。

議案外質問(9月14日)

民間活力も生かし太陽光発電導入の積極的促進を
／鳴海プールは市営で存続を

さはしあこ 議員



太陽光発電導入の促進について

市施設への太陽光パネル設置可能調査を

【さはし議員】通告に従い、環境局長に、太陽光発電導入について、おうかがいします。

名古屋市は、市有施設への太陽光パネルの設置に市役所環境行動計画において、2020年までに10,000kWの目標を持っています。現時点の到達度は、2011年度末で1,559kWと約15%なので、目標達成には、今後8年間で、毎年約1,000kWを設置する必要があります。そのためには、建て替え、新築施設の設置だけに限らず、既存施設の活用が計画を実現するためのキーポイントではないでしょうか。

メガソーラー級の設備設置も視野に入れて、計画的に進める必要があります。

自然エネルギーの積極的な導入促進として、「低炭素都市なごや戦略実行計画」の中で、「未利用・敷地の活用策の検討」および「建築物・公共施設への積極的導入」を進めるとしています。市が保有するすべての未利用地や施設において、全庁的に設置可能調査を進める必要があると考えますが、いかかでしょうか、お答えください。



低炭素都市なごや戦略実行計画（左）と市役所環境行動計画（右）

すべての施設での設置に向け、まずは環境局の施設で課題の調査研究をする

【環境局長】太陽光発電の導入には、直営で設置するか民間に土地を貸し付けて運営をするなどの手法があり、それぞれに様々な課題があるので、まずは環境局の施設において課題の整理をし、導入の可能性を鋭意検討している。

現在、市施設への太陽光の導入は、公共建築物の環境配慮整備指針で区役所、学校及び住宅の新改築の企画・設計段階において取り組む最重点項目とされている。今後はすべての市施設において検討する。

既存施設での可能数を把握するには、耐震性や耐荷重、周辺の環境などについて個別に検証する必要がある、まずは環境局において調査研究を行い、調査の手法を整理したい。

市有施設の屋根をNPOなどへ貸出を

【さはし議員】本年7月1日から「再生可能エネルギーの固定価格買い取り制度（FIT）」が始まり、太陽光パネル普及が加速することが予測されますが、行政が市民を後押しして、市民の力を引き出すべきではないでしょうか。全国でも、様々な取り組みが始められています。

例えば、長野県飯田市では、市民出資型「市民ファンド」を活用しています。ここでの「市民ファンド」とは、出資に直接的意義を持ち、自分のお

名古屋市役所環境行動計画2020

4 行動目標

(4) 低炭素都市をめざします

項目		H21度実績	H32度目標
温室効果ガスの削減	全体	68.3万t	17%削減
	一般事業所	15.9万t	17%削減
	市バス・地下鉄	14.9万t	19%削減
	上下水道事業	16.8万t	20%削減
	ごみ処理事業	20.6万t	14%削減
太陽光発電設備の導入		717kw	10,000kw

金を預けていることで自然エネルギー普及に、役に立っていると感じられる‘意志ある’投資です。

「市民ファンド」に、行政が公共施設である公民館や保育園の屋根を貸し出し、エネルギーを地産地消する新たな取り組みを始めています。市有施設である公共の屋根を利用するにあたっては、年度をまたぐ長期契約および目的外使用という課題をクリアしなければなりませんでした。飯田市長の英断により、20年間無償での提供、目的外使用許可が認められました。

長野県須坂市は、公共施設である学校に発電所をつくり、太陽光パネル設置から売電まで、すべて地元で賄う取り組みを行っています。須坂市の太陽エネルギー推進協議会にお話をお聞きしたところ、太陽光パネル設置に必要な資金を、市民出資と地元金融機関からの融資で集め、太陽光パネルは地元製造業者の製品、運転・メンテナンスも地元企業で行うことによって、自然エネルギーの促進にとどまらず、ひいては、民間による地域インフラ整備、雇用創出にも役立つ「循環型地域経済」へと発展するしくみとして大いに期待しているとのことでした。

名古屋市が、市民、地元企業、NPOなどに、保育園、学校、文化施設など市有施設の屋根などを貸し出し、太陽光パネルを設置するお考えはありますか。

今後研究したい

【環境局長】耐震・耐荷重等の課題や貸出し方法など、今後研究したい。

市民が出資する「市民発電所」へ支援を

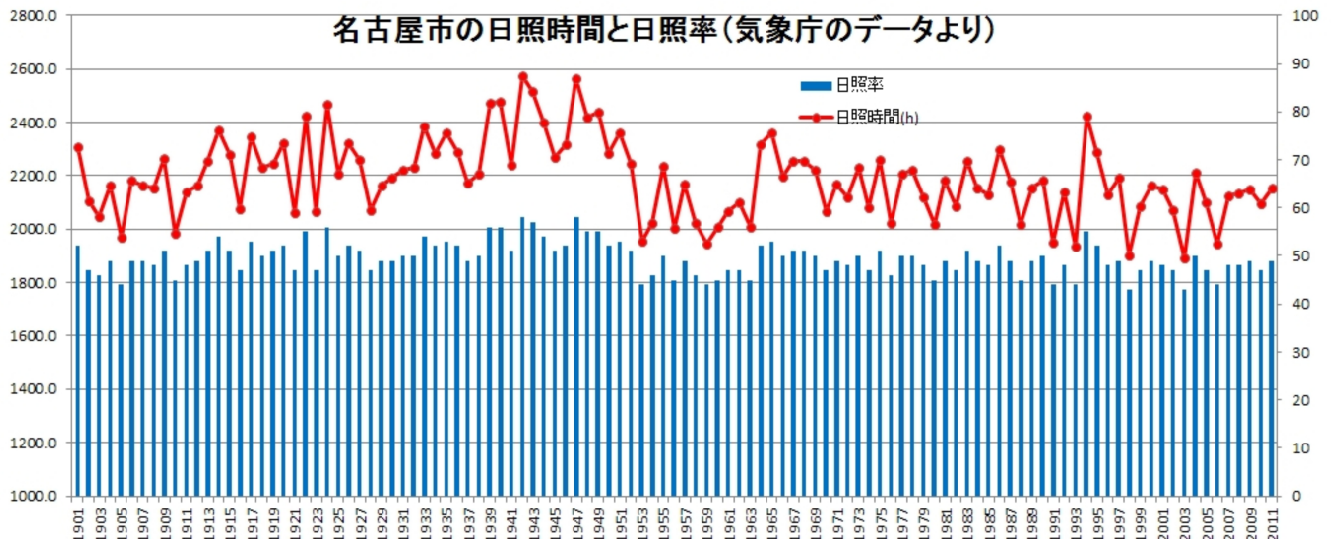
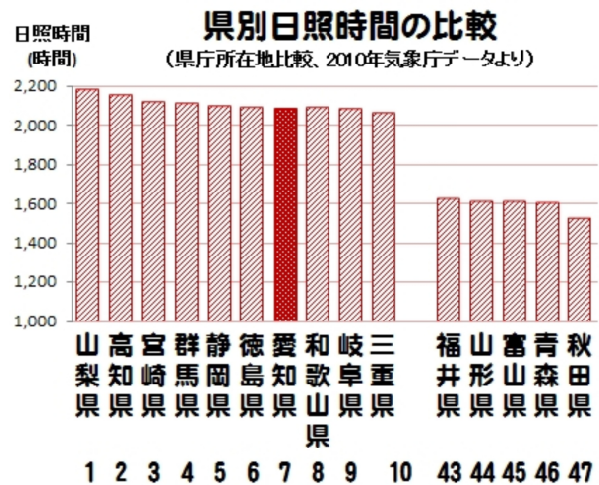
【さはし議員】自然エネルギー普及を進めながら、地域経済の活性化につながる市民の取り組みともいえる市民が出資する「市民発電所」づくりを、支援してはいかがでしょうか。

トータルコストについて課題あり

【環境局長】設置者の初期投資が不要になるなどのメリットはあるが、出資者への配当経費などでトータルコストは、必ずしも有利になるものとは考えてない。地域経済活性化という観点なら、現在の住宅用太陽光発電設備の設置補助も、個々に業者と契約が結ばれているので同様の効果がある。

施設とは、どこのことですか（再質問）

【さはし議員】未利用地などでの導入について、環境局の施設で課題を整理し、導入の可能性について、鋭利検討しているとの答弁でしたが、環境局の施設とは、どこのことですか。



既存施設としては環境事業所や工場、処分場など

【環境局長】北事業所、西事業所、鳴海工場には新築でパネルを設置。既存施設としては環境事業所や工場、処分場などがあり、課題を検討したい。

軽量のパネルもあり、設置できることから

【さはし議員】しっかりと整備していくよう求めます。市有施設の屋根の貸出しの耐震・耐荷重等の課題については、今後研究しますとのことですが、重荷に耐えられる施設を貸し出せばよいし、パネル設置によって耐震にひびくのであれば、軽いパネルを使用すればよいのではないのでしょうか。

軽量パネルも含め検討する

【環境局長】軽量の太陽光パネルや、新たな設置工法などが開発されており、最新の技術を用いた設置の可能性を含め、現在、鋭意検討している。

また、屋根貸しを行うにあたっては、耐震・耐荷重だけでなく、周辺住民の方への光害（ひかりがい）の配慮や、施設の防水対策を行い、市民へのご迷惑がないようにする必要があり、慎重に検討を進めている。

2020年に1万kWの目標達成へ努力を

【さはし議員】出来るところから、どんどん手掛けていくべきです。民間では、すでに普及が加速しています。

物理的な問題点は、クリアできる課題であり、既存施設の屋根をどのように貸し出すかが、「市役所環境行動計画」で定められた2020年度までに1万kWという目標達成に向けて大切だと思います



が、いかがでしょうか。

鋭意努力していきたい

【環境局長】一生懸命やっている。既存施設に対しても太陽光発電設備を設置していくのが必要と考えているが、課題を整理したうえで鋭意努力していきたい。

公共施設の屋根貸しは市長の判断で可能だ（再々質問）

【さはし議員】目標達成に向けて努力してほしい。

公共施設の屋根の貸し出しについて、市長さんにお聞きします。長野県飯田市や須坂市（鳥取県北栄町も）は、すでに保育園や学校などの公共施設の屋根を民間に貸し出しています。飯田市では、庁内で相当の議論があった中、最終的に市長が「公益性のある事業なのだから許可すべき。」と決断しました。要は、市長が決断するかどうかです。仕事が地元企業にもまわってくると思います。

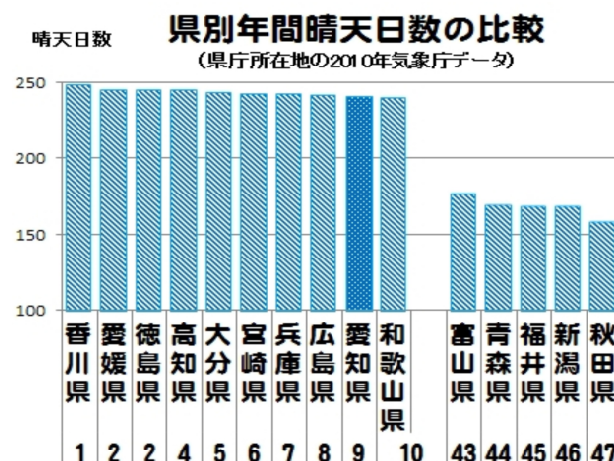
河村市長、いかがですか。

課題の検討結果を見て、問題がないなら早くやりたい（市長）

【市長】太陽光も儲かるようになり、どんどんやればいいと思うが、光害もあるというので難しい。現在、環境局で研究しており、ちょっと時間がほしいといっている。早いとこ結論を出してもらい、問題がなければ進めたい。

市民や民間の力も借りて達成を（意見）

【さはし議員】目標を達成するためには、市民や民間業者の力を借りることも検討していただくことを求めてこの問題での質問を終わります。



鳴海プールについて

市の施設として存続させるべきだ

【さはし議員】鳴海プールは、昭和47年に、清掃工場の余熱を利用した名古屋市初の市営温水プールとして、今日に至るまで、子どもから高齢者まで幅広い年代の区民に愛されているプールです。私は、鳴海プールの前で、利用しているみなさんから、お話をお聞きました。あるお母さんは、「家族三世代にわたって、利用させてもらっています。鳴海プールは、私たち家族の歴史の1ページです。」と、おっしゃいました。

また、「利用料金が手ごろで、何回でも通うことができる。」という声などもありました。

鳴海プールは、事業仕分けの対象となり、総務局は「緑区内には、緑スポーツセンターがあり、温水プールの機能が重複していることから、民営化などさらなる民間活力の活用について検討する必要がある」と意見しました。

しかし、緑区は、23万3千人と、市内で一番人口が多い区であり、今後まだ人口が増えるの見込まれ、鳴海プールの利用者年間5万人も、今以上に増えることが考えられます。市営プールが2箇所あるから「事業仕分け」とは、画一的なやり方ではないでしょうか。

事業仕分けの判定は、「見直し」でした。「見直し」の判定によって、今後、利用料金の値上げや民営化が懸念されることも考えられます。民間のスポーツクラブのように会費制になると、料金が高くなり通えなくなる心配もあります。また、この判定は、プールを利用する当事者の声も十分反映されているとは言い難いものです。

名古屋市は責任を持って、誰でも利用しやすい鳴海プールを、市の施設として存続させるべきだと思いますが、いかがお考えでしょうか、お答えください。

一層の効率性が求められ、方向性を検討したい

【教育長】鳴海プールは、高齢者や障害者など、誰もがいつでも、気軽にプールに親しむことで健康の保持増進や生きがいがづくりができる施設とし

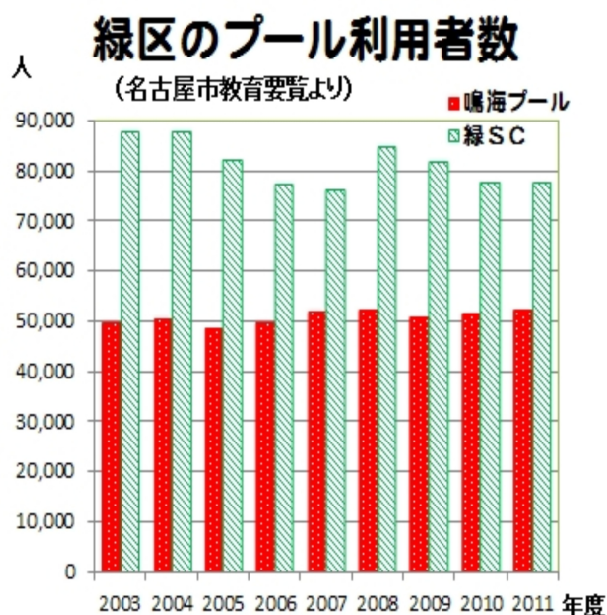
ての役割を担っているが、管理運営には、より一層の効率性が求められている。

外部評価では「見直し」の判定結果だった。今後、市民からの意見をふまえ、さらなる収入の確保、経費

縮減やサービスの向上が図れるよう、事業の方向性について、検討したい。

誰もがいつでも利用できるよう存続を（意見）

【さはし議員】公共施設としての存在する価値は、収入の如何にかかわらず、誰もがいつでも利用できることです。外部評価の対象とされたこと自体、利用者は不安を感じ、さらに「見直し」と判定され、多くの利用者は、民営化されるのではないかと危惧しています。市営プールは、子ども、高齢者、弱者の方々の利用が多く、利用料金も民間プールより経済的であることから使用目的もはっきりしているように、民間と市営のすみわけがはっきり出来ています。鳴海プールは、名古屋市の施設として引き続き存続させるよう取り組んでいただくよう要望いたします。



議案外質問(9月18日)

高齢者サービスの災害時対応に指針を／実効性のある中小企業振興条例に

山口清明 議員



高齢者サービスの 災害時対応について

行政として一定の指針を示す必要がある

【山口議員】東日本大震災から一年半、そして伊勢湾台風から53年目の秋です。数々の災害で犠牲となった方々に対し、あらためて哀悼の意を表したいと思います。今日はまず、サービスの災害時の対応についてうかがいます。

高齢者を対象にした通所系介護サービス、いわゆるサービスは、いま市内に500を超える事業所となり、一日平均約6300人が通う地域福祉と在宅介護を支える大きな存在となっています。

地震や台風が起きた時、サービスはどんな対応をとるのか。

昨年、百万人の避難勧告が出され、市内にも大きな被害をもたらした台風15号のとき、サービスではサービス提供を自粛すべきかどうか、利用者に帰宅をすすめるべきかどうか、その対応に少くない混乱が生じていました。

保育園には、朝6時の時点で暴風警報が出た時は登園を見合わせとするなど、市から方針が示されます。障害者の通所施設にも市から、公立施設の取り扱いが参考として示されました。

ところが高齢者を預かるサービスの対応はすべて、各事業所の判断に任されていました。市からは「利用者の帰宅等をふくめた安全確保策について検討」してくださいと伝えられただけです。サービス提供中に避難勧告や避難指示が出された場合の対応もすべて事業者まかせです。

一方で、サービスの急な中止で、食事がとれなくなった独居高齢者に、暴風雨のなかを一軒一軒、職員が食事を届けた事業所もありました。利用者の食の確保など、こうした対応もみんな事業所まかせです。

介護の制度が措置から契約へ変えられ、市が指導すべきものではないということなののでしょうか。高齢者の安全をどう確保するか、市にも責任があると思います。

また施設への報酬体系が月額制から日額制に変わり、悪天候で休止すればその日の分だけ収入が減る仕組みになっています。このことから、とにかく営業する、と無理な稼働を招くことも懸念されます。

台風など災害発生時に、サービスの対応はどうか、行政として一定の指針を示す必要があると考えます。健康福祉局長の答弁を求めます。

情報提供と実地指導で事業所が災害時に適切に対応できるよう支援

【健康福祉局長】災害の発生が予測される場合のサービスの対応は、何より利用者の安全の確保が重要。暴風雨や洪水の危険性は、それぞれの事業所や利用者宅の立地条件などが違い、利用者を自宅に帰す方がかえって危険な場合も想定され、迎えが困難な場合や、自宅に家族がいないなどのケースも多く、昨年9月の集中豪雨の時も、利用者を宿泊させるなどの対応を取ったサービスがある。

サービス事業所は、現在553事業所が開設され、立地状況は様々なので、行政が一律に事業の中止を含めた対応を指示するのではなく、利用者の状況や施設周辺の状況を総合的に考慮して、サービス事業者が利用者個々に判断をする方がより適切な対応が可能です。

事業者講習会の場合などを通じ情報提供するとともに、実地指導を行う中でサービスも含めたそれぞれの事業所が災害時に適切に対応できるよう支援していきたい。

名古屋市が積極的なイニシアチブをとって一定の指針を(要望)

【山口議員】行政が一律に事業の中止を含めた対応を指示するのではなく、と言われました。誰も一律の指示は求めていない。行政として一定の指針を示す必要があるのではないか、と聞いたのです。

それぞれが適切に対応できるように支援していきたい、ということですが、その際にも何らかの指針はあるでしょう。個々の事業所の優れた経験や困った経験を、各事業所同士だけでなく名古屋市も含めて、しっかりと共有する。

その中から事業所も利用も納得できる一定の指針をつくりあげ、事業所の災害対応能力の向上をはかっていただきたい。

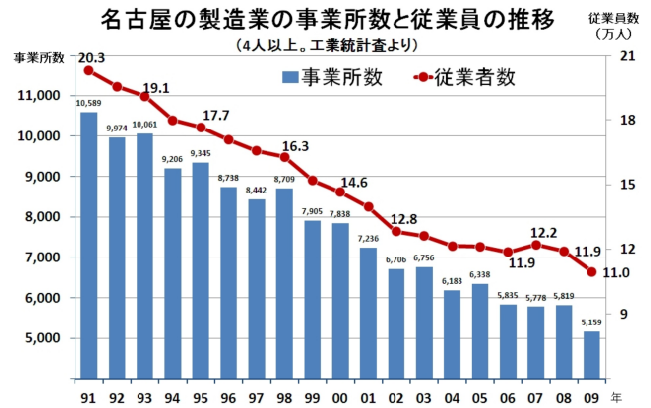
答弁にあるように、ディサービス事業者が、利用者個々にとって最適な判断をし、必要な対応ができるようになるのが一番の理想です。そのためにも事業所まかせではダメです。名古屋市が積極的なイニシアチブをとっていただきたい。

ちょうど台風シーズンです。去年の教訓を市内すべてのディサービスで活かせるように、当局の具体的な行動を強く要望しておきます。

中小企業の支援について

中小企業振興基本条例に必要な視点は

【山口議員】名古屋市内の中小企業は、市内約13万事業所の99%を占め、また市内の従業者数は約146万人ですが、その75%、110万人は中小企業で働いています。まさしく中小企業は名古屋の経済と雇用を支える主役です。



しかしここ20年間に市内の事業所は約2万も減りました。ものづくりを担う製造業はここ30年で事業所も従業員数も半減です。地域経済の主役である中小企業を市としてどう支えていくか、が問われています。

1999年に改定された中小企業基本法で、都道府県だけでなく市町村にも中小企業を支援する責務があるとされました。一昨年には、中小企業憲章が閣議決定されました。愛知県でも中小企業振興条例がこの秋に制定される予定です。

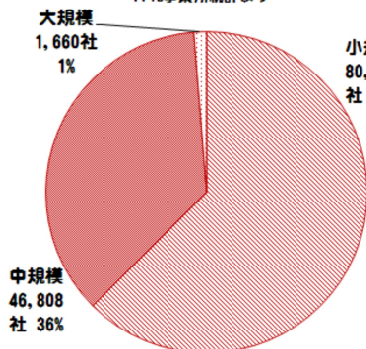
さて名古屋市はどうでしょうか。

河村市長のもと2010年に策定された「中期戦略ビジョン」では、残念ながら、ビジョンの目標を示す「5つのまちの姿と45の施策」のタイトルのどこにも「中小企業」という言葉が出てきませんでした。

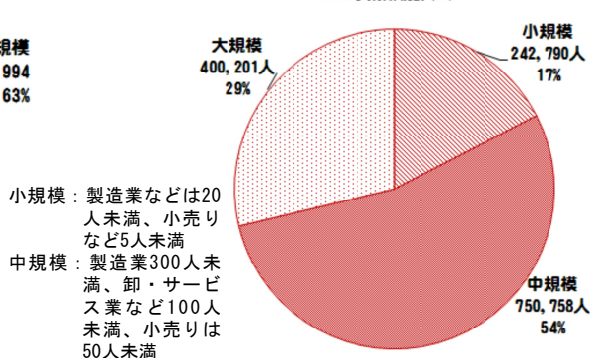
ようやく2011年に定めた「産業振興ビジョン」で、名古屋のめざす三つの姿の一つとして「中小企業の持続的成長」が盛り込まれました。そこでは2015年までの5年間で、立地または創業する事業所1100件、新規雇用4万人、という極めて具体的な目標が示されました。一歩前進です。

そして現在、今年度中に「中小企業振興条例」(まだ仮称ですが)を制定するための検討作業が始

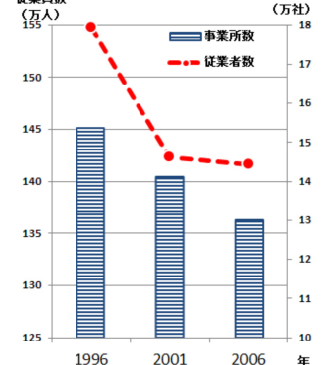
名古屋市の従業員規模別事業所数
H18事業所統計より



名古屋市の従業員規模別従業員数
H18事業所統計より



名古屋の事業所数と従業員数
(事業所統計より)



まりました。

中小企業振興条例については、一昨年2010年11月議会でわが党の田口議員も制定を求める質問をしており、当時の市民経済局長は「愛知県や政令市の動向も踏まえ、引き続き調査したい」との答弁でしたので、条例の検討開始は大きな前進と評価したいと思います。

名古屋市には、中小企業を支援するメニューはたくさんあります。しかし地域経済の主役として中小企業を位置づけ、全庁的な指針となる条例がありません。市独自の振興条例に期待するところ大であります。

そこでしょうか。市としてこの時期に中小企業振興のために新たな条例を制定することにした一番の動機、条例の狙いは何でしょうか。愛知県や他都市も制定するから、という理由だけではないですよね。いままでの支援策では足りない何かがあるから、条例の制定をめざすのだと思いますが、それは何か、お答えください。

中小企業者の取り組みを地域全体で支援

【市民経済局長】中小企業が果たしている役割の重要性をふまえ、中小企業者をはじめ、市、大企業、市民などの役割分担や市の施策の基本的事項を定めることにより、中小企業活性化施策を総合的に推進し地域経済の発展や市民生活の向上に寄与することを目的とするもの。

小規模事業所への配慮を

【山口議員】条例の制定にあたり、しっかり位置づけていただきたい三つの点についてうかがいます。

第一は、小規模事業所への配慮を、条例にもしっかり位置づけることです。小規模事業所とは、従業員が製造業その他では20人未満、商業・サービス業では5人未満の事業所のことを指しますが、全事業所数の70%を占めており、とくに製造業や建設業では9割を超えています。県の条例案には「小規模事業所への配慮」がうたわれていますが、市の条例構想では小規模事業所への言及がありません。家族経営もふくむ小規模零細業者の営業と生活実態を把握し、必要な配慮をすることは振興条例に欠かせないと思います。

小規模事業所について、その実態を把握する独

自の手立てをとり、その役割を踏まえて必要な配慮を条例に位置づけるべきです。小規模事業所についての認識をうかがいます。

資金繰り円滑化の支援や相談事業の実施

【市民経済局長】市内事業所の約7割を占めている小規模企業者は、景況調査でも資金繰りなどほとんどの指標で中小企業全体を下回っており、とりまく環境は厳しい。「名古屋市小規模事業金融公社」を通じた資金繰り円滑化の支援に加え、設備投資助成や相談事業の実施など、小規模企業者向けの施策の充実・強化を図っている。

困っている中小企業を支える視点を

【山口議員】第二に、「困っている中小企業を支える」視点を行政の全施策に貫くことです。中小企業憲章の「自立する中小企業を励まし、困っている中小企業を支え、そして、どんな問題も中小企業の立場で考えていく」という立場を堅持していただきたい。よく「がんばっている中小企業を応援する」というセリフも聴きますが、これが有望産業へシフトできる企業、業績が伸びそうな企業だけを選別して支援する意味だとすると、憲章の立場からはずれます。

いま中小企業が困っていることは何か、二つだけ具体的に指摘します。

ひとつは固定経費の負担です。小規模企業が行う一定規模以上の設備投資への助成が予算化され、現在53社から7400万円分の申込みがありました。設備投資を促すうえで一定の成果をあげていると思います。ただし補助限度額300万円の申請、つまり3000万円以上の投資を計画しているのは数社に限られ、平均の補助申請額は150万円にとどまっています。

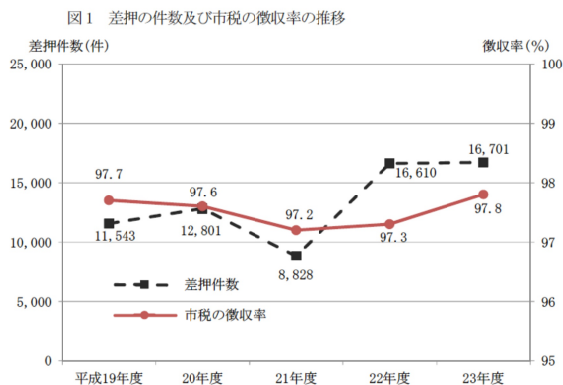
設備投資の落ち込みは深刻で、市の税収見通しでも法人市民税は11.2%（減税前）も来年度は伸びる見通しなのに、償却資産にかかる固定資産税は逆にマイナス4.8%、12億円も減る予測です。

そしてもう少し現場の声を聴いてみると、設備投資は新規購入でなく、リースでという会社が増えているようです。この実態をよく見てください。減税についても、条例の検討委員会の中では「固定資産税を下げしてほしい」という声も聞かれました。利益があがれば税金はきちんと納めたい、た

だ利益が出ないのに支払い費用がかさむ設備・機械のリース代など固定経費の負担こそ、何とかしてほしい、というのが切実な要求です。設備投資を促す助成も必要ですが、困っている中小企業には固定経費の助成こそが必要ではないでしょうか。もう一つが税金です。とくに市税事務所に移行してから、税金の過酷な取り立てや機械的な差し押さえに対する苦情が増えています。国民健康保険についても滞納者への一律で機械的な差押えがやはり急増しています。売掛金を口座入金と同時に全額差し押さえるなど、営業の継続を妨害するようなケースまで聞かえてきます。町工場の社長の気持ちはようわかると言いながら、実際にやっているのは、病人から布団をむしり取るような過酷な税金や保険料の取り立てではないですか。

税務行政や保険年金業務についても、ていねいに分割納付の相談に応じる、事業の継続を困難にするような機械的な差押えはしない、誠実に分納に応じている業者には融資でも一定の配慮をする、などの対策も不可欠です。

「困っている中小企業を支える」という視点を条例で確立し、全庁的に徹底していただきたい。答弁を求めます。



中小企業を支える観点で支援策を講じている

【市民経済局長】様々な課題に直面している中小企業を支えていくという観点に立ち、各種支援施策を講じており、中小企業の役割・重要など、条例の内容などについて関係局と適宜、情報交換を行うなど全庁的な連携・協力を図っていく。

金融・相談機能のいっそうの充実を

【山口議員】第三に、名古屋市独自の金融・相談機能のいっそうの充実です。

県の中小企業振興条例案にあるのに、市条例の

構想にないものの一つが「金融機関の役割」です。県条例案では中小企業振興に果たす金融機関の役割に触れています。信用金庫や信用組合などの協同組合金融や、メガバンク以外の地域銀行が、地域産業を支えるために果たす役割は大変大きく、そしていま、地域の金融機関は、単なる融資だけでなく中小企業に対する総合的なコンサルティング業務も担う地域産業支援機関ともいうべき機能を果たしつつあります。市の条例にも、こうした金融機関の役割を明記する必要があります。

さて名古屋市には、政令市では唯一の小規模事業金融公社や政令市では全国で4市にしかない信用保証協会があります。中小企業の相談に乗る振興センターや技術支援を行う工業研究所もあります。これらの機能を有機的に活用すれば、金融機関以上に、地域産業を支援する機能を発揮できると思います。

ところが「経営相談は市の事業だが融資の可否は保証協会、保証協会の判断には市は介入できません」とか、「金融公社では融資しますが、協会保証ではなく、保証人が必要、と言われて困った」とか、チグハグで使い勝手がいまひとつとの声をききます。もったいない話です。

せっかく市がもっている金融支援と相談機能を、もっと有機的に、使い勝手がよい利用者本位の仕組みに改善することが必要です。

条例には、金融・相談機能について名古屋市が積極的な役割を果たすべきことにもふれる必要があると考えますが、いかがでしょうか。

保証付の融資制度などがある

【市民経済局長】保証付の融資制度に加えて、本市独自の小規模事業金融公社が行う融資制度を設けて、中小企業金融の円滑化に努めている。中小企業の立場に立ったきめ細かい金融相談や経営相談等を行っている。

条例案の検討に当たり、検討委員会からの意見や相談窓口、パブリックコメントを通じて市民や中小企業の声を把握しながら進めたい。

「中小企業の仕事を増やす」ための提案

【山口議員】最後に、中小企業の仕事を増やす具体策についてです。

一つは、取引先開拓の支援を強めることです。

特に製造業では特定の親会社の「系列」が強く、技術があっても異業種の分野などに十分に販路を広げられていない問題があります。

名古屋市でも産業振興公社が、新技術を紹介し、異業種交流をすすめるなどの取り組みを行っていますが、十分な成果があがっているでしょうか。

東大阪市の技術交流プラザのホームページがたいへん参考になります。地元中小企業の持つそれぞれの強み、売り込みたい技術や製品などを幅広く紹介するシンプルでわかりやすいホームページです。市の事業紹介ではなく、注文したい人が検索しやすいホームページの作成など、地元中小企業のもつ力をよく把握して、それらを効果的に情報発信することにもう一工夫してください。

「企業アピール大会」を実施

【市民経済局長】中小企業者の官公需の受注機会の確保方針の周知徹底を行っている。平成21年度より「企業アピール大会」を実施して市内中小企業の優れた技術や商品の情報提供をする機会を設け、広くアピールすることで販路開拓を支援していく。

住宅リフォームなどで具体的な提案

【山口議員】二つめは、何度も提案している住宅リフォーム助成です。市内の需要を喚起することが景気刺激の基本です。とくに耐震補強や介護のためのバリアフリー化、さらには節電のためにと、住宅リフォームへの需要は広がりつつあります。

市の策定した住生活基本計画（住まいの基本計画）でも「住宅ストックの友好活用の促進」が掲げられ、リフォームの促進も大きな柱とされています。マンションの大規模修繕も視野に入れながら、住宅リフォーム助成制度をいまこそつくるときです。

三つめに、自然エネルギー分野への進出を特別に支援することです。名古屋の長い日照時間は、この地域の大切な資源です。大企業に買い占めさせず、地元中小企業と市民にこそ積極的に活用してもらおう。市営住宅の屋上などを地元中小企業などに優先的に提供することも一つの呼び水になります。

官公需だけでなく、市民の力を活用して中小企業の仕事を増やす。その仕事を通して企業は地域

社会に貢献する、その結果、市民は安心して環境にやさしい安全な街で暮らせる、そんなサイクルを廻していこうではありませんか。

中小企業の仕事を増やすためには、全庁的な取り組みが不可欠です。どう仕事を増やすのか、いくつか提案もしましたが、局長の答弁を求めます。

中小企業の支援策に引き続き取り組む

【市民経済局長】様々な提案をいただいたが、地域を支える中小企業の支援策に取り組むとともに、中小企業の役割や重要性の認識を全庁的に共有するなど関係局に働きかけながら、中小企業に対する支援につながるよう取り組みたい。

固定経費の負担と税金や保険料の問題をどうする（再質問）

【山口議員】中小企業の支援について、振興条例をつくることは、本市の中小企業施策にとって画期的だ、というのが私の基本的評価です。そのことを前提にして、いくつか再質問します。

小規模企業の支援を図ること、困っている中小企業を支えることはたいへん重要と考えている、との答弁でした。具体的に小規模の事業所が困っている固定経費の負担と税金や保険料の問題を例にとりあげましたが、この二点について市民経済局長の認識をうかがいたい。

融資制度があり、相談窓口も置いている

【市民経済局長】固定経費への支援は低利な信用保証協会の融資制度や小規模事業金融公社の貸し付け制度で支援。その他、金融・法律・技術などの相談窓口を置き、職員や専門家が中小企業に向くなど細かい対応をしている。

相変わらずの答弁、それでいいのか。 アピール大会は有効か

【山口議員】いままでとちっとも変わらない答弁だが、そういう姿勢が変わらないままここまで来た。事業所が減って条例を作ることになった。改めてなぜ今までの施策では救えなかったのか、この事実を受け止めてほしい。赤字でも納めなければいけないのが消費税。これが増税される法律が通ったが、もっとこの問題が深刻になります。国税で滞納が多いのが消費税。国税だから名古屋市

は知らないではいけない。困っている中小企業を応援できない。市民経済局の施策だけでは、困っている中小企業に対応しきれないのが現実です。

自分たちの局が担当する施策に沿って要望をつかむだけではダメなんです。だから局の条例でなく市の条例にするのでしょうか。何に困っているのか、どんな要望があるのか、逆にその企業の強み、売り込みたい技術や製品は何か、職員みんなんで聞いてきてほしいのです。アピール大会を今年もやるというが、何社を予定しているか。

5 社がアピール

【市民経済局長】 5社の予定。

市内の中小企業にこそ御用聞きにまわれ

【山口議員】市長のイニシアチブで始まったアピール大会だが、年1回5社ですよ。これで効果を上げているといえるのか。もっと状況をつかんでほしい。

愛知県では、100社訪問を行っています。春と秋の年2回、職員が二人組で県内の中小企業を100社ずつ訪問、調査しています。直接、訪ねて話をきいて、中小企業には独自の支援策が必要だと職員が実感し、それが振興条例づくりにも活かされています。

名古屋市ではたしか「職員御用聞き営業大作戦」というのがありましたね。何やってるんですか。外からの企業誘致のためだけでなく、市内の中小企業にこそ御用聞きにまわるべきです。職員の訪問による中小企業の実態調査を条例制定のこの機会にこそ、行いませんか、どうですか。

相談や景況調査で十分声を聴いている

【市民経済局長】相談窓口や職員・専門家の派遣などで年3万件以上の対応を行っている。年2回の景況調査などで日頃から生の声の把握をしている。訪問は考えていない。

いままでと何を変えるのですか

【山口議員】条例でせつかく中小企業をオール市役所、オール名古屋市民で支えましょう、と打ち出すんですよ。市民経済局長からも積極的に関係各局に働きかけを行うとの答弁がありました。しかし話が具体的になればなるほど、いままでと

ちがうことをやる姿勢が感じられなくなる。困っている実態をつかむうえでも、仕事を増やすうえでも、全庁的な取り組みを本気で、イベントではなく、地道に系統的に進めなければなりません。

そこで入倉副市長にうかがいます。振興条例づくりを契機に、全庁的な課題としてどう中小企業の支援に力を入れるのか。いままでと何を変えるのですか。

抽象的な問題ではいけないので、税金と保険料の対応、そして住宅リフォーム助成の二つは、中小企業を支えるために全庁的な検討課題としてぜひとりあげていただきたい。答弁を求めます。

市全体としての方針を決めたい。 リフォーム助成は現行制度で（副市長）

【入倉副市長】中小企業の厳しさ、価格競争と市長から毎回のようにならわれておりまして、条例をどうするか、中身をどうするか、市長も含めて市全体としての方針を決めていきたい。

地域経済をどうするか、需要を作る、設備投資をしていく、技術革新、人材育成、伝統産業の育成などいろいろ観点・分野があるが、いろんな政策をやらなくてはいけない、市役所ができることに何があるか、民間投資を増やしていく、お金が回っていく状況を作るのも大きなことだと思いますが、なかなか市役所ではできない、そんな中でこれが一番効果があるというところを考えてやる必要がある。市民税の減税、投資に向けた助成も来年度にやります。航空宇宙産業も国の特区制度を活用し、市としてできることは、規制緩和や、助成などもある。市全体でやっていくのはその通りで、その観点も必要だと思う。

リフォームは市場ができています。税金で助成する方針はない。耐震、太陽光、福祉リフォームとかでかなり助成している。全体には局長が参加する名古屋市経済対策推進会議で対応、議論する。

しっかり支援を

【山口議員】しっかりやってほしい。（時間切れ）

各常任委員会の概要(補正予算案等の質疑)

2012年9月議会 委員会日程表(補正予算 条例改正等)

日時	総務環境	財政福祉	教育子ども	土木交通	経済水道	都市消防
9/20 (木)	10:00 3分演説2人	3分演説1人	3分演説1人	3分演説1人	3分演説なし	3分演説なし
	10:10 質疑(総務)	10:05質疑(財政・病院)	10:05質疑(子ども)	10:05質疑(土木)	質疑(経済)	質疑(住都)
9/21 (金)	10:30 質疑(環境)	質疑(福祉)	総括質疑(子ども)	総括質疑(土木)	総括質疑(経済)	質疑(消防)
9/24 (月)	10:30 総括質疑(総務)	総括質疑(財政・病院)				総括質疑(住都)
9/25 (火)	10:30 総括質疑(環境)	総括質疑(福祉)			緊急雨水整備事業	総括質疑(消防)
9/26 (水)	10:30 意思決定	11:00 意思決定 工事請負契約の締結	意思決定	意思決定	意思決定	意思決定

一般会計補正予算の概要 (単位：千円)

	事項	金額	左の財源	説明
一般会計	国際展示場の整備調査	30,000	一般財源 30,000	金城ふ頭開発の一環として、第1展示館を移転整備するため、整備手法や地盤改良等に関する調査を実施
	持続発展教育(ESD)に関するユネスコ世界会議の開催準備	4,500	一般財源 4,500	2014年11月に愛知県・名古屋市で開催予定の世界会議に向け会議支援準備及び普及啓発等を行う実行委員会への負担金
	賃貸方式による民間保育所の設置	341,604	県費 220,832 一般財源 120,772	2013年4月の「待機児童ゼロ」を達成するための対策 本園 9カ所 0歳～就学前 定員 60人 4カ所 (3歳未満児定員 30人 4カ所) 0歳～3歳 定員 40人 5カ所 (3歳未満児定員 30人 5カ所) 公募により事業者を選定
	グループ実施型家庭保育室の設置	27,133	県費 7,146 一般財源 19,987	2013年4月の「待機児童ゼロ」を達成するための対策 定員15人 4カ所 (3歳未満児定員 15人 4カ所) 公募により事業者を選定
	金城ふ頭における駐車場整備調査	17,000	一般財源 17,000	レゴランドを核とした民間からの開発提案を踏まえ、新たに必要となる駐車場の整備に向けた調査を実施
	通学路交通安全確保対策	147,000	一般財源 147,000	国等からの依頼を受け実施した緊急点検に基づき、通学路安全対策検討会で対策が必要と判断された幅員が狭い公立小学校等の通学路について、路肩のカラー化等を実施
	都市再生安全確保計画策定調査	18,000	国庫 9,000 一般財源 9,000	大規模な地震発生時における滞在者等の安全確保を図るため、国が制度化した都市再生安全確保計画の策定に向け、必要な情報の収集・分析を実施
	一般会計 計	662,281	特定財源 236,978 一般財源 348,259	
病院	医療事故賠償金	2,014	医療外収益 2,014	東部医療センターにおける医療事故に対する損害賠償金の支払い(病院賠償責任保険から支払い)
	公営事業会計 計	2,014	特定財源 2,014	
総 計		587,251	特定財源 238,992 一般財源 348,259	

予算編成過程の公開を見ると、議会事務局が予算要求した議会報告会の開催(300万円)市会だよりの例月化(1500万円)区役所等での議会広報番組の放送(100万円)議会図書室でのネット中継の閲覧とDVD貸出(300万円)はすべて、却下され、予算計上されませんでした。

経済水道委員会(9月20日・21日) さはしあこ議員

金城ふ頭・国際展示場の改築計画を見直し レゴランド誘致で場所を現地から変更

財政難で見送られてきた改築

9月20日に経済水道委員会が行われ、9月補正予算に計上された国際展示場の整備調査費3000万円について審議が行われました。

国際展示場は老朽化で使い勝手も悪いということで改築計画が進められ、第1展示場の基本設計も出来ていましたが、財政難のため実施が先送りされてきました。

平成20年1月 名古屋市国際展示場整備構想の概要

3 施設整備計画

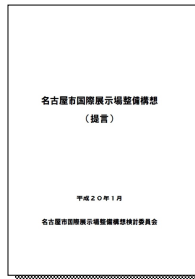
区分	内容
展示機能	・全体の総展示面積は40,000㎡規模 ・老朽化した現在の第1展示館を建て替え、新第1展示館として展示面積が20,000㎡の施設を整備 ・新第1展示館は空調設備を完備、床面はコンクリート ・屋外展示場の整備
会議機能	・1,600㎡～2,000㎡程度の大規模会議室新設 ・小規模な会議室の増設 ・各展示館との一体的利用や回遊性を考慮し、イベント館の再整備について検討
駐車機能	・現在の規模を維持するとともに、大規模催事開催時にはパークアンドライド等による対応が必要
支援・サービス機能等	・飲食施設を改善し、多様なニーズに対応 ・売店、ATM、授乳室等の付帯施設の充実 ・全館に無線LANを完備



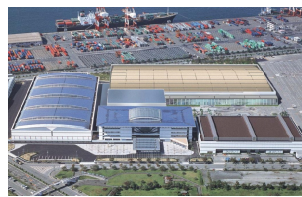
【東京ビッグサイト】
駅から東京ビッグサイトに連絡する歩道橋。
金城ふ頭も、歩道橋でつなぐ計画です。

今回、新たに整備調査費が計上されたのはレゴランドの進出のため当初の改築位置を変更するために基盤調査などを行うためです。

さはし議員は、「新たな経費増はレゴに負担を求めるべき。過大な計画にならないよう慎重な対応を」と求めました。

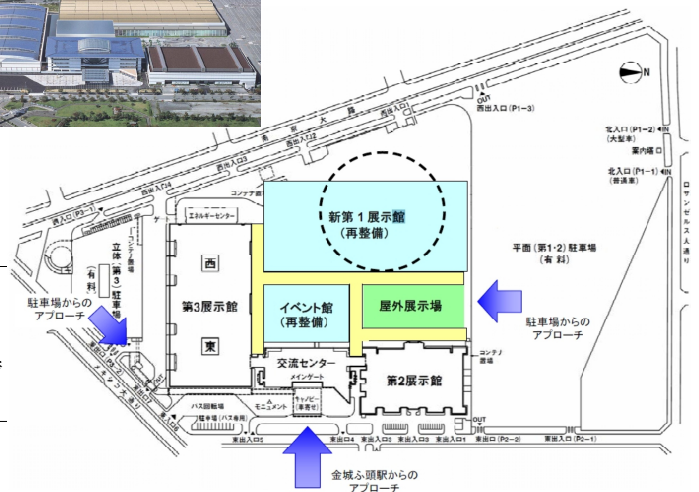


2008年1月の「名古屋市国際展示場整備構想」(上)とその計画概要(左と上)。下は改築完成予想図。



これまでの調査費

2007年度 整備構想の策定	1973万円
2008年度 第1展示館改築基本設計	8069万円



国内の主要見本市・展示施設の概要

	名古屋 国際展示場	東京 ビッグサイト	幕張メッセ	パシフィコ 横浜	インテックス 大阪	神戸 国際展示場	西日本 総合展示場	マリニメッセ 福岡
設立年	1973年～1993年	1996年4月	1989年～1997年	1991年～2001年	1985年～1993年	1981年～2006年	1977年～1998年	1995年
展示場面積	33,946㎡	80,660㎡	75,000㎡	20,000㎡	70,000㎡	13,600㎡	16,400㎡	10,500㎡
総敷地面積	201,833㎡	243,419㎡	217,152㎡	50,734㎡	128,986㎡	26,818㎡	90,582㎡	28,191㎡
展示場構成	・第1展示館(13,870㎡) ・第2展示館(6,576㎡) ・第3展示館(13,500㎡)	・ホール: 8,350㎡(2), 8,670㎡(4), 4,680㎡(1), 6,840㎡(1), 8,880㎡(2) ・アトリウム(2,000㎡)	・8ホール(54,000㎡) ・3ホール(18,000㎡)	・ホール: 3,300㎡(2), 6,700㎡(2)	・9ゾーン(1,625～10,535㎡)	・1号館(3,000㎡×2) ・2号館(3,800㎡) ・3号館(3,800㎡)	・本館: (5,520㎡, 1,410㎡, 210㎡) ・新館: 8,000㎡(3) ・展示室(1,400㎡)	・展示室(8,000㎡) ・2階展示スペース(1,100㎡) ・海のモール(1,400㎡)
会議室等	・ホール(725㎡)、会議ホール(537㎡)、会議室5室他	・国際会議場(1,030㎡) ・大小22の会議室 ・レセプションホール(1,700㎡)	・ホール(3,098㎡) ・国際会議場(1,390㎡) ・国際会議室(635㎡) ・中小会議室	・大ホール(5,000人収容) ・ホール(1,350㎡) ・大中小会議室	・国際会議場(414㎡) ・会議室等	・多目的室(153㎡) ・会議室	・本館会議室、応接室、新館会議室(389㎡)	・サブアリーナ(851㎡)、大会議室(410㎡)他
駐車場台数	4,100	520+臨時駐車場	5,550+大型120	1,200	1,880+臨時1,120	200	本館320+臨時100 新館427+臨時30	801
都心からの所要時間	名古屋駅からあおなみ線で24分+徒歩5分	東京駅から15分+徒歩7分	東京駅から30分	横浜駅から3分+徒歩3分	都心部から地下鉄で約15分+徒歩5分	新神戸駅からポートライナー20分	JR小倉駅から屋根付きベデストリアンデッキ5分	西鉄福岡駅からバスで約10分

都市消防委員会(9月20日・24日) わしの恵子議員

レゴランドの誘致に集約駐車場

レゴランド・商業施設・ホテル・国際展示場・リニア鉄道館

名古屋市は9月補正予算で、金城ふ頭のモノづくり文化交流点構想の推進として、レゴランド誘致のための基盤調査費を提案し、都市消防委員会でわしの恵子議員が名古屋市への影響などをたしました。

駐車場整備調査に1700万円

金城ふ頭にレゴランドを誘致するにあたって、名

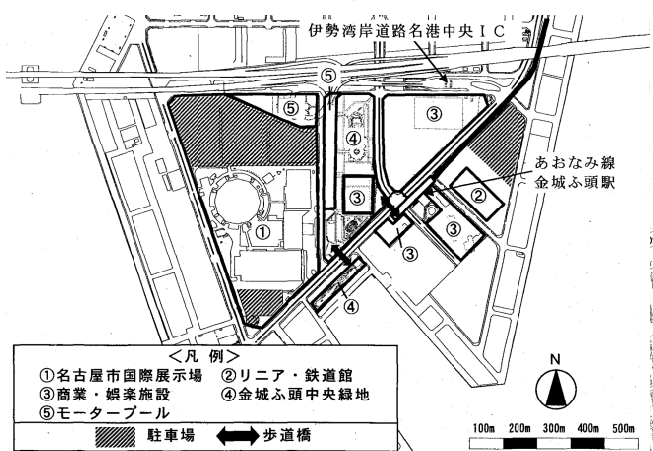
古屋市が都市基盤整備の名のもとに、レゴランドと関連の商業施設やホテル・国際展示場・リニア鉄道館の集約駐車場をはじめ、交差点改良、歩行者デッキの整備のための調査費用のうち、集約駐車場の位置を、現在、民間の大型家具屋さんのあるところに変更するというので、移転してもらうための補償費用を算定するための、用地測量、物件調査等を1700万円かけて行うという案件が含まれていました。

半年で位置が変わった計画

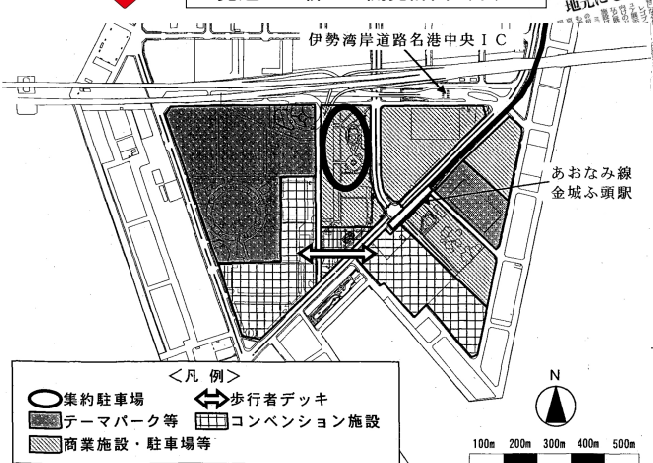
レゴランド関連の調査費は昨年11月議会に3600万円、今年の当初予算で3000万円、そして今回と合わせ8300万円の調査費です。わしの議員は今年6月に東京のお台場に室内型レゴランドがオープンし、その調査結果も踏まえて、集約駐車場の位置変更の理由やこれまでの予算執行の関係等についてたしました。レゴランドの誘致には、国際展示場の建て替えや本来の金城ふ頭の役割である物流との関係、金城ふ頭全体の液状化対策や津波対策等々、さまざまな課題も生じてきます。わしの議員は、「名古屋市が基盤整備を行うにあたり、今後、名古屋市の負担を増大させることのないように」と指摘しました。



今は幻。2008年7月の構想時のイメージ



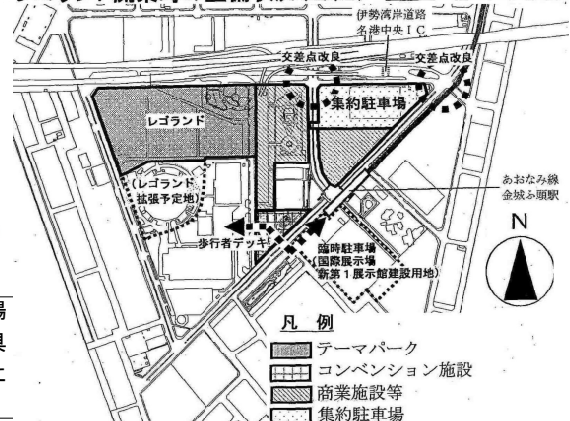
現状(上)と今春のレゴランド進出を見込んだ新しい開発計画(下)



集約駐車場の台数見込み

施設	ピーク時	全体
国際展示場	3,000台	5,000台
レゴランド	3,000台	
商業施設	1,500台	
リニア館	500台	

レゴランド開業時の整備状況(想定)



集約駐車場を既存家具店の位置に移動(右)

主な議案に対する会派別態度(補正予算案等)

1、当 ク局提案 15件 (条例案: 6件、補正予算案: 2件、一般案件: 5件)

議 案 名	各会派の態度							結果	備 考
	共	減	自	公	民	新	ク		
名古屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正	○	○	○	○	○	○	○	可決	地域主権改革一括法関連。「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の一部改正による改定。一般廃棄物処理施設に係る技術管理者の資格を、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則で定められている資格と同一内容で規定し、引用条項を移動
名古屋市環境影響評価条例の一部改正	○	○	○	○	○	○	○	可決	事業計画の立案段階の検討手続を新設し環境影響評価制度をより実効性の高いものにする。 ・方法書の作成前の手続の新設(計画段階配慮の手続) ・方法書の内容を要約した書類の提出と説明会開催の義務付け ・事後調査の途中における報告の手続の新設 ・インターネットの活用等の情報提供手段の拡充 等
市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例の一部改正	○	○	○	○	○	○	○	可決	汚染土壌の適切かつ適正な処理を図るため ・自主調査で汚染が判明した場合の結果報告を義務付け ・規制区域を健康や環境に被害が生ずるおそれの有無に応じた区域に分類 ・汚染土壌を搬出する者に届出を義務付け 等
名古屋市防災会議条例及び名古屋市災害対策本部条例の一部改正	○	○	○	○	○	○	○	可決	災害対策基本法の一部改正で (1) 名古屋市防災会議条例の所掌事務規定の整理 (2) 名古屋市災害対策本部条例の引用条文の条項移動
名古屋市消防関係事務手数料条例の一部改正	●	○	○	○	○	○	○	可決	甲種防火管理新規講習等を受講する手数料を新設(従来は教科書代のみ徴収なので実質値上げ) 甲種防火管理新規講習 2,000円 甲種防火管理再講習 1,500円など
火災予防条例の一部改正	○	○	○	○	○	○	○	可決	省令の一部改正により、電気自動車用の急速充電設備を設置する際の位置、構造及び管理の基準を規定
2012年度名古屋市一般会計補正予算(第2号)	○	○	○	○	○	○	○	可決	585,237千円の補正で1,029,542,437千円に。国際展示場の整備調査3000万円、ユネスコ世界会議の開催準備450万円、賃貸方式による民間保育所の設置3億4000万円、レゴランドなどの合同駐車場整備調査1700万円、通学路のカラー舗装等1億4700万円など
2012年度名古屋市病院事業会計計補正予算(第2号)	○	○	○	○	○	○	○	可決	2,014千円の補正で33,142,616千円に。医療事故の損害賠償金(保険で充当)
財産の処分	○	○	○	○	○	○	○	可決	名古屋市立保育短期大学の廃止で土地を処分。尾張旭市平子町の山林151,723.03㎡を3億3490万円で尾張旭市に
損害賠償の額の決定	○	○	○	○	○	○	○	可決	2010年9月の東市民病院での医療事故で慰謝料190万円など損害賠償の額を201万円余に決定。
指定管理者の指定(寿荘)	○	○	○	○	○	○	○	可決	名古屋市寿荘の指定管理者を社会福祉法人八起社に指定。2013年4月1日から10年間
指定管理者の指定(コミセン4つ)	○	○	○	○	○	○	○	可決	名古屋市稲葉地、新明、福春、笠寺のコミセンを、各学区連絡協議会や学区公民会に指定。～2014年3月31日
市道路線の認定及び廃止	○	○	○	○	○	○	○	可決	大高南第83号線始め18路線を認定、端山線始め7路線の一部又は全部を廃止

○=賛成 ●=反対/共: 日本共産党 減: 減税日本ナゴヤ 自: 自民党 公: 公明党 民: 民主党 新: 減税日本新国会 ク: 無所属クラブ

2、追加議案 3件 (人事案件：3件)

議 案 名	各会派の態度							結 果	備 考
	共	減	自	公	民	新	ク		
教育委員会の委員の選任	○	○	○	○	○	○	○	同意	梶田知 (瑞穂区、1956年生まれ、酒類食品業務用販売などのマルト水谷社長)
教育委員会の委員の選任	○	○	○	○	○	○	○	同意	福谷朋子 (東区、1971年生まれ、弁護士、キャプナ弁護団、NPO子どもセンター「パオ」運営委員など。久屋大通法律事務所)
愛知県公安委員会委員の推薦	○	○	○	○	○	○	○	同意	入谷正章 (東区、1950年生まれ、京都大学卒。弁護士、愛知県弁護士会会長、日弁連副会長)

4、議員提出議案 3件 (条例案：1件 人事案：1件 一般案件：1件)

地域環境審議会委員の選任は10月11日の議決。

議 案 名	各会派の態度							結 果	備 考
	共	減	自	公	民	新	ク		
名古屋市会会議規則の一部改正	○	○	○	○	○	○	○	可決	自治法の改正による引用条項の移動など
地域環境審議会委員の選任	○	＊	○	○	○	○	○	同意	＊減税日本は一連の不祥事の責任をとって委員の推薦を辞退。しかし園田議員は納得せず、議案に署名しなかったが、結局、最終日に署名。 議運委員長から厳重注意を受けた (資料参照)。

○=賛成 ●=反対／共：日本共産党 減：減税日本ナゴヤ 自：自民党 公：公明党 民：民主党 新：減税日本新政会 ク：無所属クラブ

請願に対する賛成討論(9月28日)

「日本軍慰安婦問題について日本政府に誠実な対応を求める意見書提出に関する請願」の採択を 岡田ゆき子 議員



日本軍慰安婦問題について日本政府に誠実な対応を求める意見書提出に関する請願

元慰安婦の重い証言

【岡田議員】私は、日本軍慰安婦問題の意見書提出に関する請願の採択を求め討論を行ないます。日本軍の性奴隷とされた事実を告発したイ・ヨンスさんが、今年8月に川崎市で開かれた市民の会で証言されました。

「15歳だった1944年秋、自宅で就寝中、女友達に窓をたたかれ、手招きされるまま外に出ると、日本軍人が待ち伏せていました。そのまま連行され「帰りたい」と懇願しても「いうことを聞かなければ殺す」と脅されました。台湾の海軍慰安所へ向かう船で、海軍の兵士らに強姦されました。慰安所では軍人に髪を引っ張られ、軍靴で蹴られたことも。「許して、許して」と両手を合わせて訴えたが、刀で脅され、「お母さん」と叫びました。そのあとのことは覚えていない、こう話されまし

た。

人権を著しく侵害した犯罪行為

「慰安婦」問題とは、軍がつくった慰安所で、女性を拘束し、軍人らの性行為の相手を強いた問題です。女性を人間として扱わず、人権を著しく侵害した犯罪行為として、国際人権委員会等から日本政府に対し、謝罪と補償を求める勧告が何度も出されています。

強制的にはなかったという人もいますが、イ・ヨンスさんの証言のように、軍や官憲が直接かかわった強制連行の証言は相次いでおり、こうした事実には変わりありません。

背を向けることは国際社会で孤立

日本政府がこの問題に背を向けることは、国際社会において孤立することになるでしょう。

そうした認識に立ち、今だからそこ、日本政府に対し誠実な対応を求める本請願の採択を求めて討論を終わります。

李容洙(イヨンス)ハルモニ

1928年12月13日 韓国慶尚南道大邱(テグ)市に生まれる。貧しいながらも両親と兄と本人と4人の弟の大家族で、毎日が賑やかで睦まじく暮らしていました。学校にも通いましたが、弟がたぐさんいたので、1年ほどでやめてしまいました。その後、夜学に通い日本人の先生に日本の歌を教えてもらいました。

1944年秋 15歳の時、家で寝ていると小窓を叩く音に目を覚まし、手招きされるままに外に出てみると日本軍人が立っていました。脅されるがまま連行されました。大邱から汽車にのり慶州、平壤・安州、大連に行き、船に乗って台湾・新竹海軍慰安所へ。

1945年春 16歳の時、慰安所が爆撃にあい、家の下敷きになりました。親切にしてくれた特攻隊の軍人が出撃して帰っては来ませんでした。8月 日本の敗戦で“解放”され、収容所に集められました。

1946年春 17歳の時、帰還船に乗り釜山港へ着き、大邱駅からは父母の元へ走りました。父母の元に帰れたものの誰にも被害を語れませんでした。誰かにその事が知られてしまうのではないかと恐れて暮らしていました。それから、いくつかの仕事をしながら弟たちの援助で生活していました。

1992年6月25日 63歳の時、恐る恐る何度も迷い、そして勇気をふりしぼって名乗りでました。その後、韓国・日本のみならずアメリカ・カナダ・フィリピン・台湾などでも証言と抗議の活発な活動を続けています。

2002年日韓請求権協定関連文書公開請求行政訴訟の原告団の先頭にたつ。

2007年には米国公聴会で証言。

河野談話の要旨(1993年8月4日)

慰安所は、当時の軍当局の要請により設営されたものであり、慰安所の設置、管理及び慰安婦の移送については、旧日本軍が直接あるいは間接にこれに関与した。慰安婦の募集については、軍の要請を受けた業者が主としてこれに当たったが、その場合も、甘言、強圧による等、本人たちの意思に反して集められた事例が数多くあり、更に、官憲等が直接これに加担したこともあったことが明らかになった。また、慰安所における生活は、強制的な状況の下での痛ましいものであった。

本件は、当時の軍の関与の下に、多数の女性の名誉と尊厳を深く傷つけた問題である。政府は、この機会に、改めて、その出身地のいかなる方々を問わず、いわゆる従軍慰安婦として数多の苦痛を経験され、心身にわたり癒しがたい傷を負われたすべての方々に対し心からお詫びと反省の気持ちを申し上げる。

請願・陳情審査の結果 (2012年7月～2012年9月の委員会審査)

新規請願 (6月定例会で受理され、9月議会開会までの間に、委員会で審議された結果。異議申し立てのあった請願のみ、本会議で採決し、保留や採択の請願は本会議で採決しません。9月議会で受理された請願は、11月議会での採決になります。)

請願 番号	請願名	請願者	請願項目	各会派の態度								結果	備考 (委員会)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
				共	減	自	公	民	新	ク																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
平成24年 第7号	ゆとりーとラインの大曽根・中志段味系統を延伸すること及びゆとりーとラインに都市計画道路志段味水野線の経由を新設することを求める請願	志段味東学区区政協力委員会委員長	1、高蔵寺までの延伸を 2、都市計画道路志段味水野線を経由する路線の新設を	慎重に検討、動向を見る								保留	土交 2012. 9.6																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
平成24年 第8号	日本軍慰安婦問題について、日本政府に誠実な対応を求める意見書提出に関する請願	中川区「慰安婦」問題の早期解決を求めるための署名を進める会	1 日本軍慰安婦被害者に対して、公式に謝罪し、補償を 2 日本軍慰安婦問題を歴史的事実として次世代に伝える	○	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

* 24年8号で民主党は委員会でご不採択に反対しました。本会議では委員会のうかい、久野議員が棄権し、民主党としては不採択に。

保留の請願 (2月定例会以前に受理され、これまでに結論が出なかった請願。保留や採択の請願は本会議での採決は行われません)

請願 番号	請願名	請願者	請願項目	各会派の態度							結果	備考 (委員会)	
				共	減	自	公	民	新	ク			
平成23年 第4号	緑市民病院のより良い医療を求める請願	緑区住民	2 医師・看護師不足を早急に解決し、安心できる診療体制の再生を	慎重に検討							保留	財福 2012. 9.10	
平成23年 第16号	TPPへの参加に反対することを求める意見書提出に関する請願	新日本婦人の会愛知県本部	TPPへの参加に反対することを求める意見書を	-	動向を見守る							保留	土交 2012. 9.6
平成23年 第17号	妊婦健診の受診費用に対する補助の拡充等を求める請願	新日本婦人の会愛知県本部	1 妊婦健診の助成費用の引き上げと、産後検診を1回無料に	慎重に検討							保留	教子 2012. 9.10	
平成23年 第30号	社会保障・税に関わる番号制度の導入に反対する意見書提出を求める請願	住基ネットに反対する市民の会	社会保障・税に関わる番号制度の導入に反対する意見書を	動向を見守る							保留	経水 2012. 9.10	

○=賛成 ●=反対 -=議席なし ×=棄権 / 共：日本共産党 減：減税日本 自：自民党 公：公明党 民：民主党 新：減税新政会 ク：減税クラブ

保留の請願 続き												
請願 番号	請願名	請願者	請願項目	各会派の態度						結果	備考 (委員会)	
				共	減	自	公	民	新			ク
平成23年 第37号	名古屋市公会堂に洋式トイレを早急に増設することを求める請願	財団法人不老会 瑞穂区支部長	名古屋市公会堂に洋式トイレを早急に増設を	慎重に審査						保留	経水 2012. 9. 10	
平成23年 第43号	学校薬剤師の報酬に関する請願	名古屋市学校薬剤師会	学校薬剤師の報酬を引き上げ、学校3師の報酬を同額に	取り下げ						取下	教子 2012. 7. 26	
平成23年 第45号	学童保育制度の拡充を求める請願	名古屋市学童保育連絡協議会	1 (1) 名古屋市が学童保育所の土地及び施設を確保する	動向を見守る						保留	教子 2012. 9. 10	
			(2) 学童保育指導員の経験加給助成制度を新設する									
平成23年 第47号	子どもたちが健やかに育つために北区内における市立の延長保育事業実施保育所の拡充、病児デイケア事業の実施及び病後児デイケア事業の拡充を求める請願	北区住民	1 北区内の延長保育未実施保育所でも延長保育の早急な実施を	慎重に検討。動向を見る						保留	教子 2012. 9. 10	
			2 北区内で病児デイケア事業の早急な実施を									
平成23年 第51号	子どもたちの豊かな保育所生活と保護者の就労等を保障する保育施策の拡充を求める請願	名古屋市公立保育園父母の会	3 すべての公立保育所で延長保育を	慎重に検討						保留	教子 2012. 9. 10	
			6 3歳未満の障害児に対応した保育体制を									
平成23年 第52号	敬老パスの現行制度を守り、充実させることを求める請願	全日本年金者組合	敬老パスの現行制度を守り、充実を	慎重審査のため						保留	財福 2012. 9. 10	
平成23年 第53号	丸の内一丁目の地下鉄出入口及び丸の内二丁目の地下鉄1番出入口にエレベーターを設置することを求める請願	中区住民	丸の内一丁目の地下鉄出入口及び丸の内二丁目の地下鉄1番出入口にエレベーターを	-	今後の課題。慎重に審査						保留	土交 2012. 9. 6
平成23年 第54号	子どもたちが健やかに育つために公的保育制度の堅持を求める請願	天白区住民	2 保護者負担を増やさず、現在の保育の質を保つ	慎重に検討						保留	教子 2012. 9. 10	
			6 (1) 学童保育所の土地及び建物を市の責任で確保する									
			(2) 障害児受入加算を一人ごとに									
			(3) 経験加給助成の新設を									
			7 (4) 天白区で午後7時30分まで延長保育する公立保育所の増を									
			(5) ア 障害児の認定に年齢枠を撤廃し、希望者全員の入所を	慎重に検討						保留	教子 2012. 7. 26	
			イ 名古屋市に高等養護学校の新設を									
			ウ あけぼの学園の建替えを									
エ 天白区の原小学校及び原中学校に特別支援学級を	慎重に検討						保留	教子 2012. 7. 26				
平成23年 第55号	安心して子どもを産み育てられるよう保育の公的責任の堅持と保育・学童保育施策の拡充を求める請願	愛知保育団体連絡協議会	2 最低基準は、保育の質を向上させる内容に	動向を見る						保留	教子 2012. 9. 10	
			4 (1) 超過入所でなく保育所の新設で待機児童を解消する									
			(6) 保育料の値上げを行わない									
			5 すべての保育所及び学童保育所の耐震調査を行い、工事には補助金を交付する。沿岸部の保育所及び学童保育所の津波対策を									
			6 学童保育の指導員に対する補助金単価を3倍に									

○＝賛成 ●＝反対 ▲＝打切り －＝議席無 / 共：日本共産党 減：減税日本 自：自民党 公：公明党 民：民主党 新：減税新政会 ク：減税クラブ

保留の請願 続き

請願 番号	請願名	請願者	請願項目	各会派の態度							結果	備考 (委員会)
				共	減	自	公	民	新	ク		
平成23年 第57号	守山市民病院の存続と充実を求める 請願	地域医療を考 え守山市民病 院を守る会	1 名古屋市直営の総合的な病院 として充実を 3 救急医療体制の充実を	慎重に審査							保留	財福 2012. 9. 10
平成23年 第58号	守山市民病院の存続と充実を求める 請願	地域医療を考 え守山市民病 院を守る会	1 玄関前にバス停の設置を 2 バスの運行本数を増やし、病 院の受付開始時間に間に合う よう運行開始時刻を早める	-	慎重に審査							土交 2012. 9. 6
平成23年 第59号	西生涯学習センターにおける指定管 理者制度の導入に反対する請願	新日本婦人の 会西支部	管理は名古屋市直営で行い、指 定管理者制度を導入しない	慎重に審査							保留	教子 2012. 7. 26
平成23年 第60号	中村生涯学習センターにおける指定 管理者制度の導入に反対する請願	新日本婦人の 会中村支部	管理は名古屋市の直営で行い、 指定管理者制度を導入しない	慎重に審査							保留	教子 2012. 7. 26
平成23年 第61号	中生涯学習センターにおける指定管 理者制度の導入に反対する請願	新日本婦人の 会中支部	管理は名古屋市の直営で行う	慎重に審査							保留	教子 2012. 7. 26
平成23年 第62号	港生涯学習センターの直営を守り、 充実させることを求める請願	新日本婦人の 会港支部	直営を守り、充実を	慎重に審査							保留	教子 2012. 7. 26
平成23年 第63号	緑生涯学習センターの直営を守り、 充実させることを求める請願	新日本婦人の 会緑支部	直営を守り、充実を	慎重に審査							保留	教子 2012. 7. 26
平成23年 第64号	天白生涯学習センターにおける指定 管理者制度の導入に反対する請願	新日本婦人の 会天白支部	管理は名古屋市の直営で行い、 指定管理者制度を導入しない	慎重に審査							保留	教子 2012. 7. 26
平成23年 第65号	北生涯学習センターの直営を守り、 充実させることを求める請願	新日本婦人の 会北支部	直営を守り、充実を	慎重に審査							保留	教子 2012. 7. 26
平成23年 第66号	熱田生涯学習センターにおける指定 管理者制度の導入に反対する請願	新日本婦人の 会熱田支部	管理は名古屋市の直営で行い、 指定管理者制度を導入しない	慎重に審査							保留	教子 2012. 7. 26
平成23年 第67号	中川生涯学習センターにおける指定 管理者制度の導入に反対する請願	新日本婦人の 会中川支部	管理は名古屋市の直営で行い、 指定管理者制度を導入しない	慎重に審査							保留	教子 2012. 7. 26
平成23年 第68号	生涯学習センターの直営を守り、充 実させることを求める請願	新日本婦人の 会愛知県本部	生涯学習センターの直営を守り、 充実を	慎重に審査							保留	教子 2012. 7. 26
平成23年 第69号	女性会館の存続と充実を求める請願	新日本婦人の 会愛知県本部	女性会館を存続し、充実を	慎重に審査							保留	教子 2012. 9. 10
平成23年 第70号	昭和生涯学習センターにおける指定 管理者制度の導入に反対する請願	新日本婦人の 会昭和支部	管理は名古屋市の直営で行い、 指定管理者制度を導入しない	慎重に審査							保留	教子 2012. 7. 26
平成23年 第71号	守山生涯学習センターの直営を守り、 充実させることを求める請願	新日本婦人の 会守山支部	管理は名古屋市の直営で行い、 充実を	慎重に審査							保留	教子 2012. 7. 26
平成23年 第72号	ファール号の存続と拡充を求める 請願	南区住民	ファール号を廃止するのでは なく、存続・拡充させる	慎重に審査							保留	財福 2012. 9. 10
平成23年 第73号	千種生涯学習センターにおける指定 管理者制度の導入に反対する請願	新日本婦人の 会千種支部	管理は名古屋市の直営で行い、 指定管理者制度を導入しない	慎重に審査							保留	教子 2012. 7. 26
平成23年 第74号	名東生涯学習センターの直営を守り、 充実させることを求める請願	新日本婦人の 会名東支部	直営を守り、充実を	慎重に審査							保留	教子 2012. 7. 26
平成23年 第76号	南生涯学習センターの直営を守り、 充実させることを求める請願	新日本婦人の 会南支部	直営を守り、充実させる	慎重に審査							保留	教子 2012. 7. 26
平成23年 第77号	瑞穂生涯学習センターの直営を守り、 充実させることを求める請願	新日本婦人の 会瑞穂支部	直営を守り、充実させる	慎重に審査							保留	教子 2012. 7. 26
平成23年 第78号	東生涯学習センターの直営を守り、 充実させることを求める請願	新日本婦人の 会東支部	直営を守り、充実させる	慎重に審査							保留	教子 2012. 7. 26
平成23年 第80号	野外学習センターの存続を求める請 願	北区住民	野外学習センターを存続する	慎重に審査							保留	教子 2012. 7. 26

○＝賛成 ●＝反対 －＝議席なし / 共：日本共産党 減：減税日本 自：自民党 公：公明党 民：民主党 新：減税新政会 ク：減税クラブ

保留の請願 続き

請願 番号	請願名	請願者	請願項目	各会派の態度							結果	備考 (委員会)	
				共	減	自	公	民	新	ク			
平成23年 第81号	休養温泉ホーム松ヶ島を存続し、 充実させることを求める請願	全日本年金者組合 愛知県本部	休養温泉ホーム松ヶ島を存続し、 充実させる	慎重に審査							保留	財福 2012. 9.10	
平成23年 第83号	臨時教員制度を改善し、行き届い た教育を求める請願	臨時教員制度を改 善しゆきとどい教 育を求める会	3 教員採用選考試験における受 験年齢制限の廃止を	趣旨実現							打切	教子 2012. 7.26	
平成23年 第84号	地域巡回バスの利便性向上を求め る請願	千種区住民	1 運行時間を午前8時台からに広 げる	-	慎重に審査する							保留	土交 2012. 9.6
			2 運行本数を1時間1本から2本に 増を										
平成24年 第2号	トワイライトルームの拙速な開始 に反対し、学童保育及びトワイラ イトスクールの拡充を求める請願	名古屋市学童保育 連絡協議会	トワイライトルームを拙速に開 始せず、学童保育とトワイラ イトスクールはそれぞれの目 的と役割にあわせて拡充を	慎重に検討、動向を 見る							保留	教子 2012. 9.10	
平成24年 第4号	年金の支給開始月日の引上げをや めることを求める意見書提出に関 する請願	全日本年金者組合 愛知県本部	年金の支給開始年齢を維持する よう意見書を	慎重に審査							保留	財福 2012. 9.10	
平成24年 第5号	すべての高齢者に月額33000円の 年金を支給すること等を求める意 見書提出に関する請願	全日本年金者組合 愛知県本部	1 すべての高齢者に老齢基礎年 金の満額の半額・月額33000円 の支給を求める意見書を	慎重に審査							保留	財福 2012. 9.10	
			2 国民年金の受給資格期間を10 年にする意見書を	趣旨実現							打切		
平成24年 第6号	2.5%の年金削除やめることを求 める意見書提出に関する請願	全日本年金者組合 愛知県本部	2.5%の年金削減をやめる意見書 を	慎重に審査							保留	財福 2012. 9.10	

○＝賛成 ●＝反対 ー＝議席なし / 共：日本共産党 減：減税日本 自：自民党 公：公明党 民：民主党 新：減税新政会 ク：減税クラブ

陳情新規分 (2月定例会で受理されたもの)

陳情番号	陳情名	陳情者	陳情項目	結果	委員会
平成24年 第8号	地方再生のための拠点となる国立大学 を都道府県ごとに選定し、その大学に 国立大学法人運営費交付金を重点的に 増額して交付することを求める意見書 提出に関する陳情	安城市民	国立大学を都道府県ごとに選定し、その大学に 国立大学法人運営費交付金を重点的に増額交付 して支援を強化する	ききおく	総環 2012. 7.31
平成24年 第9号	千種区千代が丘地域の生徒の通学につ いて、猪子石中学校と千種中学校との 選択ができるようにすることを求める 陳情	千種区住民	千種区千代が丘地域の生徒の通学について、猪 子石中学校と千種中学校との選択ができるよう に	ききおく	教子 2012. 7.26
平成24年 第10号	天白川の河川敷及び川の中に自生して いる木々を伐採することを求める意見 書提出に関する陳情	天白区住民	天白川の河川敷及び川の中に自生している木々 を伐採す	ききおく	土交 2012. 9.6
平成24年 第11号	本会議及び委員会傍聴時の受付を廃止 することを求める陳情	天白区住民	本会議及び委員会傍聴時の受付廃止を	ききおく	総環 2012. 7.31

○＝賛成 ●＝反対 △＝保留 / 共：日本共産党 減：減税日本 自：自民党 公：公明党 民：民主党

請願・陳情

2012年9月議会に受理されたもの

9月定例会には下記の請願が受理され、10月以降の閉会中委員会で審査が行われます。

◆請願

請願番号	受理日	請願名	請願者	紹介議員
平成24年第14号	平成24年7月5日	議会改革推進会議の小委員会を公開することを求める請願	天白区住民	さいとう実咲 山田まな（以上減税） （河合議員は後日、取り消した）
議会改革推進会議は公開されているが、議会改革推進会議の第1小委員会及び第2小委員会は非公開となっている。 しかし、名古屋市議会基本条例第4条第1項後段には、議会活動に関する情報を市民に公開し、市民に対する説明責任を果たすと規定されている。 また、同条例第9条第2項には、議会の会議等は、公開を原則とすると規定されている。 さらに、同条例第2条第2項第2号には、積極的に情報公開を進めるとともに、市民が参加しやすい開かれた議会運営を行い、様々な機会を活用して、市民への説明責任を果たすと規定されている。 ついては、次の事項の実現をお願いする。 1 議会改革推進会議の小委員会を公開すること。				
請願番号	受理日	請願名	請願者	紹介議員
平成24年第15号	平成24年10月9日	保育料を値上げしないことを求める請願	保育をよくするネットワークなごや(11,247名)	岡田ゆき子 さはしあこ 田口一登 山口清明 わしの恵子(以上共産)
名古屋市には、2012年4月1日現在で1032人の待機児童がおり、この数字には表れない潜在的な保育需要も多いと考えられる。名古屋市は、この問題を解決するために、賃貸物件を利用した保育所分園の増設や家庭保育室の拡充等の対応を行ってきたが、その対応を上回るスピードで待機児童がふえており、さらなる対策が求められている。 しかし、待機児童の問題は、30年間新たな公立保育所を設置することなく、民間保育所の増設と定員枠の拡大という小手先の対策しか行わなかった結果であるとも言える。したがって、その解決策として、10年という期間が区切られた賃貸物件を利用した保育所分園の増設や認可保育所と比較して基準の低い家庭保育室の拡充を実施することには大きな問題がある。名古屋市は、公立及び民間の認可保育所の増設による抜本的な待機児童対策を行うべきである。 このような流れの中で、名古屋市は、保育料等のあり方について総合的に検討する必要があるとして、名古屋市社会福祉審議会保育料等のあり方検討分科会を設置したが、分科会においては、保育料の値上げを前提としているかのような議論がなされている。待機児童対策に必要な予算を確保することは大切であるが、それを保育料に転嫁することは問題である。現在においても、名古屋市の保育料は、統計のとれていない2町を除く愛知県内の52市町村の中で9番目に高く、子育て世帯の大きな負担となっている。 名古屋市の責任は、保育や子育て支援を必要とする家庭に対し、必要なだけ保障を行うことであり、これが、真の公平であり、社会保障の大原則である。そして、そのために必要な財源については、市全体で責任を負うべきである。 「子育てするなら名古屋」を実現するためにも、保育料が値上げされることにより、本当に保育を必要とする家庭が、保育を受ける権利を侵害されることのないようにして欲しい。 ついては、次の事項の実現をお願いする。 1 保育料を値上げしないこと。				
請願番号	受理日	請願名	請願者	紹介議員
平成24年第16号	平成24年10月9日	千種区の待機児童を解消し、安心して預けられる保育所の拡大を求める請願	千種区待機児童を考える会(1,952名)	岡田ゆき子 さはしあこ 田口一登 わしの恵子(以上共産)
平成24年4月1日現在で、名古屋市の待機児童数は、全国の市区町村の中で最も多く千種区においては、179人の待機児童がおり、保育所に入りたくても入ることができず困っている者が多数いる。 全国でさまざまな事故が起こっている先例があるにもかかわらず、名古屋市は、保育所への企業参入を検討する一方で、公立保育所を廃止・民営化をしていくことを明らかにしている。早急な課題は、待機児童を解消することであるが、公立保育所を廃止することが待機児童の解消につながるとは考えられない。 私たちは、公的保育制度を充実させることが、市民が望む安心で安全な保育につながるものであると考える。したがって、市民の要求にこたえ、公立保育所を廃止することなく、既存の施設を有効に活用し、市民が安心できる認可保育所を増設することが必要である。 ついては、次の事項の実現をお願いする。 1 千種台保育園を有効活用し、乳児を含む待機児童の受け入れを行うこと。				
請願番号	受理日	請願名	請願者	紹介議員
平成24年第17号	平成24年10月9日	鳴海プールを安価で誰でも利用しやすいプールとして存続させることを求める請願	鳴海プールを存続させる会(1,005名)	岡田ゆき子 さはしあこ 田口一登 山口清明 わしの恵子(以上共産)
平成24年度名古屋市長行政評価の内部評価において、緑区の鳴海プールは、同一区内の緑スポーツセンターが温水プールを有しているため、施設が重複していることから、民営化などさらなる民間活力の活用について検討する必要があるとの意見が付され、外部評価が行わ				

れた結果、見直しと判定された。

見直しが行われれば、利用料金の値上げや民営化などの検討が懸念されるが、外部評価の判定は、利用者の声を十分反映しておらず、市民は納得できない。

緑区は人口が23万人を超える名古屋市で最も人口の多い区であり、また、鳴海プールの利用者数は年間5万人を超え、増加傾向にある。したがって、緑区内に市営プールが2カ所あっても多過ぎることはない。

また、現在の鳴海プールの利用料金は、大人500円、小人200円、高齢者100円と利用しやすい安価な料金となっており、子どもたちの遊び場となっていることに加え、高齢者や多くの市民の健康増進、交流の場ともなっている。さらに、未就学児や高齢者も参加することができる多くの教室が開催されている。

鳴海プールの周辺には、民間スポーツクラブのプールがあるが、いずれも会員制であり、入会金及び月会費がそれぞれ数千円から1万円を超える施設がほとんどであることから、鳴海プールが民営化されれば、市民の誰もが利用できる施設ではなくなってしまう。

市民の生涯学習や生涯スポーツ、健康増進を進めることは名古屋市の重要な責務である。

ついては、次の事項の実現をお願いする。

- 1 名古屋市の責任において、鳴海プールを安価で誰でも利用しやすいプールとして存続させること。

請願番号	受理年月日	請願名	請願者	紹介議員
平成24年 第18号	平成24年 10月9日	南陽工場の長寿命化に関する 請願	南区住民	山田まな 湯川栄光(以上減税) 10月16日に取り消されました。

港区にある可燃ごみの焼却施設である南陽工場は、建設費約790億円、概算有利子177億円、合計約967億円を投じて平成9年に竣工したが、平成32年頃を目途に設備更新する計画となっている。

確かに、焼却施設は、全国的にもほぼ20年から25年までの周期で建てかえられており、名古屋市がそれに倣うことも選択肢としてはあると考える。

しかし、焼却施設の設備更新には巨額の費用を要するものであり、今日の逼迫した財政状況の中では、これまでの慣習を見直し、施設を長寿命化するべきである。

焼却施設の長寿命化が可能であるとする根拠は以下の3点である。

1点目は、全国350余の焼却施設のうち、大阪市の森之宮工場、港工場、南港工場、大正工場、京都市の東部クリーンセンター、西部クリーンセンター、南部クリーンセンター、北部クリーンセンターなど30余の焼却施設において、30年以上の運転実績があると思われるということである。

2点目は、南陽工場の設備更新は、施設の老朽化が理由の一つとされているが、老朽化は施設全体にわたって、画一的に進行するものではなく、焼却炉の耐火壁やボイラー高温蒸発管壁などの部分で局部的に進行するものであるということである。老朽化した部分を適切に補修することにより、長期にわたる安定的な運転が可能であり、民間企業においては、長年にわたり、このような手法による長寿命運転が実施されている。

3点目は、30年以上の運転実績を有する施設の修繕費実績によると、30年経過した時点においても、修繕費の増加は認められないと思われるため、焼却施設の運転が20年から25年までに達すると修繕費が増大するため建てかえた方が有利であるとの主張は、現実から遊離していると思われるということである。

焼却施設の長寿命化を実現するためには、今日までの運転、補修及び管理の実態を詳細にわたって客観的かつ的確に調査、分析及び評価し、今後のあるべき方策を提起することが不可欠である。

ついては、次の事項の実現をお願いする。

- 1 南陽工場の長寿命化を達成するため、同工場の運転、補修及び管理のあり方について検討すること。

請願番号	受理年月日	請願名	請願者	紹介議員
平成24年 第19号	平成24年 10月9日	老人クラブの活性化に関する 請願	社団法人名古屋 市老人クラ ブ連合会	田口一登 山口清明 わしの恵子(以上共産)浅井康正 黒川慶一 山田まな 余語さやか(以上減税)中里高之 堀場章 渡辺義郎 横井利明 伊神邦彦 藤沢忠将 ふ じた和秀(以上自民)木下優 ばばのりこ 三輪芳裕 (以上公明)斎藤まこと 日比健太郎 渡辺房一(以 上民主)堀田太規 舟橋猛(以上新政)

老人クラブは、高齢者の生きがいと健康づくり、地域活動を目的としたボランティア組織であり、各地域において、社会参加や仲間づくり、世代間交流などを促進するため、知識や社会経験を生かした社会奉仕活動や友愛訪問などを実施している。

こうした老人クラブの活動は、老人の福祉の増進に大きく寄与するものであることから、老人福祉法第13条では、地方公共団体は老人クラブへの支援をするよう努めなければならないと明記されている。

しかし、近年では、全国的に老人クラブの組織数及び会員数が減少しており、名古屋市においても、平成24年4月現在で、1689団体の86595人が老人クラブの活動を行っているが、老人クラブの団体数、会員数はピーク時の2000団体、13万人以上から大きく減少している。また、高齢化社会の進行やライフスタイルの変化に伴って、会員の高齢化も進んでおり、リーダーとなるべき60歳代の若手会員の不足が深刻な問題となっている。

したがって、リーダーとして活躍できる若手の育成が、老人クラブの活性化には不可欠であるが、若手に老人クラブのリーダーとしての活躍を期待するにしても、地域の年長者の中に入ってリーダーの役割を果たすことに、気おくれしたり、ためらいを覚えたりする者も

少なくないとする。若手に、誇りとやりがいを持って老人クラブのリーダーとして活躍してもらうためには、それを手助けする仕組みが必要である。

そこで、老人クラブの行うリーダー養成のための講習を修了した者を、老人クラブのリーダーとして市長が認定する制度を創設していただきたい。市長が認定するリーダーとして明確な位置付けがなされることは、若手が老人クラブの活動自体に関心を持つこと、そしてリーダーとして積極的に活躍することに大きな効果をもたらすと考ええる。

また、老人クラブの組織数及び会員数の増加を図るた創こは、60歳未満の者や、老人クラブに加入していない高齢者等に対して、老人クラブの活動等を十分に知ってもらうことが重要である。

現在でも、区社会福祉協議会、福社会館、保健所、図書館等で老人クラブの機関紙が配架されているが、若い世代の目に触れる機会をふやすため、より多くの市民利用施設での配架が必要と考えており、名古屋市の協力をお願いしたい。

ついては、次の事項の実現をお願いする。

1 名古屋市老人クラブ連合会及び各区老人クラブ連合会と連携して、後継者や若手リーダー育成事業の実施及び老人クラブ活動の紹介

◆陳情

陳情番号	受理年月日	陳情名	陳情者
平成24年 第12号	平成24年 9月7日	受動喫煙防止条例の制定を求める陳情	天白区住民
今日、喫煙がもたらす健康被害は、医学的にも、科学的にも立証されている。 2003年に施行された健康増進法では、受動喫煙の防止に関し、必要な措置を講ずるよう努めなければならない旨が規定されている。また、我が国も受諾し、2005年に発効したたばこの規制に関する世界保健機関枠組条約においては、具体的な施策が明記され、すべての締約国が有効な対策に取り組むよう要請されている。 しかし、我が国では、喫煙被害に関する有効な施策が実行されているとはいいがたく、毎年6800人が受動喫煙を原因とする肺がん等で死亡していると推計されている。 2010年に施行された神奈川県公共施設における受動喫煙防止条例は全国初の条例として注目を集めたが、ある調査によると、神奈川県民の87%が同条例に賛成しており、喫煙者に限っても、59%が賛成している。さらに、同条例によって多くの神奈川県民が禁煙を達成したとも言われており、県民の健康保持に寄与した条例の社会的効果として評価されている。 ついては、次の事項の実現をお願いする。 1 名古屋市民の健康を守る立場から、受動喫煙防止条例を制定すること。			
陳情番号	受理年月日	陳情名	陳情者
平成24年 第13号	平成24年 9月25日	名古屋市の議会運営委員会理事会を公開することを求める陳情	天白区住民
名古屋市の議会運営委員会理事会は、各会派の幹事長で構成されており、非公開となっている。 しかし、名古屋市議会基本条例第9条第2項には、議会の会議等は、公開を原則とすると規定されている。 また、同条例第2条第2項第2号には、積極的に情報公開を進めるとともに、市民が参加しやすい開かれた議会運営を行い、様々な機会を活用して、市民への説明責任を果たすと規定されている。 さらに、同条例第3条第2号には、議員は、自らの議会活動を市民にわかりやすく説明すると規定されている。 ついては、次の事項の実現をお願いする。 1 名古屋市の議会運営委員会理事会を公開すること。			
陳情番号	受理年月日	陳情名	陳情者
平成24年 第14号	平成24年 9月25日	名古屋市の議員定数に性別を基準とするクォータ制を導入するよう条例を改正することを求める陳情	天白区住民
名古屋市の人口は、平成24年7月1日現在で226万8309人であり、そのうち、男性が111万7122人、女性が115万1187人である。 しかし、人口の半分が女性であるにもかかわらず、名古屋市議員は男性が61名、女性が14名であり、性別と議員数が相関しておらず、女性の議員数が少なすぎる状況である。 片方の性別に偏らず、バランスのとれた社会をつくり、また、男女平等の精神を具現化するため、人口に応じた代表者を選出することが必要である。 ついては、次の事項の実現をお願いする。 1 名古屋市の議員定数に性別を基準とするクォータ制を導入するよう条例を改正すること			

意見書・決議

日本共産党をはじめ各会派から提案された12件の意見書案について、議会運営委員会理事会で協議が行われ、日本共産党の提案した意見書案2件も含め、9案件が修正など調整を行って共同提案の合意が得られ、9月28日に議決しました。10月11日には子ども議会の提案実現に向けた決議も行いました。

意見書案に対する各会派の態度（議会運営委員会に提出された意見書案。可決時には名称変更もあります）

意見書案	原案提出	結果	各会派の態度					
			共産	減税	自民	公明	民主	新政
関西電力大飯原子力発電所の再稼働中止を求める意見書(案)	減税	否決	修正	○	●	●	●	△
脱原発アクションプランの早期策定を求める意見書(案)	減税	否決	△	○	●	●	●	△
李明博韓国大統領の言動に抗議し政府に対韓国外交の見直しを求める意見書(案)	自民	修正可決	修正	○	○	修正	修正	○
香港民間団体による領海侵入及び尖閣諸島不法上陸に関する意見書(案)	自民	否決	●	修正	○	修正	修正	○
空き家問題の解消に向けた対策に関する意見書(案)	自民	可決	○	○	○	○	○	○
自治体における防災・減災のための事業に対する国の財政支援に関する意見書(案)	公明	可決	修正	○	○	○	○	○
違法ドラッグとりわけ脱法ハーブに対する早急な規制強化等に関する意見書(案)	公明	可決	○	○	○	○	○	○
中小企業の成長支援策の拡充を求める意見(案)	公明	可決	○	○	○	○	○	○
教育予算の拡充等に関する意見書(案)	民主	可決	修正	修正	修正	修正	修正	修正
インターネットを利用した選挙運動を解禁する公職選挙法改正に関する意見書(案)	新政	可決	○	○	○	○	○	○
竹島問題の解決に関する意見書(案)	共産	否決	○	●	●	●	●	●
MV-22オスプレイの配備及び飛行訓練に関する意見書(案)	共産	修正可決	○	○	○	○	○	修正
ホームドアの整備促進に関する意見書(案)	共産	可決	○	○	○	○	○	○
なごや子ども市会からの提案の実現に向けた決議(案)	議運	可決	○	○	○	○	○	○

ゴシック字は可決された意見書 議運に提案された段階での態度 ○＝賛成 ●＝反対 △＝保留

●が1つでもあれば議案として本会議に上程されません。

修正可決分は内容が大きく変更され他修正案が出されたため、その修正案に対する態度を示した。

共産：日本共産党 減税・減税日本ナゴヤ 自民：自民党 公明：公明党 民主：民主党 新政：減税日本新政会

《採択された意見書》

竹島問題について李明博韓国大統領の上陸等に抗議し日韓両政府等に対し冷静な対応を求める意見書

竹島には、日本が領有権を主張する歴史的な根拠があるが、韓国との間に領有権をめぐる問題が生じている。そのような状況下において、韓国の李明博大統領は、8月10日に竹島へ上陸した。このような行為は、これまで連綿と築き上げられてきた日韓の信頼関係を根本から覆すものである。さらに、李大統領が8月に行ったとされる、天皇陛下の韓国訪問に関する発言は極めて不適切である。このような行動・言動は、竹島問題の解決を困難にすることにしかならず、容認することはできない。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、韓国は重要な隣国であることから、竹島問題の解決に向けて、

緊張を激化させることなく冷静な外交的努力を尽くすとともに、韓国政府及び韓国国民の賢明かつ冷静な対応を求めるよう強く要望する。

【参考】自民の原案 李明博韓国大統領の言動に抗議し政府に対韓国外交の見直しを求める意見書

韓国の李明博大統領は、8月10日に島根県の竹島に不法上陸した。このような行為は、これまで連綿と築き上げられてきた日韓の信頼関係を根本から覆すものであると言わざるを得ない。日本政府はこの事態を深刻に受けとめ、韓国に対し、わが国の断固たる抗議の意思を伝えるとともに、早急に対応方針を固め、毅然とした措置をとらねばならない。

さらに、李大統領は、8月14日、天皇陛下の韓国訪問について、天皇陛下が韓国訪問したいなら、独立運動で亡くなった方々に対し心からの謝罪をする必要があり、謝罪がなければ訪韓の必要がない旨の発言を行った。これらの発言は極めて不適切であり、大統領としての資質が疑われるような極めて礼を失するものであり、到底容認することはできない。政府は韓国政府に対して李大統領の謝罪及び撤回を強く求めるべきである。

また、李大統領は8月15日の光復節での演説で、いわゆる従軍慰安婦問題について、日本の責任ある措置を求める旨の発言をしている。従軍慰安婦問題を含めた諸問題は、昭和40年の日韓基本条約において、完全かつ最終的に解決されているにもかかわらず、昨年12月に李大統領が来日した際に、従軍慰安婦問題について、野田内閣総理大臣が人道的見地から知恵を絞っていくと不用意な発言をしたことが、今回の大統領発言の一因とも言える。

民主党政権は政権交代後、対韓融和路線をとり続けている。韓国に対し不必要な謝罪談話を行い、過剰に配慮し朝鮮王室儀軌の返還に応じた。また、韓国が竹島への航路を就航させたことに対しても事前に抗議しないなど、しばしば国益を毀損する対応を続けた結果、韓国の行動は歯どめがきかなくなっている。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、竹島問題の重要性に鑑み、韓国の行動に歯どめをかけるために、国際司法裁判所（ICJ）提訴にとどまらず、日韓通貨スワップ更新の見直しなど、対韓国外交の総合的見直しを進めるよう強く要望する。

空き家問題の解消に向けた対策に関する意見書

総務省が実施する住宅・土地統計調査によると、総住宅数は、昭和43年に総世帯数を上回り、その後も総世帯数の増加を上回る勢いでふえ続けている。これに伴い空き家も、一貫して増加を続け、平成20年の調査時においては757万戸となり、総住宅数に占める空き家の割合は13.1%とほぼ7戸に1戸が空き家となっている。今後、少子化のため我が国の人口が減少を続けることにより、世帯数も減少に転ずることが予測されており、空き家の増加はさらに加速することが見込まれる。

一方、空き家におけるごみの不法投棄や火災、台風による空き家の損壊等が各地で発生しており、空き家の存在が衛生及び防犯・防災上の観点から大きな問題になっている。特に人が長期間居住していない空き家は、老朽化の進行が著しく、東海・東南海・南海の三連動地震の発生時に、倒壊によって避難路を閉塞するなど人的被害を拡大させるおそれすらある。

現在、建築基準法や消防法において、著しく危険な物件については、所有者、管理者等に除却その他の措置を命令することが可能であり、履行されない場合は行政代執行法に基づき措置をとることができるものと規定されているものの、著しい危険の範囲が不明瞭である上に代執行までの手続が具体的に定められておらず、増加し続ける空き家の対策として実効性のあるものにはなっていない。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、老朽化して危険な空き家の除却及び活用可能な空き家の再利用を促進するため、国庫補助事業や税制の拡充等により、所有者、取得者及び地方公共団体の費用負担の軽減を図るとともに、関連法令の改正等により、所有者に対する適正管理の義務づけや地方公共団体による指導等の権限の強化を図るなど、総合的な施策体系を確立するよう強く要望する。

自治体における防災・減災のための事業に対する国の財政支援に関する意見書

地方自治体が所有・管理する道路橋梁、上下水道等の社会資本の整備は、高度経済成長期の発展とともに、昭和40年代後半から加速化した背景があり、建設後30～50年が経過し、現在多くの社会資本が改築期を迎えている。

社会資本は生活の基盤であるだけでなく、災害時には住民の生命・財産を守る機能もあるが、近年の社会経済情勢による税収減少や社会保障関係経費の増加などに伴う自治体財政の悪化から、防災・減災の強化はおろ

か、社会資本の計画的修繕や改築すら進まない状況にある。国土交通省の調査によると、全国の自治体が管理する道路橋で、老朽化のために補修が必要なおよそ6万橋のうち89%が、厳しい財政状況などを背景に補修されないままになっていることがわかっている。

大規模な東海・東南海・南海の三連動地震の発生が懸念されている状況下において、地方自治体共通の課題である社会資本の耐震化対策が急務であり、防災・減災のための事業について、重点的な予算配分を行い、地方負担額の軽減措置を図る必要がある。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、橋梁等の道路施設の長寿命化に資する維持補修及びかけかえや耐震化、上下水道等の老朽化した社会資本の更新や維持補修、並びに防災拠点となる庁舎などの耐震化等による防災機能強化について、補助採択基準の緩和や補助率の引き上げなど国庫補助制度の拡充、交付対象事業の範囲拡大等の財政支援を拡充するよう強く要望する。

違法ドラッグとりわけ脱法ハーブに対する早急な規制強化等に関する意見書

違法ドラッグによる健康被害が頻発していることから、違法ドラッグを指定薬物として規制するための改正薬事法が施行され、平成19年4月1日より、指定薬物を含有する違法ドラッグの製造や輸入、販売が禁止となっている。

しかしながら、近年、いわゆる脱法ハーブが出回っている。脱法ハーブは、指定薬物の成分を一部変えて植物片にまぜたもので、お香、アロマなどと称して販売されている。脱法ハーブを吸引して救急搬送されるケースが相次ぎ、本市においては、本年2月に脱法ハーブによると疑われる死亡事例も発生している。さらに、各地でも脱法ハーブを吸引した者が乗用車を運転して暴走し、歩行者等に重軽傷を負わせる事件が起きている。

脱法ハーブなどの違法ドラッグをめぐるのは、化学構造を少し変化させることで法規制をすり抜け、指定薬物になればまた化学構造を少し変化させるというイタチごっこを繰り返し、法規制が追いつかないのが実態である。厚生労働省が調査したところ、違法ドラッグ販売業者数は本年3月末時点で、29都道府県で389業者も存在することが明らかとなっている。

脱法ハーブなどの違法ドラッグは覚醒剤や麻薬等の乱用への入り口になることが危惧されており、こうした状況を放置することは看過できず、今後、青少年を初めとする薬物乱用の拡大を防ぐためにも、早急な規制強化が急務の課題である。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう強く要望する。

- 1 成分構造が類似していれば一括して薬事法の指定薬物として規制対象にできる包括指定を早急に導入すること。
- 2 指定薬物が麻薬取締官による取り締まりの対象外であることを改め、指定薬物を発見した場合に収去ができるようにするなど、法整備の強化を図ること。
- 3 特に青少年や若者の薬物乱用を防ぐため、薬物教育の徹底を含む未然防止策の強化を図ること。

中小企業の成長支援策の拡充を求める意見書

中小企業は、地域の経済や雇用のかなめとして非常に大きな役割を果たしている。特に、東日本大震災や震災後の復旧・復興において、地域に根差す中小企業が日本経済の屋台骨であることが改めて認識された。

現在、我が国の経済環境は、長引くデフレ・円高に加え、原燃料の価格高騰、電気料金の引き上げ、電力需給の逼迫など、厳しい状況が続いており、中小企業は柔軟な対応力、技術力、商品開発力等のすぐれた潜在力を持ちながらも、苦しい経営を余儀なくされている。

本格的な経済成長への途を確立するためには、雇用の大多数を支え、日本経済の礎となっている中小企業の活性化を図る観点が必要であり、中小企業の成長は、日本の経済成長の重要なかぎと言える。そのため、中小企業が潜在力を十分に発揮し、果敢に挑戦できるよう、あらゆる政策手段を講ずるべきである。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、中小企業の重要な役割を踏まえ、事業環境の改善や経営力の強化等、中小企業の成長に資する施策の充実を図るため、次の事項を実現するよう強く要望する。

- 1 環境、健康、医療など新たな成長分野で事業を取り組もうとする中小企業を支援するために、積極的なリスクマネーの提供や経営支援の強化など、中小企業の成長支援策を拡充すること。

- 2 地域の中小企業に雇用や仕事を生み出し、内需を創出する活性化策として、老朽化した社会インフラの修繕・補強など、必要な公共事業に対し、一定期間集中的な投資を行うこと。
- 3 中小企業の新たな投資を促進し、雇用の維持・創出に資する国内立地推進事業費補助金をさらに拡充すること。
- 4 電力の安定的な供給体制の構築を目指し、自家発電設備、省エネルギー機器及びデマンド監視装置等の導入、並びにLED照明等高効率な照明への切りかえを促進するための支援措置を拡充すること。
- 5 中小企業の将来性と事業の継続性を確保するために、学生や若者との雇用マッチング事業を地域単位で強化するなど、優秀な若手人材の確保のための対策を講ずること。

教育予算の拡充等に関する意見書

義務教育費国庫負担制度は、義務教育無償の原則にのっとり教育の機会均等と教育水準の維持向上を図ることを目的とし、我が国の義務教育の円滑な推進を支えてきた根幹的制度である。

しかしながら、国においては、義務教育費国庫負担制度について、平成18年4月から国庫負担の割合を3分の1に引き下げる改正が行われたところである。また、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の改正により、平成23年度から小学校1年生の学級編制の標準が35人に引き下げられたところではあるが、今年度の小学校2年生における35人以下学級の実施に当たっては法改正を行わず、教員の加配による対応にとどまっており、個に応じたきめ細やかな指導や教育を推進する上で大きな課題となっている。

教育が未来への先行投資であることを考えると、教職員の人材確保や学校施設の整備など教育環境をひとしく整えていくためには、教育予算を充実していくことが極めて重要である。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう強く要望する。

- 1 少人数学級の実現を可能とするよう法改正を行うとともに、大幅な教員の定数改善を実現すること。
- 2 義務教育費国庫負担制度の精神を尊重し、教育の充実に向けて国の予算を拡充すること。

インターネットを利用した選挙運動を解禁する公職選挙法改正に関する意見書

インターネットの利用が日常生活にも広く普及する中で、我が国は、いまだにインターネットを利用した選挙運動が禁止されているという、先進国でも極めてまれな状況にある。

インターネットを利用した選挙運動は、金のかからない情報発信、候補者と有権者との密接な意思疎通、政治への参加意識の向上など、大きな効果が期待できる。

過去に総務省の研究会がインターネット選挙の解禁を提言し、何度も公職選挙法の改正案が国会提出されるなど、その必要性は広く認識されている。もはや、インターネット選挙を禁止し続けることに正当な理由はない。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、公職選挙法の改正を視野に入れ、幅広い議論を進め、次の事項を実現するよう強く要望する。

- 1 候補者及び有権者が、ホームページ・電子メール・ブログ・SNSなどインターネット全般を選挙運動に幅広く利用できるようにすること。
- 2 インターネットを用いた選挙運動に関し、誹謗、中傷、成り済まし等の不正行為への対策を適切に講ずること。

MV-22オスプレイの配備及び飛行訓練に関する意見書

6月29日、米国政府から日本政府に対し、海兵隊の垂直離着陸輸送機MV-22オスプレイの普天間飛行場への配備について通報があり、7月23日にはオスプレイ12機が岩国飛行場に陸揚げされた。米軍は今後、オスプレイの配備を進め、沖本島全域と日本本土に設定している低空飛行訓練ルートで運用し、訓練を行う計画を明らかにしている。

しかし、オスプレイは4月にモロッコで、6月には米国フロリダ州で墜落事故を起こしており、沖縄県や山口県など関係自治体から安全性について懸念が寄せられている。米国政府は、モロッコの事故について、環境条件やパイロットの人為的ミスが原因とした調査報告を発表し、日本政府も人為的要因によるものが大きいと調査結果をまとめたが、安全性への懸念は解消されておらず、関係自治体の首長や議会からはなお厳しい意見表明がなされている。

また、米軍機は、航空法上の最低安全高度制限の適用を受けないものとされているが、上記のような状況下で低空飛行などの訓練を行うことは、国民の生命と安全、平穏な日常を脅かすおそれがある。これらの流れを受けて、全国知事会では7月19日に緊急決議を行ったところであるが、その中で、我が国の外交、防衛政策の根幹たる日米の良好な関係維持に対する重大な影響も懸念されており、この問題は、もはや特定の地域にとどまらない全国的なものとなっている。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、MV-22オスプレイの国内配備及び低空飛行訓練の実施については、関係自治体の意向を十分に尊重し、安全性の詳細が内外に示されるまで強行することのないよう米軍等関係機関へ申し入れるなど、国民の安全を守るために毅然として万全の措置をとるよう強く要望する。

【参考】提案した原案 MV-22オスプレイの配備及び飛行訓練に関する意見書

米軍基地に関する沖縄県の負担軽減について日米政府の強い努力が求められているさなか、6月29日、米国政府から日本政府に対し、海兵隊の垂直離着陸輸送機MV-22オスプレイの普天間飛行場への配備についての通報があり、7月23日にはオスプレイ12機が岩国飛行場に陸揚げされた。米軍は今後、オスプレイを米軍普天間飛行場に配備し、沖縄本島全域と日本本土に設定している低空飛行訓練ルートで運用し、訓練を行う計画を明らかにしている。

しかし、オスプレイは開発段階から事故が相次ぎ、数十名もの犠牲者を出している。ことしだけでも、4月にモロッコで、6月には米国フロリダ州で墜落事故を起こしたばかりである。米国政府は、モロッコの事故は環境条件やパイロットの人為的ミスが原因とした調査報告を発表し、日本政府も人為的要因によるものが大きいと調査結果をまとめたが、機体の構造上、設計上の欠陥など安全性への懸念が解消されたとはとても言えない。

危険性の高い軍用機が、住宅密集地の真ん中にある普天間飛行場に配備され、低空での飛行訓練を行うことは、国民の生命と安全、平穏な日常を脅かすものであり、認めることはできない。全国知事会では7月19日に緊急決議を提出しており、沖縄県や山口県など関係自治体の首長や議会からも厳しい意見表明がなされている。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、関係自治体の意向を十分に尊重して、米軍等関係機関に対してMV-22オスプレイの国内配備及び低空飛行訓練を強行しないように申し入れるなど、国民の安全を守るために毅然として万全の措置をとるよう強く要望する。

ホームドアの整備促進に関する意見書

鉄道事業は、我が国の公共交通の重要な一角を担っており、乗客の安全を確保することは鉄道会社の社会的使命であるとともに、国にとっても各事業者任せにはできない重要な課題である。

しかしながら、駅のホームは欄干のない橋とも言われ、乗客がホームから転落したり列車と接触したりするなどの事故が後を絶たない。駅のホームでの人身傷害事故は平成14年の113件から平成22年には224件とほぼ倍増し、昨年度も200件を超えている。

特に、ここ十数年だけで約40人もの犠牲者を出している視覚障害者の団体からは切実な要望が出されており、障害者や高齢者の移動の円滑化を進める上でも、解決が急がれている。

国においては、ホームドアの整備促進に関する検討会を設けるなどして、対策を進めてはいるが、とりわけ利用者数に相関して事故も多い、利用者数が多いターミナル駅などでの設置がおくれている。一日当たり利用者が10万人以上の全国235駅のうち、設置済みの駅はことし3月末時点で32駅にとどまっている。

鉄道事業者からは設置が困難な理由として、ホームの大規模な補強工事が必要となる財政上の課題や、車両編成やドア数の違いに対応できない技術上の課題などが指摘されていたが、最近になって、大規模補強を要しない軽量タイプのホームドアや、車両のドア数や位置に応じて移動可能なホームドアなどの技術開発が進んできている。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、乗客の転落防止策として鉄道駅に設置するホームドア等の普

及促進のため、必要な技術開発や財政上の措置等の支援を強力に進めるよう強く要望する。

なごや子ども市会からの提案の実現に向けた決議

なごや子ども市会は、名古屋の将来を担う子どもたちに、市政への関心や政治に対する理解を深めていただくとともに、被災地とのきずなを深めることを趣旨として、市内在住・在学の小学５・６年生７５名により開催されました。

子ども議会は、戦後の民主主義教育の一環として各地に設置され、活発な議論が行われ、なかでも、名古屋市の子ども議会は、戦後、東山動物園に生き残った２頭の象を、台東区の子ども議会が借りて来たことから始まった象列車で有名です。

このように歴史ある子ども議会を、２１世紀に入り初めて開催するに当たり、７５人の定数をはるかに上回る２９４人もの子どもたちから応募があり、厳正なる抽選の結果、２１世紀初の子ども議員７５人が選ばれました。

子どもたちは、自ら興味のあるテーマを選び、そのテーマごとに委員会に分かれて話し合いました。それぞれの委員会では、初日の７月１４日に実地調査を行う施設を決定し、２日目の７月２０日には施設の実地調査を行い、３日目の７月２７日には調査結果を踏まえ、本会議で発表する内容を話し合いました。そして最終日の８月１９日には本会議が開催され、各委員会の意見が発表された後、これまで子どもたちが話し合いを重ね、まとめた思いと決意が「なごや子ども市会宣言」として採択されました。

以上のように、なごや子ども市会で発表された意見は、名古屋の将来を担う子どもたちが、名古屋を笑顔があふれるまちにしようという共通のテーマのもとに集まり、限られた時間の中で、話し合いを重ね、まとめた想いを、大人である私たちに投げかけているものです。名古屋を良くしたいという思いに大人も子どももありません。私たちは、子どもたちから投げかけられた思いに応えなければなりません。

名古屋市会は、市民に開かれ、市民に身近で存在感のある議会として、なごや子ども市会で発表された意見を真摯に受け止め、その中でいただいた子どもたちからの様々な提案について市当局にも働きかけを行うなど、その実現に向けて最大限努力することをここに決意します。

《採択されなかった日本共産党提案の意見書案》

竹島問題の解決に関する意見書(案)

竹島には日本が領有権を主張する歴史的根拠がある。しかし、日本への編入を閣議決定した明治３８年は、日本が韓国を武力で植民地化を進めるさなかであり、韓国の外交権が奪われていたことも考慮する必要がある。

竹島問題を日韓双方が冷静に話し合う外交的土台をつくるため、日本の侵略行為と植民地支配に対する真摯な反省と謝罪が必要となっている。

よって、名古屋市会は、国会および政府に対し、竹島問題の解決に当たっては、過去の植民地支配に対する根本的清算をしっかりと行った上で、竹島をめぐる歴史的事実と国際法上の道理に基づいて、冷静な外交的努力と共同作業によって解決するよう強く要望する。

2011年度決算に対する反対討論(10月11日)

福祉や市民サービスの削減や民営化をすすめ、将来にツケを残す新たな大型事業の種がまかれた決算だ

田口一登 議員



一般会計決算の認定案に対する、田口議員の反対討論は、以下のとおりです。

減税見送りで福祉が一部で拡充

【田口議員】昨年度は、市民税減税が実施されませんでした。これによって確保できた財源の一部を活用して、中学卒業までの通院医療費無料化、待機児童解消のための保育所整備、地震・津波対策など、一定の前進がみられました。しかし、今年度からの「減税」の恒久化が大前提とされたために、「行財政改革」の名のもとに福祉・市民サービスの削減や公務の民間化がいつそう進みました。一方で、将来に大きなツケを残す恐れがある新たな大型事業の種がまかれたことも重大であります。

2011年度に実現した市民要望

- ・大企業、金持ち減税を一旦中止
- ・中学校卒業まで医療費無料に
- ・住宅耐震改修に30万円の助成を追加
- ・待機児対策に保育所増設、特養ホームを増設
- ・がん検診、ワクチン接種への助成拡充
- ・議員報酬を半減、年額800万円に

以下、反対する理由を具体的に述べます。

金持ち減税の財源作りのための「仕分け」

第1は、本市で初めて実施された「事業仕分け」が、「金持ち減税」の財源づくりのために、福祉・市民サービスを削減していくテコにされようとし

河村市長の市民税10%減税の影響額

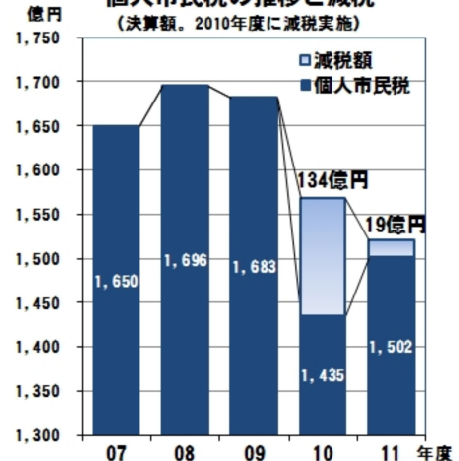
	個人市民税	法人市民税	計
2010年度	134億5323万円	25億5854万円	160億1178万円
2011年度	19億932万円	38億4702万円	57億5634億円
計	153億6255億円	64億556億円	217億6812万円

減税見送りで102億円の増収予定だったが、景気悪化で50億円余の増収に。

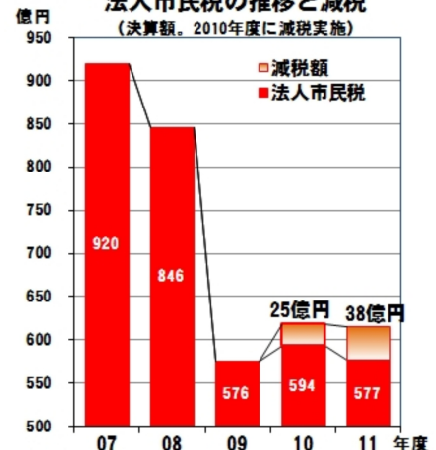
2011年度 歳入歳出総括表(単位:円)

会計別	歳入総額	歳出総額	差引額
一般会計	1,025,608,270,261	1,021,687,214	3,921,056,398
特別会計	1,064,539,406,664	1,059,269,614,225	5,269,792,439
国民健康保険	214,866,932,439	212,052,681,217	2,814,251,222
後期高齢者医療	39,727,302,211	39,024,188,120	703,114,091
介護保険	134,654,776,219	133,231,979,519	1,422,796,700
母子寡婦福祉資金貸付金	1,359,059,222	1,138,148,772	220,910,450
農業共済事業	84,832,405	52,905,538	31,926,867
市場及びと畜場	7,664,087,115	7,664,087,115	0
土地区画整理組合貸付金	155,000,000	155,000,000	0
市街地再開発事業	933,561,723	930,682,097	2,879,626
墓地公園整備事業	905,246,509	905,246,509	0
基金	107,044,272,424	107,044,272,424	0
用地先行取得	12,972,925,634	12,972,023,262	902,372
公債	544,171,410,763	544,098,399,652	73,011,111
(老人保健)	-	-	-
計	2,090,147,676,925	2,080,956,828,088	9,190,848,837

個人市民税の推移と減税
(決算額。2010年度に減税実施)



法人市民税の推移と減税
(決算額。2010年度に減税実施)



2011年度事業仕分けの結果

廃止 (6)	高年大学鯉城学園、野外学習センター、ランの館、女性会館、子育て支援手当、生活衛生センター
廃止を含む見直し (4)	休養温泉ホーム松ヶ島、男女平等参画推進センター、民間木造住宅の耐震化、路上禁煙対策、
見直し (17)	敬老パス。生涯学習センター、スクールランチ、防火管理者講習、ヘリコプター、建築受託工事の管理、市営住宅駐車場、ジロング市交流、留学生支援金、東山荘、区役所のフロアサービス、区政運営、公用地先行取得、中央看護学校、家庭系生ごみ資源化、木曾三川負担金、みどりが丘公園
継続 (4)	公立保育所の運営、30人学級、一人親家庭手当、産業立地促進助成

ていることであります。

敬老パスや高年大学鯉城学園、温泉休養ホーム松ヶ島、女性会館、野外学習センターなど、市民にとってかけがえのない事業や施設がやり玉にあげられ、「廃止」「見直し」という判定結果が下されたことにたいして、市民団体などから市や市議会に、存続を求める要望や請願が数多く寄せられたにもかかわらず、仕分け結果をお墨付きにして、事業のあり方の検討が進んでいることは看過できません。

福祉施設を民営化

第2は、身体障害者授産施設「緑風荘」など福祉施設の民営化が進んだことであります。

名古屋市は福祉施設の現場からほとんど手を引き、民間に委ねてしまいましたが、これは、福祉にたいする公的責任の大きな後退だと言わなければなりません。

「中京都」構想は、きっぱり断念を

第3は、「中京都」構想の司令塔である中京独立戦略本部を、愛知県とともに立ち上げたことで

社会福祉施設の民営化等の状況 (2012年3月末現在)

区分 (数)	施設名
指定管理者制度の導入 (30)	総合社会福祉会館、養護老人ホーム (寿荘)、軽費老人ホーム (清風荘、安田荘、きよすみ荘、緑寿荘)、福祉会館、老人いこいの家、休養温泉ホーム松ヶ島、高年大学鯉城学園、高齢者就業支援センター、障害者スポーツセンター、総合リハビリテーションセンター、更生施設 (笹島寮)、宿所提供施設 (熱田荘)
社会福祉法人による管理運営 (7)	特別養護老人ホーム (黒石荘)、身体障害者授産施設 (緑風荘)、知的障害者更生施設 (希望荘)、知的障害者授産施設 (鳩岡作業所、若杉作業所、昭和橋作業所)、知的障害者通勤寮 (桜山通勤寮)
直営 (3)	養護老人ホーム (寿楽荘)、特別養護老人ホーム・医療保護・救護施設 (厚生院)、救護・更生施設 (植田寮)
計 (40)	養護老人ホーム寿楽荘は、平成26年度より指定管理者制度の導入予定

あります。

「中京都」構想は、財界の要求にこたえた巨大インフラ整備に集中投資する体制づくりであり、また道州制の先取りにほかなりません。中京独立戦略本部は、本部長である河村市長と大村県知事の思惑のズレから、今年度に入って1度も本部会議が開かれていないのですから、「中京都」構想



企業会計決算総括表(単位:千円)

区分	総収益	総費用	純損益		当年度末処分利益剰余金 (▲未処理欠損金)	
			2011年度	2010年度	2011年度	2010年度
病院事業	26,084,108	28,434,175	▲ 2,350,067	▲ 2,280,035	▲ 20,436,928	▲ 18,086,860
水道事業	47,730,065	47,039,005	691,060	424,086	691,060	424,086
工業用水道事業	800,780	732,960	67,820	78,920	121,996	133,096
下水道事業	72,362,980	71,534,605	828,375	842,303	828,375	842,303
自動車運送事業	24,046,840	22,690,840	1,356,000	1,691,755	▲ 48,191,786	▲ 49,547,786
高速度鉄道事業	78,677,298	76,966,744	1,710,553	4,017,289	▲308,761,571	▲310,472,125
総計	249,702,073	247,398,332	2,303,741	4,774,320	▲375,748,854	▲376,707,285

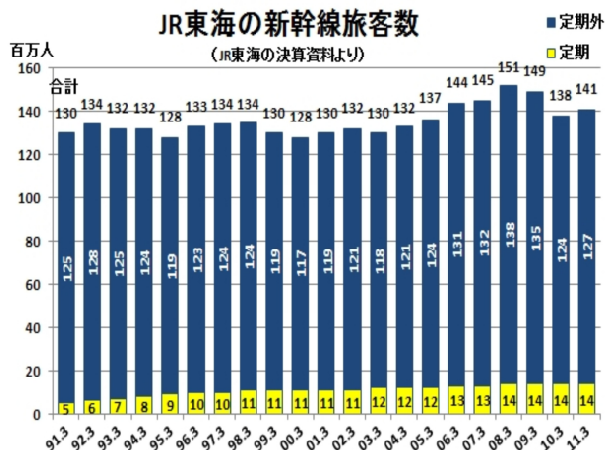
は、きっぱり断念すべきであります。

建設の大義もない「リニア」頼みは危険

第4は、リニア中央新幹線の開通を既定路線として、その開業に向けた都市機能検討調査および名古屋大都市圏戦略の検討調査が実施されたことであります。

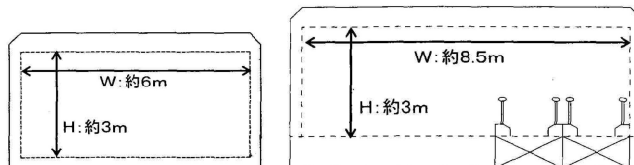
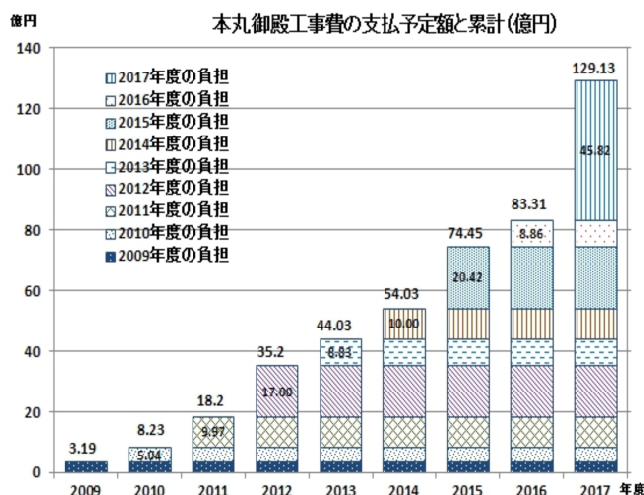
東海道新幹線の年間輸送人員は、この20年間でほとんど横ばいの状態であり、第二東海道新幹線ともいべきリニア新幹線の建設を必要とする事情はまったくありません。新幹線と飛行機が頻繁に運行している東京一大阪間で、1時間半程度の「時間短縮」への国民の強い要望や経済的社会的要請はなく、まさに建設の“大義”がありません。このリニア新幹線に、名古屋のまちづくりの将来をかけてよいのでしょうか。開通すると、東京の経済圏に飲み込まれる「ストロー現象」が起きる懸念も指摘されているのに、検討調査では、「ストロー現象」が考慮されていません。リニア頼みの活性化は、危険な道だということを指摘しておきたいと思います。

新たな浪費への調査・検討に踏み出す



第5は、名古屋城天守閣の木造復元や、ささしまライブ24地区の開発と一体に計画されている巨大地下通路など、新たな浪費をもたらす大型事業の調査・検討に踏み出したことでもあります。

天守閣の木造復元については、今年2月に開かれた「市民大討論会」で、木曾ヒノキの調達が困難、耐震性や火災、バリアフリーへの対応など、容易に解決することができない課題があることが明らかになりました。342億円、天守台の改修も加えると、400億円を超える木造復元よりも、現在の



天守閣の耐震改修を優先すべきであります。

笹島交差点からささしまライブ24地区に至る地下通路は、当初の300mの計画が、昨年度の整備検討のなかで390mに延長され、さらに最近ではムービングウォークを設置するために幅員も拡張するというように、どんどん計画が膨れ上がってきま

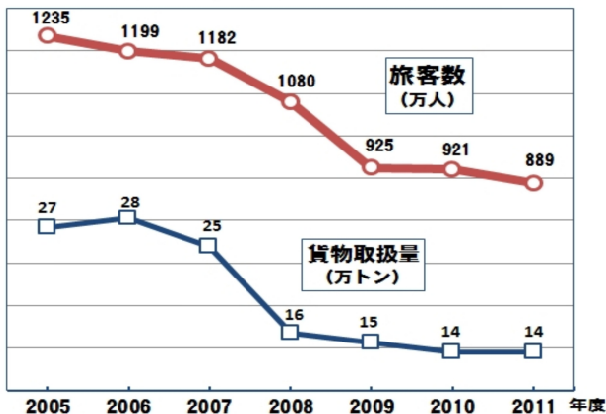
した。こんな巨大大事業の計画を、事業費も明らかにしないで進めてきたことは問題であります。

需要見込みのない空港や導水路に出資

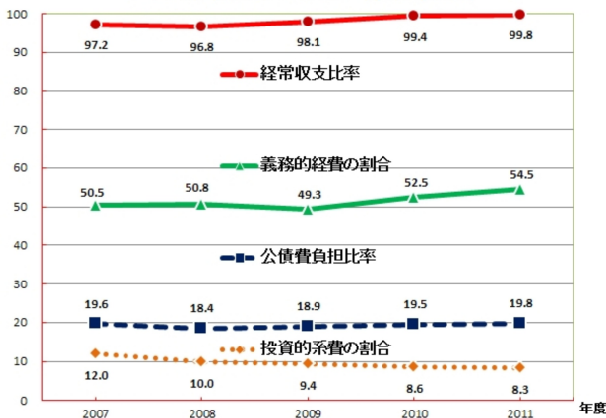
第6は、需要が見込まれないにもかかわらず、中部国際空港の二本目滑走路の建設要望や徳山ダム連絡導水路事業への出資が続けられたことであります。

以上の反対理由を申し上げ、討論を終わります。

中部国際空港の利用状況



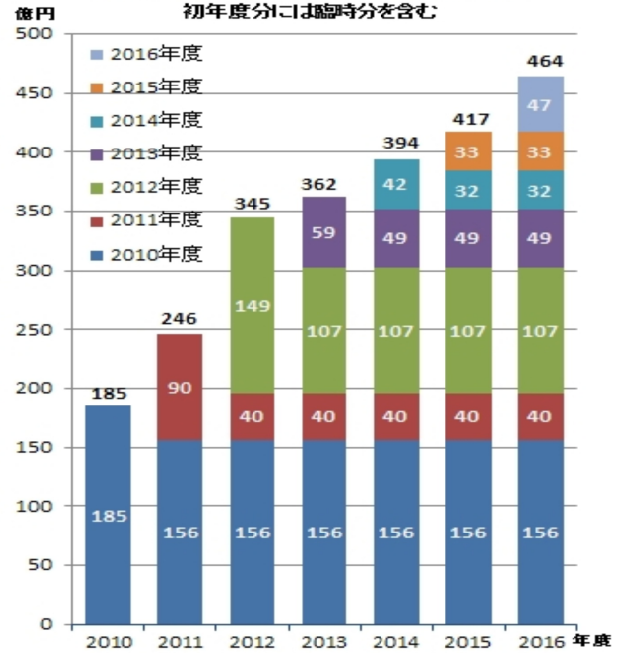
主な財政指標の推移 (普通会計)



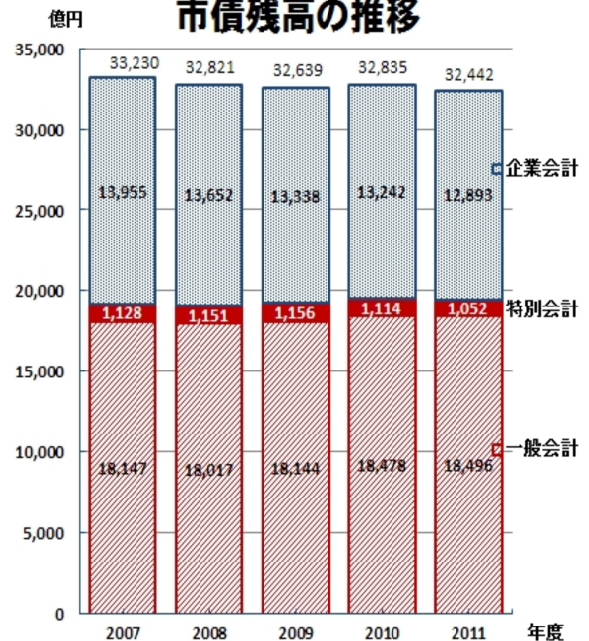
性質別歳出の推移 (普通会計)



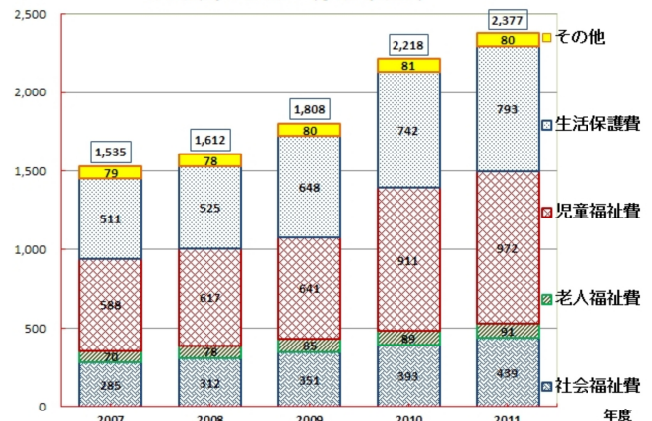
行革による削減額の累計 (見込み)



市債残高の推移



扶助費の推移 (普通会計)



2011年度決算認定案に対する会派別態度(10月11日)

決算認定案		結果	各会派の態度							備 考
			共	減	自	公	民	新	ク	
一般会計決算		可決	●	○	○	○	○	○	○	市民税減税の見送りによって102億円の増収が期待されたが不況などで50億円増に。市債残高は18億円増の1兆8496億円。待機児対策や東日本大震災支援などに。保育料の値上げは見送ったが、守山市民病院の廃止・民間譲渡、緑風荘の民営化などを推進。名古屋駅周辺の巨大地下道などを推進。
特別会計決算	国民健康保険	可決	○	○	○	○	○	○	○	年度末加入者593,379人356,461世帯。一人あたり保険料は22年度の10.9万円が11.3万円に。収納率は78.9%が80.0%に。資格証明書を4,567件も発行。
	後期高齢者医療	可決	○	○	○	○	○	○	○	年度末で225,366人から233,468人に。一人当りの医療費は98.9万円から99.9万円に。収納率98.9% (+0.3)。
	介護保険	可決	○	○	○	○	○	○	○	年度末で1号特徴422,027人、普通57,960人。要介護認定79,297人から83,436人。収納率95.7% (+0.4)
	母子寡婦福祉資金貸付金	可決	○	○	○	○	○	○	○	貸付:母子2,121件10.7億円。寡婦108件6,371万円。償還率:母子46.6% (+4.2)。寡婦58.6% (+5.4)
	農業共済事業	可決	○	○	○	○	○	○	○	農作物加入:水稲1,246戸464ha、家畜1戸490頭、園芸施設49戸69棟。掛金497万円、給付1,422万円。管理費3,868万円。
	市場及びと畜場	可決	○	○	○	○	○	○	○	食肉公社の貸付ゼロに。本場3516万ト、北部3416万ト、南部2,316万ト。青果:53万ト1295億円。水産:16万ト1270億円。肉:2.3万ト168億円。と畜:大11,372頭、小213,925頭。
	区画整理組合貸付金	可決	○	○	○	○	○	○	○	貸付金:継続1件1.3億円、償還金:5千万円。貸付残高:12.3億円。
	市街地再開発事業	可決	○	○	○	○	○	○	○	日比野8,000万円で街路整備、鳴海駅前3.3億円で用意取得などの市街地再開発。
	墓地公園整備事業	可決	○	○	○	○	○	○	○	新規貸付時に永代使用料で納付。貸付684件5.1億円。みどりが丘公園整備。1.1億円で0.1haの用地取得と区画貸付。累計23,840区画(目標47,000区画)
	基金	可決	○	○	○	○	○	○	○	土地1,093万円(1,616㎡)有価証券682億円、現金1,463億円。介護従事者処遇改善基金を廃止、13基金の整理。
	用地先行取得	可決	○	○	○	○	○	○	○	公共用地の先行取得に90億円(+44億円)。都市開発用地取得に39億円(-5億円)。162万㎡1685億円の土地保有。
	公債	可決	●	○	○	○	○	○	○	むだな公共事業のための借金など。2,274億円の新たな借金。残高は3兆2,442億円、393億円減
企業会計決算	病院事業決算	可決	●	○	○	○	○	○	○	四病院の決算。診療科83科。延べ患者数83万人、9千人減。入院は1.5万人増。医師34人不足の185人。看護師48人不足の883人。23.5億円の純損益、前年比7千万円の減益。新改革プランで緑を民間移管、守山を民間譲渡に
	水道事業	可決	●	○	○	○	○	○	○	122万戸に78万㎡/日を給水、有収水量73万㎡。純利益6.9億円。徳山ダムと木曽川導水路へ負担金。
	工業用水道事業	可決	●	○	○	○	○	○	○	109ヶ所(前年比4増)に2,289万㎡、1日6.2万㎡を給水。純利益6,782万円。むだな木曽川導水路の負担金。
	下水道事業	可決	○	○	○	○	○	○	○	汚水処理面積28,585ha。普及率99%、処理水量4.4億㎡。有収水量2.6億㎡、8.2億円の黒字。処理場やポンプ所に821人
	自動車運送事業	可決	●	○	○	○	○	○	○	運転キロ1日98,050km。乗合乗員年間1億1,284万人。2.9%減、定期3%増。定期券値下での増と路線再編での乗客減。車検の委託で職員1,350人(前年比11人減)。13億円の純益
	高速度鉄道事業	可決	●	○	○	○	○	○	○	運転キロ1日189,253km。乗員年間4億2,269万人。1日115万人。定期が増。17億円の純益。職員2,716人(建設改良138人(-18)含む。前年比20人増)。

○=賛成 ●=反対 / 共:日本共産党 減:減税日本ナゴヤ 自:自民党 公:公明党 民:民主党 新:減税日本新国会 ク:無所属クラブ

各常任委員会の概要(閉会中審査)

総務環境委員会(7月13日) 田口一登議員

地域委員会のモデル事業の応募終了
16区32地域の目標が7区7地域に

7月13日に総務環境委員会が行われ、地域委員会の新たなモデル地域の決定について審議が行われました。

低調だった事前説明会

モデル実施は、各区2地域、合計32地域を上限に募集されましたが、6月末の締め切りまでに、申請は7区7地域にとどまりました。市が22会場で開いた事前の説明会は、1会場あたりの来場者が13人でした。来場者へのアンケートで、「解決したい地域課題について、地域委員会の仕組みを使って解決に向けた取り組みを行いたい」と答えた人は、17%にすぎませんでした。

既存組織の総括が必要

地域委員会にたいする市民の関心や理解はきわめて低く、市民的な合意がえられていません。田口議員は、「新しい『住民自治』の仕組みをつくるとい

いながら、住民自治を担っている学区連絡協議会などの役割をふまえないで、上から地域に『仕組み』を持ち込むという手法だからではないのか。区政協力委員会や学区連絡協議会という現在の組織とその機能についての総括がなければ、新しい住民自治の仕組みの必要性が理解されないのも当然ではないのか」とたどしました。総括抜きの制度論になっていることが、市民の関心も理解も高まらない原因ではないでしょうか。

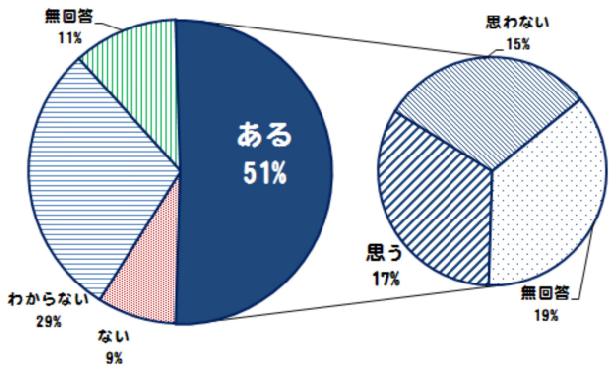
決定したモデル地域

区	学区	世帯数(戸)	人口(人)	地域予算の 限度額	委員定数	
					公募	推薦
千種	高見	6,277	12,356	300万円 人口によって 200~400万円	5人 人口で 4~6人	4人 人口で 3~5人
東	矢田	6,477	12,548			
北	西味鏡	2,318	5,483			
西	上名古屋	4,225	9,202			
港	当知	3,882	9,579			
緑	鳴子	3,045	6,888			
天白	平針南	2,401	5,976			

(注) 人口は、平成24年4月1日現在

地域に解決したい課題があるか

(ある人・・・地域委員会を使いたい人)



制度説明会の参加概要

日時	会場	来場	日時	会場	来場
5月12日(土)	昭和区役所講堂	15人	5月21日(月)	山田支所講堂	13人
	瑞穂区役所講堂	15人	5月22日(火)	北区役所講堂	15人
5月13日(日)	南区役所講堂	4人	5月24日(木)	港区役所講堂	16人
	緑区役所講堂	7人	5月25日(金)	守山区役所講堂	10人
5月14日(月)	中川区役所講堂	9人	5月26日(土)	天白区役所講堂	13人
5月15日(火)	熱田区役所講堂	36人	5月27日(日)	南陽支所大会議室	17人
5月16日(水)	中区役所大会議室	22人		楠地区会館体育室	13人
5月17日(木)	富田北地域センター	5人	5月28日(月)	名東区役所講堂	16人
5月18日(金)	千種区役所講堂	23人	5月29日(火)	緑文化小劇場	4人
5月19日(土)	西区役所講堂	12人	5月30日(水)	中村区役所講堂	6人
5月20日(日)	東区役所講堂	14人			
	サイエンス交流プラザ	6人			
		22会場	延291人		

教育子ども委員会(7月26日) 岡田ゆき子議員

請願審査

超過密な守山養護学校の改善を
ゆったりした環境が必要

7月26日の教育子ども委員会で、6月議会で受理された請願や継続審査になっていた請願のうち、教育委員会関係の請願審査が行われました。

守山養護 詰め込みは明らか

岡田議員は、名古屋市立守山養護学校と、県立春日井高等養護学校の両方を視察した結果を踏まえて、



特別支援学校の大規模化解消を求めました。

文部科学省は養護学校の一クラスあたり人数を小中6名、高校は8名程度としていますが、実態は高校普通科で平均11名と「詰め込み」になっています。

岡田議員は「守山養護学校では、教室の転用があたりまえで、特別教室やプレイルームが別の目的で使われ、興奮してしまった子のクールダウンの場所もない。思春期に応じた相談の場所もない」「産業科が普通教室で電気のこぎりを使っている。春日井高等養護学校では専用の作業室で電気のこぎりを使っている。守山養護学校は産業科を加えたことで、普通科も産業科も限界になっているのでは」と指摘しました。

学校教育部長は「高等部の生徒数はこの10年で倍増した。一方、特別支援学校の設置義務者である愛知県の受け入れが平成15年32名から今年度2名へと減っ



守山養護学校で先生の話聞く、岡田ゆき子・さはしあこ・山口清明・わしる、さはしあこ・岡田ゆき子市議の恵子市議とくれまつ順子さん(12日) (18日)

ている。県にも働きかけ、名古屋も努力して大規模化を解消したい」と答えました。

請願は大規模化の解消を引き続き検討する保留扱いとなりました。

生涯学習センター・女性会館の請願は保留に

昨年の事業仕分けで生涯学習センターは「見直し」、女性会館は男女共同参画推進センターとの統合を含め「廃止」となっていますが、いずれも利用者アンケートなどで市民の声を聞きながら、今後の方向について慎重に検討するため保留扱いとなりました。

野外学習センターの請願も保留に

昨年の事業仕分けで「廃止」判定となった野外学習センターの存続を求める請願も審査されました。

利用者アンケートでは、廃止は1%、今まで通り68%、見直し24%と「存続」が多数です。また、市立高校関係者などから野外学習センターの存続を求める署名が44,400筆以上提出されたことも明らかになりました。

岡田議員は、野外学習センターが無くなれば、全市立高校が春にオリエンテーションをやれなくなる」と指摘。また、夏には様々な部活動の合宿ができる施設であり、それに代わる施設はないことから、存続するよう求めました。

総務環境委員会(7月31日) 田口一登議員

請願審査「従軍慰安婦問題の早期解決を求める」は不採択

7月31日の総務環境委員会で、6月議会に受理された請願3件と陳情2件の審査が行われました。

韓国憲法裁判所で「韓国政府の不作为は違憲」

「日本軍慰安婦問題について日本政府に誠実な対応を求める意見書提出に関する請願」について、田口議員は「損害賠償権について日韓両国の見解に相違がある中で、昨年8月に韓国憲法裁判所が出した『紛争があるにもかかわらず放置しているの韓国政府の不作为は慰安婦の基本的な人権を侵害し違憲』という決定以後、韓国政府が二国間協議を迫るなど、解決を求めている」という実態を明らかにし、「決

着済みという日本政府の姿勢を改めるべきだ」と指摘しました。

札幌市議会では「意見書」を決議

田口議員は札幌市議会が今年3月に「日韓請求権協定に基づく協議に応じることを求める意見書」を採択していることを紹介し、「慰安婦の高齢化がすすむなか、日本政府としての心からの謝罪と補償を行う」ことが急がれていると指摘し、請願を採択するよう求めました。しかし減税、自民、公明、新政会是不採択にしまいました。



「リコールの受任者名簿を利用しないで」の請願は継続に

「受任者名簿を選挙・政治活動に使用しないことを求める請願」について、請願者が「リコール署名にとりくんだネットワーク河村市長の代表が記者会見で『署名簿は選挙・政治活動に使用しない』と発

言しており、受任者名簿も署名簿の一部。それを選挙などに使用することは目的外使用にあたる」と口頭陳情を行いました。



受任者に説明するのは「減税」の責務

減税日本の議員は「受任者は、ネットワーク河村市長が掲げた市政改革運動に賛同した人で、（その下部組織である減税日本が）選挙・政治活動に受任者名簿を使用することは了承している」と発言。これに対し「受任者から使用するなという請願が出ている。了承しているとは思えない」と批判がありました。

減税日本の余語議員が「名簿を使われたくない受任者は申し出を」と言いましたが、本来、減税日本が説明することです。6月18日の議会運営委員会理事会で、余語幹事長が「受任者の意見を聞くことを、6月定例会後に早急に開催できるよう検討する」と発言しています。田口議員が「検討状況はどうなっているのか」とたどしましたが、検討中というだけです。他の議員からも「説明しないといかん」とい

う意見が続出。

8月22日に参考人招致

まとめとして「減税日本ナゴヤが、受任者名簿の取り扱いについて説明会をし、市民にたいする説明責任を果たしていくことを、当委員会の意見として確認する」と委員長が宣言。8月22日10時に委員会を開催し、請願代表者の船戸豊子氏と、名簿を管理しているネットワーク河村市長の平野一夫氏に参考人として出席を求めることになりました。

「議会報告会の予算を」は採択

「議会報告会の実施に係る予算措置を求める請願」は、全会派一致で市長に予算要望しているにもかかわらず、減税日本の松山議員が「ルール決めしてから」といい出しましたが、採決では全会一致で採択（松山議員は棄権）になりました。

財政福祉委員会(9月3日) 山口清明議員

来年度は減税107億円、市民税は94億円の収入増（見込み） 収入増になるのは法人だけ

9月3日の財政福祉委員会に、今年度以降の財政収支の見込みが示されました。

5%減税107億円、収支不足96億円

来年度は5%減税で107億円の収入減。固定資産税は償却資産の10億円減と新增築等22億円の差し引きで13億円増。たばこ税は法人税減税の補てんのために県税から移譲して22億円の増。震災復興需要などの効果で法人市民税が46億円増。市税収入全体では94億円の増となるが、市債の削減や扶助費の増などにより96億円の収支不足が見込まれています。

そのために行革で59億円、人件費抑制で5億円、貸

市民税5%減税の影響
(12年度は予算、13年度は見込)

	2012	2013	増減
個人	66億円	76億円	10億円
法人	12億円	31億円	19億円
計	78億円	107億円	29億円

付金の返済などで37億円の対策を行い、経費圧縮のために物件費と投資的経費の10%減などを指示しています。

法人税だけが伸びていく

山口議員が税収の内訳を質問しました。「個人市民税は0.3%、5億円の増、法人市民税は8.1%、46億円の増。法人市民税は、2007年度920億円だったものがリーマンショックや円高などの影響で、2011年度578億円、2012年度566億円だったものが、2013年度は612億円に伸びる見込み」と答えました。山口議員

来年度の市税の見込み（5%減税を見込む数字）

一般会計収支見通し（2012年度は予算、以後は見込み）（億円）

区 分		2012	2013	2014	2015	2016
歳入	市税	4,718	4,812	4,889	4,884	4,942
	減税前	4,796	4,919	4,998	4,996	5,056
	5%減税額	△78	△107	△109	△112	△114
	市債	920	812	854	799	796
	地方交付税・その他	4,650	4,548	4,579	4,684	4,761
	計	10,288	10,172	10,322	10,367	10,499
歳出	人件費	1,718	1,710	1,706	1,704	1,698
	扶助費	2,537	2,615	2,728	2,860	3,011
	公債費	1,391	1,397	1,357	1,324	1,311
	投資的経費	732	683	799	741	726
	その他	3,910	3,863	3,840	3,852	3,914
	計	10,288	10,268	10,430	10,481	10,660
差引収支		-	△96	△108	△114	△161

区 分		2012年度 予算(億円)	2013年度見込(億円)	
			差引	前年比%
市税		4,718	4,812	94
市民税	個人	2,059	2,110	51
	法人	1,493	1,498	5
固定資産税		1,917	1,930	13
土地	土地	831	834	3
	家屋	828	850	22
	償却資産	248	236	△12
	交・納付金	10	10	0
軽自動車税		17	17	0
市たばこ税		163	186	23
特別土地保有税				0
事業所税		152	153	1
都市計画税		410	416	6

は「個人市民税は法人の伸びに全く追いついていない。このギャップが大問題。しかも法人も復興需要やエコカー減税の効果とは言え、回復したとは言えない」と指摘しました。

個人の生活を応援する積極的予算を

市税の収入見込みは、昨年に出した見通しに比べると下がっています。これは「税制改正」の影響で、法人税改正により2013年度から法人税率の引き下げで63億円も減税されるためです。山口議員は「法人税は減税しても伸びている。格差が広がっています。5%減税の効果で景気が良くなったわけではない」と指摘し、「96億円収支不足がありながら107億円の減税を行う。収支不足のため物件費を削り、臨時職員の賃金などが削られる。いまこそ個人の生活を応援する積極的予算を」と求めました。

他会派からも「東南海地震による被害が心配されているときに防災対策に支障が出るのではないかな」などの意見が出されました。

2013年度予算編成の予算配分の考え方

①経常経費 ②経常化している政策経費		③法定事業 債務負担行為等経費	④外部評価対象事業に係る経費	⑤臨時・政策経費必要額
特定財源 (国庫補助金など)	特定財源 (国庫補助金など)			
一般財源 (市税収入など) 2,140億円	一般財源 (市税収入など) 3,835億円		一般財源 73億円	一般財源 70億円
↓ 圧縮 2,092億円			一定の節減 * (2) 1億円	
行財政改革の 取り組み * (1) 48億円				

経費圧縮の考え方（行財政改革の取り組み、節減など）

- (1) ・人件費 計画的な定員管理等による削減額
・扶助費・圧縮なし (24 △3%/23 圧縮なし)
・維持補修費・圧縮なし (24 △10%/23 △3%)
・貸付金 △5% (24 △15%/23 △5%)
・物件費 △10% (24 △20%/23 △10%)
・投資的経費、補助費等・△10% (24 △30%/23 △10%)
- (2) 上記を踏まえた節減

総務環境委員会(9月2日) 田口一登議員

地域委員会の検証でアンケート

関心も高まらず、取り組みたくもない

9月5日に総務環境委員会が行われ、地域委員会に関するアンケート結果などについて審議が行われました。

地域予算はどう生かされたのか

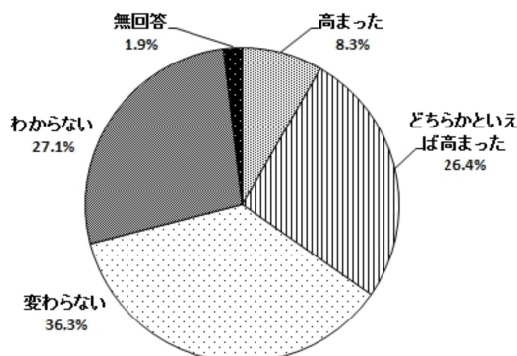
地域予算が地域にどう貢献したか、などについて、8つの地域委員会の47事業で評価票が作成され、地元の評価と合わせ、市の評価、外部委員による評価が公表されました。さらに、モデル地域8000人へのアンケートとその他の市民への2000人アンケートの結果が示されました。

こんな制度を続けるのか

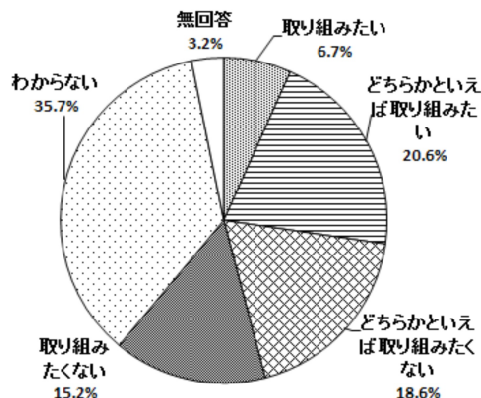
アンケートの回答で、「地域委員会の実施により、地域活動や住民自治に対する関心が高まったと思うか」という問いに、「(どちらかといえば) 高まったと思う」が、「変わらないと思う」を下回っています。また、モデル地域以外では、「地域委員会に組みたいと思いますか」との問いに、「(どちらかといえば) 取り組みたくない」が、「(どちらかといえば) 取り組みたい」を上回りました。

市総務局の分析でも「住民の期待に応えるほどの効果を感じられなかった」「新しい制度であり、実際に取り組むには難しいと判断された」ような制度を続けていく必要があるのでしょうか。

地域委員会で地域活動に関心が高まったか
(モデル地域8000人アンケート)



地域委員会に組みたいか
(市民2000人アンケート)



不適切な予算の使い方も露見

田代学区で実施された「歴史ふれあい音楽会」を自民党の市議が取り上げました。86万円使った音楽会の参加者がわずか70人。会場は日泰寺を予定していたのに直前に城山八幡宮に変更。千種区長や出演者は、神社の指導で神事に参加することが条件だった。主催者の一人は地域委員。地域委員会では内容が決まらないまま、「予算は100万円を上限で」と正副委員長に一任。総務局も「一任は好ましくなかった。正していく点がある。不適切な点があった」と認めました。

田口議員は「イベントを通じて、触れ合うことは大事で、自分の自治会でも5万円の予算だが、出演

料を安くし、バザーで稼ぐなど、知恵を出し合い、いろんな人の協力を頼んで協力し合うことなどが重要」と指摘しました。

市はもっと真摯な分析を

田口議員は「市の評価は甘い。地域予算事業としての評価がない。関係者との調整不足だけでいいのか。専門家は学区組織の中心でなかったので借りれなかったという評価だ。街路灯整備などは区連協でもやっている。担い手も同じで、地域委員会の事業だからという突込みがない」と批判。当局は「もっと検証すべきだった。そもそも地域でもできたというのはその通り」と答えました。

都市消防委員会(9月3日) わしの恵子議員

ホテル・旅館などの特別査察 356件のうち不備があった101件を指導

9月3日の都市消防委員会が行われ、消防局の特別査察の実施結果について報告がありました。

ラブホテルや未改善が残るホテルの半数に不備

今年5月の広島県での7名の死者が出たホテル火災を契機に、市内のホテル・旅館等について、通報、初期消火、避難誘導の体制や避難経路などについて

査察を行ったものです。

主な不備事項

区分	対象物数	件数
消防用設備等の点検結果未報告	38	170
消防訓練の未実施	31	31
避難施設の管理不適	24	35
消防用設備等の一部未設置	9	15
消防計画の不備	9	9

特別査察の実施状況

区分	対象物数	不備対象物数	不備率(%)	不備件数
ラブホテル等並びに未改善不備の存するホテル及び旅館等	127	68	53.5	296
上記以外のホテル及び旅館等	229	33	14.4	99
合計	356	101	28.4	395

改善状況 2012. 8. 31現在

区分	不備対象物数	改善対象物数	改善率(%)	改善件数
ラブホテル等、未改善不備の存するホテル・旅館等	68	50	73.5	234
上記以外のホテルや旅館等	33	23	69.7	74
合計	101	73	72.3	308

都市消防委員会(9月10日) わしの恵子議員

次々と変更し膨れ上がる計画。工事費もわからない

390mのささしま地下通路

9月10日に都市消防委員会が行われ、ささしま地下通路について審議が行われました。

並行2本の動く歩道まで設置

ささしま地下通路は、名古屋駅南の笹島交差点からささしまライブ24地区(下広井町交差点南)までの約390mの巨大な計画です。今回、通路幅を約6mから約8.5mに広げ、ムービングウォーク(動く歩道)も設置するという変更案が示されました。事

業費がいくらになるのかについて、当局は「現時点では示せない」と無責任な姿勢。100億円以上と言わ

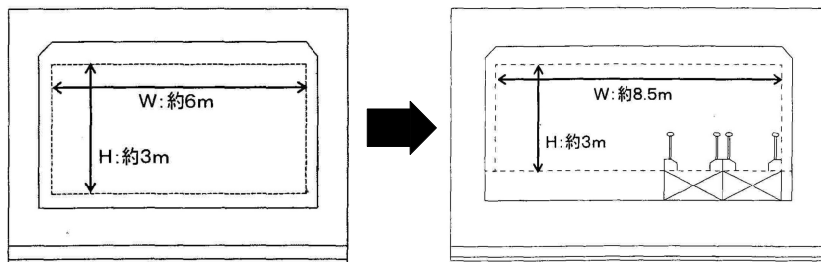
歩行者の将来予測

	現況	2017年度 ささしま地区 開発時	名駅南地区 開発時
笹島交差点西側	3600人	6300人	9700人
下広井町交差点西側	1800人	4500人	6600人

現況は2012年5月。平日8時台の1時間当たりの歩行者数

れます。

この巨大地下通路、当初は約300mの計画でしたが、今年の予算審議では約390mになり、枝道を追加。今回はムービングウォークを追加と、規模がふくれ上がっています。ムービングウォーク設置は、さしまライブ24地区の大企業などからの要望で、設置費は民間でと言っていますが、維持管理費などは不明。わしの恵子議員は、「財政が厳しいときに、事業費も示さないで巨大大事業を進めることは問題だ」と指摘しました。



一気に拡大された地下通路の断面（幅6mから8.5mに）

「名城住宅跡地への中国領事館に反対」の請願 減税・自民・民主・新政の多数で採択に

請願審査では「名城住宅跡地に中国領事館の建設をするな」という2本の請願が審査されました。自民や民主などが採択を強行しようとする中で、わしの恵子議員は国際問題でもあり慎重な対応を求め、継続審査にすべきと主張しましたが採択されてしまいました。

財政福祉委員会(9月5日) 山口清明議員

国保料の算定方式変更で負担増の人に対策 一般財源を活用した恒久的な緩和策を

来年度から国保料の所得割の算定方式が、「住民税方式」から「旧ただし書き方式」に変更され、「旧ただし書き方式」への移行により、多人数世帯、障害者や寡婦(夫)のいる世帯の保険料が増加します。

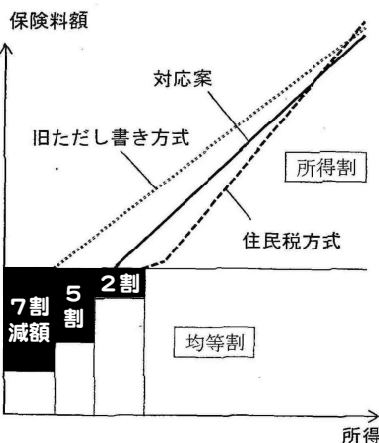
日本共産党は保険料の増加抑制などの対策を講じるよう求めてきましたが、「一定の所得控除を行う」という対応策が示されました。

市当局は「保険料の枠内で対応」という姿勢です。これでは高い保険料という本質は変わりません。一般会計からの繰入での恒久対策が必要です。

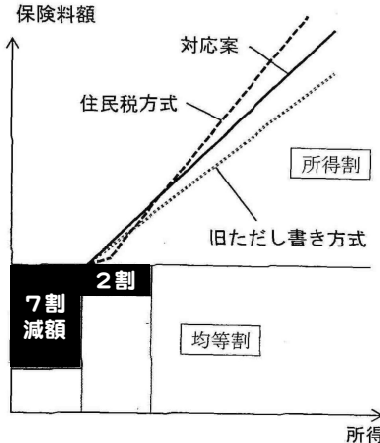
【多人数世帯の所得から一定の所得控除を行った場合のイメージ図】

対策により、住民税方式と比べて、保険料の増加幅や減少額が縮小される

《多人数世帯》



《単身世帯》



財政福祉委員会(9月10日) 山口清明議員

守山市民病院 買い手つかず、値段を下げて再公募

9月10日の財政福祉委員会で守山市民病院の民間譲渡の再公募の説明と請願審査などが行われました。

多くの市民と日本共産党の反対をよそに、名古屋市は守山市民病院の廃止・民間移譲を決め、土地と建物あわせて約15億1千万円で売り出しました。しかし、8月21日の期限が来ても買い手つきませんでした。病院局は事前アンケートでの好意的な反応や現地説明会への参加で何とかなるとみていたようです。

家局、売却価格を事実上引下げ、対象法人を全国に広げるなどして再公募を行います。市民の財産をたたき売ることになります。

山口議員は、病院局の甘い姿勢を批判し「公的な病院をきちんと運営することは、自治体の大切な責務ということを思い起こし、そのうえで今後、病院をどう存続させていくかの議論していきたい」と語りました。

環境エネルギー対策特別委員会(9月10日) わしの恵子議員

積極的な太陽光の活用を 利用可能348万kWなのに 2020目標は37万kW

9月10日に環境エネルギー対策特別委員会が行われ、再生可能エネルギーの活用について現状と取組、目標などが報告されました。

計画達成への覚悟はあるのか

わしの恵子議員は「利用可能348万キロワットに比べても、2020年度までの計画では37万キロワット、ずいぶん消極的ではないか」「計画の達成でも相当の覚悟がいるが具体的な見通しはあるのか」とたどしました。当局は「現在の実績が1.2%であり、2020年に10.6%を目標にしたが、いつまでに達成するか数字ではない。8年でどれだけのばすかを考えると厳しい。市民や事業者にお願ひし、市もがんばりたい」と答えました。

原発ゼロに向け、いっそうの促進を

名古屋市として公共施設に設置することについての計画をたざしたところ、「2020年までに1万キロにする。

どこからというのはこれからの課題。環境局の中からやってみたい。今は環境事業所2か所に設置しているが、処分場跡地など広いところに設置したい」と答えました。わしの議員は「名古屋市は日照時間量が多い。市の施設で設置可能な場所を見つけて促進を」と求め、「まだまだ甘い。原発ゼロが市民の声。市長は脱原発も言っている。早くできるようにすべきだ」と市の姿勢を厳しく批判しました



再生可能エネルギー

	利用可能量	導入実績(2011年度末)		2020目標	特徴・備考
		件数	規模		
太陽光	3,480,000kW	8,997	41,442kW	64,000件	太陽光エネルギーを直接電気に変換。名古屋市は日照時間、日射量に恵まれた地域で、利用可能性は高い。
風力	-	10	18kW	-	発電には5.5m/秒が必要だが市の平均は4.6m/秒。2～3m/秒でも発電できる小型システムも開発中
水力	-	なし	なし	-	落差や水量が少なく、水利権の問題をはじめ、採算性から見て困難
地熱	-	なし	なし	-	安定供給可能だが、利用可能場所が偏在。熱水系地熱資源がない
太陽熱	232,224GJ	99	2,432GJ	8,000㎡ 17,280GJ	太陽エネルギーの40%を熱で利用。設備が比較的安価。名古屋市は日照時間、日射量に恵まれた地域。
工場排熱など	980,000GJ	13	73,492GJ	-	工場排熱→下水が持つ熱を利用。地域冷暖房などの利用できるが、りよばしょが離れていたり設備経費が高い。
バイオマス	612,000GJ	4	572,828GJ	-	生ごみ、木くず、動物の排泄物などを利用。燃焼で発電や熱利用のほか燃料化に。清掃工場での発電がほとんど

公社対策特別委員会(9月3日・6日・7日) 田口一登議員

名古屋市土地開発公社**いつ解散するのか？**

大阪市、千葉市、横浜市と、政令市でも土地開発公社の解散が続いています。名古屋市の土地開発公社はどうするのか。河村市長は、今年4月23日の記者会見で、「解散に向けて早く準備を進めなくてはいけないという（ことか）」と記者から問われて、「まあ、そうですね」と答えています。

田口一登議員は、9月3日の公社対策特別委員会で、この点を質しました。ところが、財政局は、「公社の保有土地の市による買い戻しのメドをつけて存廃を検討する」というだけで、はっきり解散するとはいいません。田口議員は「解散を決断せよ」と求めました。

サイエンスパークの土地に目途がついたら？

財政局は今年3月に10年間の「買戻し計画」を公表しました。この「買戻し計画」に含めなかった「なごやサイエンスパーク事業」のBゾーンについて、6月議会で市民経済局長は、「大学誘致の断念など見直しする」「売却も視野に入れながら関係局と協議する」と答弁しています。サイエンスパーク事業の保有土地の買戻しが明確になった段階では、公社解散の結論が出せるのではないかと。市財政局も「その時点でメドが出るだろう」と答弁しました。

文化振興事業団**PRは強められたが、使用実績はゼロ——文化小劇場の磁気ループ**

9月6日の公社対策特別委員会で、田口議員は文化振興事業団にたいして文化小劇場の磁気ループについて質問しました。中村区と南区を除く11の文化小劇場には、難聴者用の集団補聴装置として磁気ループが設置されています。今年1月の公社対策特別委員会でも田口議員は「せっかく磁気ループが設置されていても、ほとんど使用されていないので、周知徹底を」と求めました。田口議員の質問に、事業団は「耳マークを掲示したり、音響機材リストに掲載したり、利用者との打ち合わせの際に磁気ループがあることを伝えたり、周知に努めるようにした」と答えました。しかし、



今年1月以降の使用実績はゼロ。せっかく設置されているのだから、利用してもらう努力を求めました。

中村と南の文化小劇場には今年度中に設置住宅供給公社

市民経済局は「未設置の中村と南の文化小劇場にも、今年度中に設置する予定。市民会館にも早い段階で設置したい」と答えました。

高坂センターのエレベーター設置——住宅公社へ費用負担を求める

9月7日の公社対策特別委員会で、田口議員は、公社賃貸住宅へのエレベーター設置について住宅供給公社に質問しました。公社もエレベーター設置費用の一部を負担するののかという点が大きな議論になりました。

公社の考えは、エレベーターの工事費や維持管理費などを全額居住者に負担してもらうというものです。公社住宅「高坂センター」の場合、月額家賃が6800円も上昇します。

住民の声は切実

今年2月に「高坂センター」の町内会が開いた説明会では、入居者のみなさんから、「決して高坂センターの家賃は高いとは思っていないが、年齢とともに生活は苦しくなっていくので、公社は少しでも負担すべき」とか、「住民も『負担する』と言っている。負担額の引き下げを言っているだけ。設置したエレベーターは、公社の資産となるはずなのに、住民が全額負担すれば、住民の資産と同じ意味である。納得できない」といった意見が出されていたそうです。

大幅な家賃値上げでは同意は得られない

公社は、エレベーター設置の条件として、「入居者全員の同意」をあげています。しかし、家賃が大幅に値上げになるなら、入居者全員の同意など得られるはずがありません。結局は、エレベーターは設置しないことになってしまいます。

田口議員は、「これでは、『市営住宅を補完する公営賃貸住宅』としての住宅セーフティネットの役割を果たすことはできない」と追及しました。何を言っても首を縦に振ろうとしない公社です。田口議員は「総括質疑で再度質問する」と通告しました。

後期高齢者医療広域連合議会第2回定例会 (2012年8月24日)

平成24年第2回愛知県後期高齢者医療広域連合議会が8月24(金)午後1時半から行われました。日本共産党からは岡田ゆき子議員(名古屋市選出)、吉田正議員(大口町)の2名が広域連合議員に選出されています。2011年度決算認定案や一般質問、請願結果などの概要を紹介します。

《議案質疑(決算認定案)》

懇談会に公募委員を／短期証をなくせ／医療費窓口負担の減免を充実せよ

岡田ゆき子議員



「平成23年度一般会計決算・特別会計決算の認定」について

愛知県後期高齢者医療制度に関する懇談会について

委員の任期満了はいつか

【岡田議員】愛知県後期高齢者医療制度に関する懇談会については、より開かれた広域連合にするためにも懇談会の公開を求めてきましたが、今年度から公開が始まりました。今後、情報公開が進むことで、開かれた連合会となる事を願い、歓迎いたします。

さて、懇談会に参加される委員についてですが、平成23年度中の委員の任期を教えてください。

平成25年9月27日まで

【事務局長】懇談会の委員は、現在13名、内訳は、被保険者6名、医療関係者3名、保険者団体2名、学識経験者その他有識者2名、任期満了は平成25年9月27日です。

懇談会の委員の公募を

【岡田議員】平成23年度までは、構成委員が愛知県、及び名古屋市の老人クラブ連合会の推薦のみとなっています。なぜ公募委員枠がないままなのでしょう。公募委員についての検討状況を伺います。

愛知県と名古屋市の老人クラブ連合会の推薦が適切

【事務局長】「愛知県後期高齢者医療制度に関する懇談会設置運営要綱」で被保険者、医療関係者、保険者団体及び学識経験者の中からお願いしている。被保険者代表の委員は、現在、愛知県と名古屋市の

老人クラブ連合会から推薦していただき、会の代表として、活発に発言していただいている。引続き、愛知県と名古屋市の老人クラブ連合会に委員の推薦をお願いすることが適切であると考えている。

なお、委員公募を行っているところは、懇談会では、全国47広域連合のうち5広域連合、愛知県内市町村の国保運営協議会では、54市町村のうち8市と、極めて限られたものになっている。

懇談会委員の公募を(再質問)

【岡田議員】公募委員を採用しているのは、47広域連合のうち5広域連合、愛知県内で、国保運営協議会で公募委員を採用しているのは昨年までは、54市町村のうち7市から、今年度より岡崎市も加わり、8市となっているところ、「極めて限られたもの」だから、公募委員は考えていないのご答弁ですが、少数ということが、採用をしないという理由には全くなっておりません。

後期高齢者医療制度は、一度は見直し、廃止も検討されていたものを、民自公の3党の強引な合意で、廃止が事実上棚上げとなり、さらに消費税増税と社会保障の一体の改悪が進むとなれば、今後、国民のさらなる負担増となることは明らかであり、多くの国民の不満が噴出している状況です。後期高齢医



質問する岡田議員

療制度は高齢者に限らず、支援金として負担を強いられる75歳未満の方々にとっても大きな問題です。

高齢者に今後も負担を強いるこの制度に対して、自らしっかりと関心を持ち、被保険者である当事者として、色々な角度から率直な意見が言える環境をつくることは大変必要な事です。そのために広く公募で委員を募ることは重要だと考えますが、連合長のご意見をお聞かせください。

幅広く意見をいただける委員構成であり 十分な議論がなされている（連合長）

【連合長】この懇談会は、限られた時間の中、被保険者の方だけでなく、医療関係者や保険者団体、学識経験者など幅広くご意見をいただける委員構成となっており、後期高齢者医療制度や広域連合の運営に関し、十分な議論がなされている。

短期保険証、資格証明書、滞納者の 財産差押えについて

短期保険証の発行数や未渡し状態はどういう傾向か

【岡田議員】短期保険証、資格証明書の交付状況について、市町村ごとの短期保険証の発行数、未渡し状態にある短期保険証数と、22年度と比較してどうかを教えてください。

短期保険証は502件、87件の増。名古屋市が 179件と多い。未渡しは76件、8件の増

【事務局長】短期保険証の交付件数は、平成24年6月末現在で502件、平成23年6月末現在の415件と比較して87件の増加です。市町村ごとの交付状況は、件数が多い順に名古屋市が179件、豊川市が48件、豊田市が39件などで、いずれも昨年と比較して増加しています。

有効期限切れで短期保険証を渡していない方は平成24年6月末現在で76件、平成23年6月末現在の68件と比較して8件の増加です。

短期保険証の所得階層や保険料9割軽減の うち短期保険証の発行数は

【岡田議員】短期保険証の発行されている方の所得階層別の人数はどのようになっていますか。低所得者に対する軽減措置均等割り9割軽減の対象者についての短期保険証発行数をおききします。

後期高齢者医療制度 短期保険証交付状況

	2010年6月末	2011年6月末	2012年6月末
名古屋市	7 (5)	139 (30)	179 (40)
豊橋市		7	27
岡崎市	33	19	27
一宮市		7	17
瀬戸市	17	21	15
半田市	21 (4)	16 (6)	16 (5)
豊川市	26	28	48 (3)
刈谷市	11	7 (1)	9
豊田市	42	35	39
安城市	3	19 (8)	21 (5)
西尾市	2	1	
蒲郡市	12 (1)	7 (3)	6 (3)
小牧市	8 (8)	10 (10)	
稲沢市	1	18	11
新城市	1 (1)		2
東海市	8 (1)	5	5 (1)
知多市			4 (1)
知立市		5	6 (1)
岩倉市	4	5	1
豊明市	7	5	6 (3)
日進市	3	4	6 (1)
田原市		7	9 (1)
愛西市	7 (3)	5	8 (3)
弥富市	1 (1)	5 (2)	3 (1)
みよし市	4	4	2
あま市	25 (7)	15 (8)	16 (7)
長久手市		4	
東郷町	2 (2)		5
大治町	5 (2)	8	6 (1)
阿久比町	1		
美浜町	3	2	1
武豊町	5	3	1
幸田町	3	4	6
合計	262 (35)	415 (68)	502 (76)

(注1) 短期保険証の発行は、平成21年8月以降のため、平成21年6月末については0件
(注2) カッコの数字は、有効期間が経過し、未更新となっている件数

502名中非課税世帯は167名、うち9割軽減が47名

【事務局長】短期保険証の交付をうけている方の所得階層別の資料がないので自己負担割合の区分で説明します。平成24年6月末現在の短期保険証交付者502名であり、内訳は、一部負担割合が3割の現役なみ所得の方が38名、また、一部負担割合が1割の方のうち、課税世帯の方が297名、非課税世帯の方が167名となっている。非課税世帯の方が167名のうち、保険料が9割軽減されている方は、47名です。

短期保険証の発行者の生活実態を どのように把握しているのか

【岡田議員】短期保険証の発行されている方の生活実態について、広域連合でどのように把握に努めていますか。

各市町村で状況を聞いているし、きめ細やかな対応をするようお願いしている

【事務局長】各市町村において被保険者個々のご事情、収入状況等をお聞きして、生活状況の把握に努めている。当広域連合では、各市町村に、保険証が未交付とならないよう、文書による呼び出しを行い、窓口に来ない方は、電話や臨戸訪問を行うなどきめ細かな対応を行うよう、会議や研修などあらゆる機会をとらえてお願いしている。

資格証明書の発行状況は

【岡田議員】資格証明書の発行状況は。

交付実績はない

【事務局長】資格証明書の交付実績はございません。なお、資格証明書の交付に際しては、厚生労働省へ事前協議を行うこととなっており、そのような事案についてもございません。

滞納者の財産差押え件数と金額は。どんな傾向か

【岡田議員】滞納者の財産差し押さえの人数と金額を教えてください。平成22年度と比べてどんな傾向がありますか。

138人、5,164万円で前年より増加

【事務局長】平成23年度に実施した滞納処分の実施被保険者数は138人で、金額は51,649,858円であり、平成22年度の58人、13,011,355円と比べて増加しております。

短期保険証は発行すべきでない（再質問）

【岡田議員】滞納処分が平成22年度と比べて1年で2.4倍に増えているということでした。この増え方はやはり異常だと指摘しなければなりません。差し押さえではなく、あくまでも保険料の納付に関しての相談等に重点を置く支援が広域連合には必要であ

保険料の滞納処分実施者数と金額

実施年度	滞納処分	
	人数	金額（円）
2008年度	0	0
2009年度	19	1,804,540
2010年度※	58	13,011,355
2011年度	138	51,649,858

※表中のすべての数値は差押え、参加差押え、交付要求を対象にしたものである。平成22年度分の国の公表値は、差押えのみを対象として報告した数値であるため、表中の数値とは異なる。

るというおきます。

平成23年度に短期保険証の発行をされた高齢者502人のうち、167名、全体の3割を超える方が、非課税で短期保険証の対象となっているということでした。さらに9割軽減の対象者が47名ですから、年金収入80万以下で、保険料が払えないという方の生活実態は、大変苦しいと言わざるをえない。所得が極めて低い方のため、短期保険証を発行されることが、医療を受けづらいという状況を加速することもあると考えられます。

さらに保険証未渡しについても、増えているということでした。後期高齢者であれば、何らかの疾患をもって生活している人がほとんどではないか。未渡しの被保険者に対しては、納付相談等は市町村が窓口となっています。ご答弁では、被保険者個々の生活状態を踏まえたきめ細やかな対応に努めるということですが、例えば名古屋市の場合、隣戸訪問までとても手が回らないという状況でした。このような状況にあって、生活状況の把握や、他制度活用などのきめ細かな相談ができていますのか疑問です。

必要な時には、いつでも医療機関への受診はできるように、保険証の未渡しは早急になくすべきだったと思います。

保険料の推移

	均等割	所得割率	1人1保険料	収納率
2009年度	40,175円	7.43%	75,283円	99.26%
2010年度	41,844円	7.85%	76,210円	99.4%
2011年度	41,844円	7.85%	75,588円	99.48%

個々の事情、収入状況等を聞きながら交付

【事務局長】短期保険証の各市町村窓口における対応は、被保険者個々のご事情、収入状況等を聞きながら交付している。加えて、なかなか窓口に来ない方には、電話や臨戸訪問を行うなど、きめ細かな対応を行って接触を図るよう努めている。

広域連合としては、交付件数の多い市町村に直接訪問して、具体的な取り組み状況を確認しており、情報交換や個別の対応方針を検討するなど、保険料の未納解消や保険証の更新に向けて取り組んでいる。

保険証が未渡しとなっていることは問題。医療権を奪うものではないか（再質問）

【岡田議員】接触できないことを理由に保険証の未渡しとなっていることは問題です。医療権を奪うも

のではないかと考えます。この点に関して連合長の
お考えをお聞きます。

保険料は後期高齢者医療制度の重要な財源（連合長）

【連合長】保険料は後期高齢者医療制度の重要な財源であることから、引き続きねばり強く後期高齢者医療制度への理解を求めながら、すべての被保険者が安心して医療が受けられるように努めていきたい。

医療費の一部負担金の減免について

一部負担金減免の事由別の人数と件数は

【岡田議員】窓口一部負担金減免について、減免人数102人、1,441件の減免事由別人数と件数を教えてください。

全部災害減免で、水害56人、火災が3人、東日本大震災で43人

【事務局長】平成23年度における一部負担金減免の事由別の人数と件数は、いずれも災害により居住する住宅等に著しい損害を受けた方への減免となっておりまして、愛知県内における水害による減免が56人、684件、火災による減免が3人、21件となっております。その他、東日本大震災の被災者に対する減免が43人、736件となっております。

無年金、低年金などへの減免制度を

【岡田議員】無年金、低年金など恒常的に低所得者に対する、一部負担の減免について検討はされたのか伺います。

国が規定する災害、失業など4条件のみで、低所得は検討していない

【事務局長】一部負担金の減免は、他の広域連合及び県内市町村国保の実施状況を参考に、国からの通知に準じて見直し、平成22年4月1日に改正を行った。一部負担金の減額、免除または徴収猶予の取扱いに

一部負担金免除の実績

	免除人数	件数	免除額	備考
2009年度	63人	249人	1,025,441円	
2010年度	24人	83件	236,462円	東日本大震災関連は2011年度になる
2011年度	102人	1,441件	5,420,433円	うち大震災関連は43人、736件、2,013,242円

係る国の通知では、「災害により住宅などに著しい損害を受けたこと」、「農作物の不作などにより、著しく収入が減少したこと」、「失業などにより、著しく収入が減少したこと」、「長期間入院したこと」、の四つの事由に限定して、一部負担金の支払いが困難となった場合に、一時的に減免の措置を行うことができることとしており、低所得を事由とする減免規定は検討していない。

一部負担金減免制度の周知に、ポスター掲示などはやられているか（再質問）

【岡田議員】一部負担金減免の周知について、高齢者に減免制度のお話をしても、知らないと言われる方が多くおられます。広報などは、交付の際に郵送でも行われているということですが、身近に必要を感じるのは、医療機関に受診・入院する際ではないでしょうか。周知のために、外来などにポスターを張るといったことはやられているのでしょうか、お聞きます。

案内パンフレットの送付、ホームページへの掲載、市町村での適用などを行っている

【事務局長】制度の概要を掲載した後期高齢者医療制度の案内パンフレットを保険証の更新時に全被保険者へ送付するとともに、市町村・医療機関などに配布している。

また、当広域連合のホームページでは、減免の基準や申請方法などを詳しく掲載しており、より検索しやすくなるよう、昨年度、見直しを図った。

市町村窓口においては、被保険者の方が災害に遭ったり、収入が著しく減少した場合には、十分に状況の聞き取りを行ったうえで、制度の適用に努めている。

高齢者の健康の増進を願う医療制度としての整備が必要ではないか

【岡田議員】一部負担金減免について、国保の場合には、収入が生活保護基準にある場合にも、減免がされるとする通達が、平成22年9月に厚生労働省が出しています。後期高齢者医療制度においても、同年11月に同様に一部改正が行われました。生活に困窮した被保険者の支援、保護を図ることを目的とするものであり、減免は法に保障された制度です。この通達の主旨を踏まえて、恒常的に低所得者にある被保険者に対して、減免が実施されるべきではない

ですか。高齢者の健康の増進を願う医療制度であるならば、条件の整備を検討する必要があったのではないのでしょうか。連合長、お答えください。

国からの通知に基づいて減免基準を設け、 適正な運用をしている（連合長）

【連合長】一部負担金の減免は、一時的に医療費の支払いが困難となった方の受診機会を確保するうえ

で、たいへん重要な制度であると認識しています。

国も、こうした観点から、全国、どこの広域連合においても十分な減免措置がなされるよう、一部負担金の減免、免除及び徴収猶予の取扱いについて通知している。当広域連合でも、国からの通知に基づいて減免基準を設けており、適正な運用に努めている。



《決算質疑》

福祉医療制度への配慮や保険事業の充実を

吉田正 議員（大口町議）

保険料の賦課及び被保険者数について

22年度の減免人数は

【吉田議員】保険料減免状況の中で、減免人数が381人となっておりますけれども、平成22年度は、一体何人だったのか教えていただきたいと思います。

22年度は327人

【事務局長】平成22年度の保険料減免の対象者数は327人でございます。

65歳から74歳の被保険者数が減った理由は

【吉田議員】被保険者数の中で、65歳から74歳の被

保険者数が、平成22年度と比較して308人減少しています。障害のある人が減ったということなんではないでしょうか。ぜひ、教えていただきたいと思います。

年齢が75歳になったり、死亡や転出などが加入者より多かった

【事務局長】65歳から74歳までの障害のある方は、本人申請に基づく任意加入で、平成23年度中の申請、約7,200人が増加分、一方、平成23年度中に75歳に到達して、65歳から74歳までの年齢区分から外れた方が約4,700人、死亡や転出などで資格を喪失された方が約2,800人で、合計約7,500人の減少分があり、平成23年3月末現在の4万906人が、平成24年3月末現在は4万598人となり、差し引き308人減少した。

保健事業について

人間ドック助成事業

【吉田議員】保健事業の中の人間ドック助成事業はどこの自治体で行われているのか、何人の人が助成を受けたのか。また、パンフレットで「わかりやすい後期高齢者医療制度」というものがありますが、ここには紹介されていないため非常に分りにくい。分りやすくしていただきたいと思います、いかが

保険料の減免状況（現年賦課分）

	件数	減免額
2009年度	1,272件	18,307,200円
2010年度	333件(327人)	10,183,700円
2011年度	396件(381人)	11,749,600円

保険料の法定軽減の状況

区分		対象者数(延べ人数)		
		2009年度	2010年度	2011年度
均等割額	9割軽減	109,982人	117,477人	123,786人
	8.5割軽減	82,535人	89,766人	96,553人
	5割軽減	14,121人	15,177人	15,962人
	2割軽減	45,950人	49,357人	52,772人
	被扶養者軽減	86,212人	85,100人	84,562人
	小計	338,800人	356,877人	373,635人
所得割軽減	5割軽減	66,247人	69,265人	72,816人
合計		405,047人	426,142人	446,451人

医療費実績の推移

	一人当り 医療費	一人当り 件数	1件当り 医療費	1日当り 医療費
2009年度	887,039円	28.7件	30,956円	14,225円
2010年度	912,680円	28.3件	32,225円	14,727円
2011年度	924,525円	28.8件	32,096円	15,059円

でしょうか。

豊橋市など11市町に助成、受診者1,764人。 各市町村が広報している

【事務局長】平成23年度人間ドック事業への助成状況は、豊橋市、岡崎市、豊川市を始め、11市町に助成し、受診者数は1,764人でした。人間ドック助成事業は、市町村が実施しております人間ドック事業に対し、市町村からの補助申請に基づき助成する事業となっており、その広報、周知は、各市町村が行っている。広域連合のパンフレット等への掲載は、人間ドック事業がすべての市町村において実施されていないので、行ってはおりません。

協定保養所利用実績が少ない理由は

【吉田議員】協定保養所の宿泊できる人数は、一体何人なのでしょう。利用者数が、被保険者数の1%程度にとどまっているというのは、何か利用しにくい原因があるのではないのでしょうか。

23年度は7,391人と、年々増加。広報の必要性を強く認識している

【事務局長】協定保養所の宿泊可能人数は、1日当たり、最大571名。全保養所合わせて1年に4泊までとすること以外、特に利用の制限は設けてない。利用者総数は、平成21年度は、6月からの事業開始で

10カ月分ですが、5,480人、22年度は7,029人、23年度は7,391人と、年々着実に増加してきている。

協定保養所は、地域バランスや交通アクセス、利用料金など、被保険者の皆さまの利便性を考慮の上、尾張地区で3カ所、三河地区で3カ所、合わせて6カ所を指定しております。また、当該事業のさらなる利用促進を図るため、利用者の声を聞く機会として、年1回、アンケート調査を実施しておりますが、利用者の方からはご好評の感想をいただく一方で、協定保養所の認知度について、半数以上の方が利用された保養所以外は知らないとのこと回答をいただいております。広報の一層の必要性を、今後強く認識している。

パンフレットやポスターを、市町村の窓口や医療機関を始め、県内の老人クラブや高齢者利用施設に

保健事業 件数/金額

項目 年度	健康診査	人間ドック	肺炎球菌ワクチン予防接種	協定保養所
2009	190,826人 1,130,046,473円 (受診率 29.88%)	8市町村 24,563,000円	-	5,480人 5,480,000円
2010	205,223人 1,278,921,126円 (受診率 30.73%)	11市町村 28,382,000円	-	7,029人 7,029,000円
2011	220,056人 1,735,346,086円 (受診率 31.46%)	11市町村 34,278,000円	21市町村 121,658,000円	7,391人 7,391,000円

市町村別健康診査受診実績(2011年4月～2012年3月分。被保険者数は2011年4月1日現在)

	受診者数	被保険者数	受診率		受診者数	被保険者数	受診率		受診者数	被保険者数	受診率
名古屋市	47,589	225,366	21.12	小牧市	4,438	11,538	38.46	あま市	2,745	7,321	37.49
豊橋市	7,804	37,019	21.08	稲沢市	5,191	13,421	38.68	長久手市	956	2,872	33.29
岡崎市	20,804	32,418	64.17	新城市	3,287	8,199	40.09	東郷町	929	2,914	31.88
一宮市	17,043	37,049	46.00	東海市	4,156	8,943	46.47	豊山町	298	1,098	27.14
瀬戸市	4,335	14,131	30.68	大府市	2,119	6,517	32.51	大口町	870	1,842	47.23
半田市	6,067	11,218	54.08	知多市	2,517	7,468	33.70	扶桑町	1,849	3,429	53.92
春日井市	7,016	25,907	27.08	知立市	1,903	5,119	37.18	大治町	531	1,976	26.87
豊川市	3,036	18,536	16.38	尾張旭市	2,372	7,177	33.05	蟹江町	1,243	3,323	37.41
津島市	2,511	6,846	36.68	高浜市	2,137	3,933	54.34	飛島村	228	630	36.19
碧南市	3,895	7,460	52.21	岩倉市	1,357	4,132	32.84	阿久比町	638	2,662	23.97
刈谷市	4,872	10,544	46.21	豊明市	1,585	5,913	26.81	東浦町	2,545	4,455	57.13
豊田市	8,993	31,023	28.99	日進市	1,901	6,085	31.24	南知多町	682	3,384	20.15
安城市	5,524	13,787	40.07	田原市	3,224	8,133	39.64	美浜町	589	2,744	21.47
西尾市	4,103	17,842	23.00	愛西市	2,501	7,218	34.65	武豊町	1,785	3,578	49.89
蒲郡市	3,421	10,148	33.71	清須市	1,837	6,123	30.00	幸田町	1,099	3,100	35.45
犬山市	3,358	7,862	42.71	北名古屋市	1,592	6,370	24.99	設楽町	566	1,642	34.47
常滑市	1,878	6,611	28.14	弥富市	1,652	4,226	39.09	東栄町	442	1,211	36.50
江南市	4,946	10,032	49.30	みよし市	968	3,143	30.80	豊根村	129	416	31.01
合 計									220,056	696,054	31.61

届け、啓発活動に努めている。今後も、より多くの被保険者の皆様方にご利用いただけるよう、市町村や協定保養所と連携して、より一層、広報活動に力を入れ、事業の推進に努めます。

肺炎球菌ワクチン予防接種助成

【吉田議員】肺炎球菌ワクチン予防接種助成について、助成内容と、どこ自治体が実施をし、何人の人が接種をしたのか、また、これについての事故はなかったのかどうかお尋ねをいたします。

名古屋市など21市町村で実施、4万1,449名が接種。事故はない

【事務局長】肺炎球菌ワクチン予防接種事業は、長寿・健康増進事業として、国の特別調整交付金の対象事業とされ、広域連合からは、各市町村が実施しております肺炎球菌ワクチン予防接種事業のうち、被保険者の方の自己負担を除く予防接種費用や受診票の作成費用を対象に補助しております。

平成23年度の事業実績は、名古屋市、一宮市、春日井市を始め、21市町村において実施されており、予防接種を受けた方は4万1,449名となっております。

予防接種の事故等の報告は受けておりません。

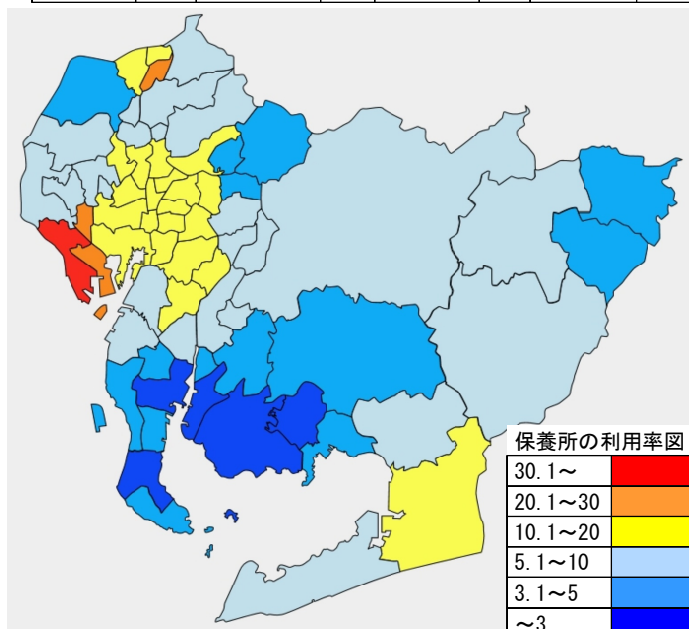
後期高齢者医療制度と福祉医療制度の関係の周知を（再質問）

【吉田議員】了解した部分もありますけれども、まず、1つ目ですけれども、1つあるんですが、主要施策報告書の3ページ、被保険者数の中で、65歳から74歳の一定の障害がある方が後期高齢者医療に加入をされておられる訳でありますけれども、これは申請に基づいて加入をするということになっております。そして、私どもが一番心配しているのは、実は、県の制度の福祉医療制度であります障害者医療制度がある訳でありますけれども、この障害者医療制度を適用させようということになりますと、愛知県の場合においては、この後期高齢者医療制度に加入することが1つの条件になっているところであります。逆に言うと、この後期高齢者医療制度に加入しないと福祉医療制度は受けられない。つまり、医療費においては、70歳未満の人たちは3割負担を余儀なくされるというような状況になってしまう、こういうことが懸念される訳です。

そうした中で、この308人の方が減少されたこの要因は、私はよく分かりませんが、しかし、お

保養所利用 市町村別ベスト10（被保険者1000人当たりの利用者）

市町村		市町村		市町村		市町村	
弥富市	33.6	みよし市	9.2	刈谷市	5.8	武豊町	4.2
飛島村	23.8	北名古屋市	9.1	新城市	5.7	阿久比町	4.1
大口町	21.7	日進市	9.0	田原市	5.7	岡崎市	4.0
蟹江町	20.2	東郷町	8.9	小牧市	5.5	常滑市	3.9
名古屋市	18.6	津島市	7.9	豊山町	5.5	安城市	3.7
豊明市	15.9	愛西市	7.8	設楽町	5.5	蒲郡市	3.4
清須市	14.5	知多市	7.2	春日井市	5.3	尾張旭市	3.2
大府市	13.7	知立市	7.2	一宮市	5.0	碧南市	2.3
扶桑町	12.0	稲沢市	6.7	南知多町	5.0	西尾市	2.3
江南市	11.9	東浦町	6.5	東栄町	5.0	美浜町	2.2
豊橋市	10.6	犬山市	6.4	高浜市	4.8	幸田町	1.9
東海市	10.0	豊田市	6.2	豊根村	4.8	半田市	1.7
あま市	9.6	豊川市	6.2	瀬戸市	4.6	県平均	10.6
岩倉市	9.2	大治町	6.1	長久手市	4.2		



医者さんにかかるためのそうしたお金がないからということで、最初からあきらめてしまっているような状況があってはならないというふうに私は思う訳であります。ですから、保険料を払うことが困難だからということで、こちらの後期高齢者医療制度への加入をためらってしまうというようなことがあっては、私は、高齢者、障害のある方への、健康等々を守ることができないのではないかなというふうに思うんです。そういう意味で、どんな形でそれぞれの自治体等で周知等がされているのか、そうしたことについても、もう一度お尋ねをしておきたいというふうに思います。

福祉医療や障害者手帳の担当窓口でも案内

【事務局長】65歳から74歳までの障害のある方は、

本人からの申請に基づく任意加入となっている。パンフレットやホームページなどで広報をするのとともに、各市町村の後期高齢者医療担当窓口においてもご案内をしている。また、福祉医療や障害者手帳の担当窓口におきましても、一定の障害がある方は、高齢者医療の任意加入の対象となる方についてはご案内されている。

保養所の利用が少なすぎる、施設を増やす考えはないのか

【吉田議員】尾張部と三河部で、それぞれ3カ所ずつ合計6カ所で、1日当たりの定員が571人ということで、この定員が大きい小さいかというのは、私も、何かと比較する訳ではありませんので比較のしようがないんですけれども。実は、私は大口町の町会議員なんですけれども、大口町においては3カ所を指定して、1泊だけでも3,000円助成をしている、そういう制度があるんですけど、二十歳以上の人を対象にしたり、大口町の企業に25年以上勤めておられる方が対象になるんですけれども。大体対象になる人の10%ぐらいの割合で、利用が毎年あるなというようなことを、私も認識をしている訳ですけれども、それと比べても、全体が、後期高齢者医療制度に加入しておられる人が約70万人として、7,000人ぐらいの人の利用というのは、少しこれは

少ないんじゃないかなということを私自身は思う訳です。どうしても土日など、そういった繁忙期に集中すれば泊まれないというものもあるでしょうし、いろんな要因があるのかもしれませんが、対象になるそうした保養所の施設をですね、増やすようなお考えは持っておられないのでしょうか。その点について伺いをします。

十分利用を満たしており、増やさない

【事務局長】協定保養所は、75歳を超える高齢の方でも利用できるように、愛知県とその近隣地区を対象に選定し、利用者アンケートでも、多くの方が、自宅から近いことを利用時の選定理由として上げている。保養所の宿泊可能人数は現状の利用状況を十分満たしておりますので、保養所数を増やすことは現時点では考えておりません。

愛知県後期高齢者医療広域連合議会定例会（2012年8月24日）

議案	各議員の態度	結果	内容
	共産党	他議員	
議案第8号 平成24年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）	○	○	可決 3174千円の補正。豊橋市の収納対策に対し今年も国の補助金が出る（2497千円）など
議案第9号 平成24年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	○	○	可決 2,218,406千円の補正。療養給付費や高額療養費などの清算
認定第1号 平成22年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定	○	○	可決 市町村負担金10.4億円、国庫支出金35.12億円など。派遣職員は事務局長以下39名。保養所の利用実績は7391人など
認定第2号 平成22年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定	×	○	可決 保険者数724,297人。一人当たり医療費924,525円。一人当たり28.8件。保険料75,588円。収納率99.48%。健診実績220,056人、人間ドック実施自治体11。
請願第5号 後期高齢者医療制度の改善を求める請願書（全日本年金者組合愛知県本部）	○	×	不採択 県独自の保険料軽減を。一部負担金減免を。資格者証を出すな。健診事業への助成で保険料引き下げを。
請願第6号 愛知県後期高齢者医療制度に関する懇談会に公募委員を加えることなどを求める請願書（全日本年金者組合愛知県本部）	○	×	不採択 懇談会に公募委員を加える。
請願第7号 後期高齢者医療制度の改善を求める請願書（愛知県社会保障推進協議会）	○	×	不採択 県独自の保険料軽減を。一部負担金減免を。資格者証を出すな。健診事業への助成で保険料引き下げを。
請願第8号 愛知県後期高齢者医療制度に関する懇談会に公募委員を加えることを求める請願書（愛知県社会保障推進協議会）	○	×	不採択 懇談会に公募枠を設ける。

態度：○＝賛成 ×＝反対

日本共産党の2人以外の全議員は同じ態度でした。

医療給付実績 (2011年3月～2012年2月診療分)

区分			件数	日数	医療費総額	一部負担額 標準負担額	保険給付額 (高額療養費)	保険給付額 (療養給付費等)
療養給付費	医科	入院	543, 187	9, 568, 874	278, 355, 196, 036	17, 441, 956, 983	14, 776, 334, 828	246, 136, 904, 225
		入院外	11, 449, 341	24, 689, 126	225, 836, 247, 282	22, 879, 148, 941	3, 958, 973, 875	198, 998, 124, 466
		小計	11, 992, 528	34, 258, 000	504, 191, 443, 318	40, 321, 105, 924	18, 735, 308, 703	445, 135, 028, 691
	歯科	入院	1, 498	13, 735	457, 916, 920	35, 542, 736	17, 881, 271	404, 492, 913
		入院外	1, 634, 456	3, 407, 767	22, 911, 195, 680	2, 757, 158, 728	1, 311, 116	20, 152, 725, 836
		小計	1, 635, 954	3, 421, 502	23, 369, 112, 600	2, 792, 701, 464	19, 192, 387	20, 557, 213, 749
	調剤		6, 020, 998	処方回数（再掲） 8, 805, 766	95, 558, 284, 590	11, 125, 006, 251	109, 815, 502	84, 323, 462, 837
	食事生活	医科	（再掲） 502, 464	回数（再掲） 23, 414, 132	16, 134, 051, 886	標準負担額 5, 671, 698, 830	0	10, 462, 353, 056
		歯科	（再掲） 1, 464	回数（再掲） 32, 858	21, 769, 154	標準負担額 8, 063, 360	0	13, 705, 794
		小計	（再掲） 503, 928	回数（再掲） 23, 446, 990	16, 155, 821, 840	標準負担額 5, 679, 762, 190	0	10, 476, 058, 850
	療養費	一般診療	317	920	15, 469, 040	1, 828, 192	0	13, 640, 848
		補装具	30, 344		1, 080, 850, 089	127, 484, 374	0	953, 365, 715
		柔道整復師の施術	454, 096	3, 444, 940	5, 150, 595, 019	607, 183, 392	0	4, 543, 411, 627
		あん摩マッサージ	124, 169	1, 263, 095	4, 310, 433, 984	492, 412, 526	0	3, 818, 035, 238
		はり・きゅう	100, 584	819, 127	1, 802, 855, 751	208, 613, 194	0	1, 594, 228, 777
		小計	709, 510	5, 528, 082	12, 360, 203, 883	1, 437, 521, 678	0	10, 922, 682, 205
		負担割合差額	（再掲） 863			△ 3, 502, 995	0	3, 502, 995
	食事（生活）療養 標準負担額差額		（再掲） 4, 385	（再掲） 239, 577		△ 25, 291, 350	0	25, 291, 350
	療養給付資合計		20, 358, 990	43, 207, 584	651, 634, 865, 431	61, 327, 303, 162	A 18, 864, 316, 592	571, 443, 245, 677
訪問看護療養資		25, 743	238, 455	2, 630, 919, 650	基本利用料 245, 405, 625	B 66, 099, 395	2, 319, 414, 630	
移送費		1		5, 340		0	5, 340	
高額医療費	現物給付分	（再掲） 481, 650				（小計A+B） 8, 930, 415, 987		
	償還給付分	（再掲） 972, 807			△ 6, 261, 637, 777	6, 261, 637, 777		
	小計	（再掲） 145, 445			△ 6, 261, 637, 777	25, 192, 053, 764		
高額介護合算療養費		（再掲） 32, 874	43, 446, 039	654, 265, 790, 431	△ 455, 617, 363		455, 617, 363	
合計		20, 384, 734	43, 446, 039	654, 265, 790, 431	54, 855, 453, 647	25, 192, 053, 764	574, 218, 831, 020	
							保険給付額合計	599, 410, 336, 784
葬祭費		40, 470					2, 023, 500, 000	

市町村別医療給付実績(2011年3月～2012年2月診療分)

区分	療養給付費		訪問看護療養費		移送費		高額療養費		高額介護合算療養費		保険給付額合計		葬祭費	
	件数	金額(億円)	件数	金額(億円)	件数	金額(円)	件数(再掲)	金額(億円)	件数(再掲)	金額(億円)	件数	金額(億円)	件数	金額(億円)
名古屋市	7,060,376	1,987.4	11,594	11.817	1	5,350	572,177	94.33	13,972	2.193	7,071,971	2,095.7	12,516	6.26
豊橋市	1,024,086	295.0	829	0.558	0	0	71,617	11.77	1,466	0.180	1,024,915	307.5	2,142	1.07
岡崎市	970,762	252.2	709	0.499	0	0	59,903	11.25	1,069	0.132	971,471	264.0	1,886	0.94
一宮市	1,090,812	306.3	1,518	1.532	0	0	76,699	13.54	1,900	0.262	1,092,330	321.6	2,142	1.07
瀬戸市	425,971	127.0	593	0.529	0	0	33,258	5.51	626	0.088	426,564	133.1	820	0.41
半田市	344,706	83.5	516	0.431	0	0	21,115	3.22	430	0.053	345,222	87.2	704	0.35
春日井市	783,229	206.0	1,194	0.846	0	0	50,356	8.85	1,298	0.180	784,423	215.9	1,518	0.76
豊川市	548,545	149.3	510	0.448	0	0	36,286	5.88	73	0.095	549,055	155.8	1,195	0.60
津島市	196,639	53.7	153	0.114	0	0	13,277	2.32	234	0.026	196,792	56.2	453	0.23
碧南市	213,295	59.0	345	0.191	0	0	12,509	2.29	216	0.028	213,640	61.5	457	0.23
刈谷市	258,027	88.4	350	0.179	0	0	21,090	4.18	444	0.062	258,377	92.8	607	0.30
豊田市	820,285	241.8	738	0.388	0	0	53,852	10.36	1,058	0.123	821,023	252.7	1,869	0.93
安城市	357,199	99.6	425	0.229	0	0	22,836	4.27	474	0.049	357,624	104.1	796	0.40
西尾市	495,898	128.8	423	0.388	0	0	26,875	4.84	810	0.070	496,321	134.1	1,145	0.57
蒲都市	285,679	76.5	142	0.149	0	0	17,048	3.09	423	0.040	285,821	79.8	610	0.31
犬山市	222,293	69.7	189	0.140	0	0	17,176	2.93	212	0.034	222,482	72.8	502	0.25
常滑市	178,200	48.5	110	0.100	0	0	10,351	1.73	228	0.025	178,310	503.7	404	0.20
江南市	289,995	81.6	265	0.174	0	0	19,512	3.43	389	0.049	290,260	85.2	623	0.31
小牧市	327,317	90.5	438	0.294	0	0	22,242	4.14	411	0.060	327,755	95.0	627	0.31
稲沢市	395,395	106.2	569	0.763	0	0	24,335	4.56	526	0.072	395,964	111.6	809	0.40
新城市	185,694	52.3	100	0.072	0	0	10,481	1.81	153	0.014	185,794	54.2	480	0.24
東海市	236,931	73.4	280	0.204	0	0	17,830	3.35	348	0.040	237,211	77.0	506	0.25
大府市	182,994	50.9	203	0.133	0	0	11,492	2.23	280	0.029	183,197	53.3	379	0.19
知多市	210,257	54.4	201	0.208	0	0	12,983	2.06	415	0.044	210,458	56.7	447	0.22
知立市	120,051	43.5	185	0.130	0	0	10,127	2.10	106	0.017	120,236	45.7	254	0.13
尾張旭市	233,336	62.9	279	0.283	0	0	16,277	2.94	297	0.045	233,615	66.2	371	0.19
高浜市	95,409	30.2	109	0.051	0	0	6,505	1.27	176	0.025	95,518	31.6	231	0.12
岩倉市	111,721	32.2	131	0.084	0	0	7,562	1.36	155	0.021	111,852	33.7	261	0.13
豊明市	170,483	51.6	128	0.085	0	0	12,107	2.49	229	0.025	170,611	54.2	373	0.19
日進市	193,039	53.6	202	0.214	0	0	13,464	2.51	250	0.039	193,241	56.4	342	0.17
田原市	226,400	54.5	134	0.072	0	0	11,033	1.92	245	0.030	226,534	56.5	444	0.22
愛西有	203,572	57.3	89	0.083	0	0	13,224	2.23	308	0.035	203,661	59.7	450	0.23
清須市	173,083	48.3	226	0.305	0	0	11,764	2.22	318	0.033	173,309	50.9	354	0.18
北名古屋市	184,394	51.1	165	0.122	0	0	12,613	2.37	280	0.034	184,559	53.7	398	1.20
弥富市	116,466	33.1	108	0.116	0	0	8,234	1.32	138	0.024	116,574	34.6	240	0.12
みよし市	80,564	25.4	112	0.041	0	0	5,892	1.04	152	0.020	80,676	26.5	168	0.08
あま市	205,152	61.5	128	0.109	0	0	14,260	2.67	256	0.024	205,280	64.3	467	0.23
長久手市	83,214	24.6	115	0.080	0	0	6,062	1.24	125	0.017	83,329	25.9	163	0.08
東郷町	85,012	24.8	146	0.115	0	0	5,703	1.14	154	0.019	85,158	26.1	177	0.09
豊山町	32,317	9.1	28	0.015	0	0	2,161	0.42	51	0.010	32,345	9.6	75	0.04
大口町	50,205	14.3	59	0.050	0	0	3,431	0.60	65	0.006	50,264	14.9	121	0.06
扶桑町	106,902	28.1	127	0.082	0	0	6,803	1.13	186	0.030	107,029	29.3	194	0.10
大治町	60,007	17.9	36	0.024	0	0	4,362	0.80	92	0.017	60,043	18.7	110	0.06
蟹江町	92,275	28.8	47	0.049	0	0	7,069	1.35	177	0.021	92,322	30.3	196	0.10
飛島村	13,950	4.2	13	0.003	0	0	761	0.16	14	0.001	13,963	4.3	52	0.03
阿久比町	84,903	20.0	106	0.081	0	0	4,426	0.74	111	0.017	85,009	20.8	150	0.08
東浦町	128,871	35.4	323	0.305	0	0	8,354	1.39	197	0.031	129,194	37.1	246	0.12
南知多町	77,946	26.5	43	0.028	0	0	6,087	1.04	119	0.014	77,989	27.6	211	0.11
美浜町	56,760	21.6	40	0.017	0	0	4,862	0.84	121	0.014	56,800	22.5	167	0.08
武豊町	109,484	28.6	101	0.093	0	0	6,539	1.04	216	0.022	109,585	29.8	216	0.11
幸田町	87,528	23.6	153	0.163	0	0	5,336	0.93	117	0.011	87,681	24.7	185	0.09
設楽町	31,517	9.6	15	0.008	0	0	1,979	0.34	49	0.004	31,532	10.0	106	0.05
東栄町	31,510	7.2	1	0.001	0	0	1,452	0.24	48	0.002	31,511	7.5	79	0.04
豊根村	8,334	2.8	0	0.000	0	0	728	0.13	15	0.002	8,334	2.9	32	0.02
合計	20,358,990	5,714.4	25,743	23.194	1	5,350	1,454,457	251.92	32,874	4.556	20,334,734	5,994.1	40,470	20.24

年齢及び所得階層別被保険者数 単位：％、人（2012年3月31日現在）

区分	合計		年齢別（人）		所得区分別（人）			
	人数 （人）	構成比 ％	65歳 ～74歳	75歳～	一般	低所得者	低所得者	現役並み 所得者
名古屋市	233,468	32.23	12,107	221,361	207,524	41,710	49,947	25,944
豊橋市	38,301	5.29	2,155	36,146	35,156	5,082	6,632	3,145
岡崎市	33,583	4.64	1,996	31,587	30,382	4,767	5,316	3,201
一宮市	39,045	5.39	2,392	36,653	36,495	6,122	7,660	2,550
瀬戸市	14,741	2.04	911	13,830	13,805	2,255	3,044	936
半田市	11,611	1.60	676	10,935	10,736	1,745	1,767	875
春日井市	27,337	3.77	1,694	25,643	24,354	4,026	4,363	2,933
豊川市	19,143	2.64	1,117	18,026	17,823	2,476	3,088	1,320
津島市	7,103	0.98	411	6,692	6,686	1,147	1,232	417
碧南市	7,613	1.05	359	7,254	6,983	713	1,001	630
刈谷市	10,983	1.52	674	10,309	9,544	1,348	1,376	1,439
豊田市	32,272	4.46	2,061	30,211	29,111	3,463	4,304	3,161
安城市	14,379	1.99	354	13,525	12,867	1,370	1,792	1,512
西尾市	18,342	2.53	883	17,459	16,936	1,639	2,076	1,406
蒲郡市	10,466	1.44	540	9,926	9,840	1,217	1,793	626
犬山市	8,239	1.14	4,184	7,755	7,667	1,175	1,058	572
常滑市	6,853	0.95	301	6,552	6,474	860	1,094	379
江南市	1,463	1.44	625	9,838	9,745	1,590	1,595	7,131
小牧市	12,258	1.69	855	11,403	10,690	1,605	1,738	1,563
稲沢市	13,988	1.93	850	13,138	12,908	1,873	1,699	1,080
新城市	8,269	1.14	286	7,983	7,927	749	1,234	342
東海市	9,337	1.29	564	8,773	8,418	1,369	1,240	919
大府市	6,868	0.95	397	6,471	6,159	921	870	709
知多市	7,878	1.09	443	7,435	7,254	1,024	1,074	624
知立市	5,411	0.75	294	5,117	4,753	744	709	658
尾張旭市	7,544	1.04	388	7,156	6,714	1,194	1,100	830
高浜市	4,098	0.57	212	3,886	3,751	447	641	347
岩倉市	4,320	0.60	245	4,075	3,842	608	658	478
豊明市	6,256	0.86	373	5,878	5,645	876	833	611
日進市	6,451	0.39	350	6,101	5,491	895	784	960
田原市	8,243	1.14	332	7,911	7,746	808	837	497
愛西市	7,535	1.04	471	7,064	7,167	864	930	368
清須市	6,410	0.88	331	6,079	5,667	3,871	993	743
北名古屋市	6,830	0.94	470	6,360	6,017	935	1,106	813
弥富市	4,413	0.61	250	4,163	4,116	441	499	297
みよし市	3,353	0.46	263	3,090	2,948	367	475	405
あま市	7,773	1.07	548	7,225	7,144	1,008	1,278	629
長久手市	3,086	0.43	173	2,913	2,628	420	368	458
東郷田丁	3,122	0.43	196	2,926	2,787	451	401	335
豊山町	1,130	0.16	80	1,050	994	105	176	136
大口田丁	1,921	0.27	126	1,795	1,715	175	240	206
扶桑田丁	3,609	0.50	188	3,421	3,335	442	458	274
大治町	2,106	0.29	133	1,973	1,896	280	318	210
蟹江町	3,512	0.48	218	3,294	3,196	462	553	316
飛島村	636	0.09	28	608	558	70	61	78
阿久比町	2,785	0.38	149	2,636	2,602	305	304	183
東浦町	4,726	0.65	260	4,466	4,396	606	694	330
南知多町	342	0.47	143	3,281	3,327	625	571	102
美浜町	2,844	0.39	157	2,687	2,692	426	387	152
武豊町	3,765	0.52	265	3,500	3,532	573	503	233
幸田町	3,216	0.44	198	3,018	3,041	351	370	175
設楽町	1,638	0.23	61	1,577	1,575	260	434	63
東栄町	1,197	0.17	43	1,154	1,175	274	332	22
豊根村	398	0.05	8	390	391	95	114	7
合計（人数） （構成比）	724,297	100	40,593	683,699	656,325	106,240	124,120	67,972
			5.61	94.39	90.62	14.67	17.14	9.38

「特別会計決算認定案」にたいする反対討論

制度廃止を棚上げし、値上げで負担増を押し付け

岡田ゆき子議員

【岡田議員】認定第2号議案「平成23年度後期高齢者医療特別会計決算の認定」に対して反対の立場から討論を行います。

この決算の認定ができない理由は、後期高齢者医療制度の廃止が先送りとなり、22年度から値上げされた保険料に基づく決算となっているからです。

後期高齢者医療制度は医療費のかかる75歳以上の人だけを切り離して別勘定にし、医療費が増えれば増えるほど負担が増える痛みを自覚させるところに根本的な問題があります。こうした高齢者差別に国民の怒りが高まり、制度の廃止を求める世論が広がりました。

ところが、後期高齢者医療制度は、民自公の3党の合意で、廃止が事実上棚上げとなり、さらに消費税増税と社会保障の一体改悪で、年金は今後も引き下げられ、高齢者にとっては、幾重にも負担増を強

いる結果となったのです。年齢で高齢者を分断し差別するという根本的なこの制度の問題が解決されず、23年度決算を見ても、保険料も値上げされたまま、短期保険証の発行数と、財産差し押さえ件数は右上がり、高齢者の生活を圧迫してきた事は大変な問題であると言わざるをえません。

75歳の保険料は、厚生労働省の試算では、15年後に1.5倍に増えるとしています。既に、22年度からの保険料改定では、愛知県は1人当たりの保険料が全国で4番目に高い県となりました。後期高齢者医療制度は、存続すればするほど被害が広がる制度であり、直ちに廃止し、元の老人保健制度に戻すべきであります。

以上の点から、制度の存続を前提に執行された決算は認めることはできないということを申し上げ、討論を終わります。

2011年度一般会計決算

歳入

区分	決算額	%
分担金および負担金	1,044,301,000	12.96
国庫支出金	3,508,356,488	43.52
県支出金	34,447,550	0.43
財産収入	1,719,213	0.02
寄附金	0	0
繰入金	3,300,336,961	40.94
繰越金	171,456,982	2.13
諸収入	355,790	0.00
合計	8,060,973,984	100

歳出

区分	決算額	%	備考
議会費	3,281,295	0.04	議会会場借上料1,247,940円など
総務費	740,389,473	9.31	後期高齢者医療制度特別対策補助金160,348,000円
民生費	7,205,476,035	90.65	後期高齢者医療制度臨時特例基金積立金3,289,954,213円
公債費			
予備費			
合計			

2011年度後期高齢者医療特別会計

歳入

区分	決算額	%
市町村支出金	110,027,147,463	18.05
国庫支出金	178,3231,365,188	29.25
県支出金	52,754,567,051	8.65
支払基金交付金	260,260,225,000	42.68
特別高額医療費共同事業交付金	103,719,003	0.02
寄附金	0	0
繰入金	3,356,401,124	0.56
繰越金	4,176,782,987	0.68
県財政安定化基金借入金	0	0
諸収入	722,286,273	0.12
合計	609,722,491,089	100

歳出

区分	決算額	%
保険給付費	602,614,350,644	99.24
県財政安定化基金拠出金	1,449,127,088	0.24
特別高額医療費共同事業拠出金	106,095,381	0.02
保険事業費	1,735,346,086	0.29
公債費	0	0
諸支出金	1,304,049,350	0.21
予備費	0	0
合計	607,208,968,549	100

【請願第5号、第6号、第7号、第8号の審査】

「保険料の負担軽減、資格証明書の交付はしない、懇談会に公募委員を」などを求めるのは当然の要求

全員協議会での趣旨説明 岡田ゆき子 議員

【岡田議員】請願の趣旨を簡単に説明します。

まず、請願第5号及び同第7号についてです。

民主、自民、公明による「社会保障と税の一体改革関連法案に関する3党合意」において「消費税増税」を最優先し、後期高齢者医療制度の廃止に関する事項を「国民会議」にゆだね、最低保障年金制度の確立と併せて完全に放棄しました。後期高齢者医療制度の廃止が長引くほど、2年ごとの大幅な保険料値上げにみられるように制度の矛盾が拡大します。

後期高齢者医療制度の廃止なしには、矛盾の根本は解決できませんが、制度が運用されていることを鑑み、本請願は、低所得者に愛知県独自の保険料減免制度を設けること、一部負担金減免について、生活保護基準の1.4倍以下の世帯に対して実施する

こと、短期保険証と資格証明書の発行を行わないこと、一部負担減免制度を住民に周知すること、愛知県に対して、健康診査事業などへの補助を強く求め、高齢者の保険料負担を軽減することを求めるのであります。

次に請願第6号、及び同第8号についてです。

2009年9月に常設した「愛知後期高齢者医療制度に関する懇談会」が設置されましたが、構成する委員に公募による委員が選出されていません。全国的には5県の広域連合で、また、政令市における国保運営協議会では、すでに9市で公募による委員が選出されています。

そこで、本請願は、愛知県後期高齢者医療制度に関する懇談会に公募委員を加えることを求めているのであります。

以上請願の趣旨をおくみとりいただき、皆様のご賛同をお願い申し上げて趣旨説明を終わります。

請願第7号（5号も同趣旨）

後期高齢者医療制度の改善を求める請願書

【請願趣旨】

政府・民主党は、総選挙時の公約であった後期高齢者医療制度の廃止法案の今国会での提出を断念しました。

これは、高齢者・国民にさらなる負担を強いる社会保障・税一体改革の推進のために、現在の高齢者差別を温存することに他なりません。

後期高齢者医療制度廃止の先送りにより、制度の矛盾は拡大しています。愛知県の保険料は、剰余金の充当や財政安定化基金を活用したにもかかわらず、本年4月には5%もの大幅な値上げとなりました。

私たちは、後期高齢者医療の矛盾を根本的に解消するには、制度そのものの速やかな廃止が必要だと考えますが、制度が運用されている状況に鑑み、後期高齢者のいのちと健康を守る立場から、当面、直ちに次の事項の実現を求めます。

【請願事項】

- 1 低所得者に対し、愛知県独自の保険料軽減制度を設けてください。
- 2 一部負担金減免について、生活保護基準の1.4倍以下の世帯に対しても実施してください。また、一部負担金減免制度を行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど住民に制度を周知してください。
- 3 保険料未納者に「短期保険証」と「資格証明書」の発行は行わないでください。
- 4 愛知県に対し、健康診査事業などへの補助を強く求めて、高齢者の保険料負担を軽減してください。

請願第8号（6号も同趣旨）

愛知県後期高齢者医療制度に関する懇談会に公募委員を加えることを求める請願書

【請願趣旨】

愛知県後期高齢者医療広域連合においては、2009年9月24日に常設の「愛知県後期高齢者医療制度に関する懇談会」が設置されました。

当協議会は、2007年11月、2008年8月、2009年2月、2009年8月の4回にわたり「運営協議会（仮称）」の設置を求める請願を提出し、設置を求めてきました。

また、2011年8月、2012年2月の2回にわたり「愛知県後期高齢者医療制度に関する懇談会の傍聴を認めることを求める請願」を提出し、公開を求めてきましたが、これらの要望を実現していただいたことを感謝いたします。

しかしながら、愛知県後期高齢者医療制度に関する懇談会を構成する委員には公募による委員が選出されていません。本年2月の愛知県後期高齢者医療広域連合議会での事務局長答弁によると、5つの後期高齢者医療広域連合では公募による委員が選出されています。また、国民健康保険の運営協議会では、7市で公募による委員が選出されています。

愛知県後期高齢者医療広域連合においても、「愛知県後期高齢者医療制度に関する懇談会」に公募委員を加え、活発な検討がなされることが求められます。

つきましては、次の事項の実現を求めます。

【請願事項】

1. 愛知県後期高齢者医療制度に関する懇談会に公募委員を加えてください。

賛成討論

請願第5号「後期高齢者医療制度の改善を求める請願書」にたいする賛成討論

岡田ゆき子 議員

【岡田議員】請願第5号『後期高齢者医療制度の改善を求める請願書』について賛成の立場から討論を行います。

まず、1点目の愛知県独自の保険料軽減制度を設ける事についてです。これまでも何度も請願が出されていましたが、これは、災害や、事業の休廃止や失業などによる収入の激変、長期間の入院など理由が限定しており、恒常的に低所得者に対しては適応無いものです。広域連合の説明は、低所得者減免など多数の方が該当する減免は、全国一律の措置として国の軽減制度の中で行うべきとの立場です。

しかし、2年ごとの保険料改定で、その度保険料が引上げられ、一方、年金額は年々減り続けている高齢者の実態を直視すれば、国の軽減措置を待っている状況ではないということです。

保険料の今後の見通しは、厚労省は、今の1.5割増しと試算しています。払えない人が増えるばかりではないか。生活破綻をさせないために、従来の考えではなく、危機感を持って軽減制度を設けるべきだと申し上げます。

2点目に、医療機関での医療費一部負担金の減免を生活保護基準の1.4倍にすることを求める件についてです。議案質疑でも述べましたが、介護保険料も後期高齢者保険料は引き上げられ、年金は減り続けています。高齢者であればどうしても、単発な受診ではなく、慢性疾患で定期受診が必要な事が多いでしょう。問題は、経済的理由で医療機関への受診を控え、重篤となるケースを生んでしまうことです。現在の減免制度では、保護基準の1.15倍で免除、1.3倍で5割、10割減免、1.4倍倍では猶予となっています。保険料等の負担が増え続け、可処分所得が減る中、生活保護基準1.4倍以下で減免制度を行うことは、高齢者の生活を維持していくためには必要であると考えます。

3点目に、短期保険証、資格証明書について。当広域連合では、資格証明所は一件も発行されていません。病気にかかるリスクの高い高齢者から、保険

証を取り上げるなどといった制裁は絶対にすべきではありません、資格証明所の発行は今後も発行しないで頂きたい。短期保険証については、収納対策が目的という説明ですが、こういう理由での保険証の取り扱い自体が問題であると指摘したいと思います。

4点目に、愛知県に対して健康診査への補助を強く求め、保険料の軽減を求める件についてです。要望書の提出はされているということですが、健康診査保険料負担分およそ17億円程度の負担を愛知県が行うとなれば、均等割を押さえる事が可能となる訳で、引き続き何度も強く要望をして頂きたいと述べまして、賛成討論を終わります。

請願第6号「愛知県後期高齢者医療制度に関する懇談会に公募委員を加えることなどを求める請願書」にたいする賛成討論

岡田ゆき子 議員

【岡田議員】請願第6号『後期高齢者医療制度の改善を求める請願書』について賛成の立場から討論を行います。

本請願は、愛知県後期高齢者医療制度に関する懇談会に公募委員を加える事を求める請願です。

被保険者の立場からの委員は、設立当初より愛知県老人クラブ連合会、名古屋市老人クラブ連合からの推薦としてきましたが、例えば名古屋市の老人クラブ連合会の組織率はここ数年見ても、%から%へと減っているのが実際です。固定した会からだけでなく、公募による委員を採用することは、制度に関してより幅広い見地で意見を伺い、制度をよりよいものにしていくということでもあります。今や、様々な審議会や検討会などにおいては、積極的に公募委員を採用し、活発な議論がされるということが時代の流れとなっています。

懇談会の公開が今年度から既に始まり、県民の制度への関心が高まることは大変良いことだと思います。さらに公募委員を募り、意欲のある人を委員として加え、活発な発言をしていただくことで、連合会の透明性は増すでしょうし、今の制度をよりよくしていくことになると思います。そのためにも、この請願を採択していただきますようお願い申し上げます。

請願第7号「後期高齢者医療制度の改善を求める請願書」にたいする賛成討論

吉田正 議員

【吉田議員】請願第7号について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

先の請願第5号で討論された岡田ゆき子議員と同様の内容でありますけれども、さらにつけ加える形で、賛成の立場で討論をさせていただきます。

先の一般質問で明らかにしたように、税制度の改悪で、所得税、住民税の非課税者の枠が非常に狭められております。こうしたことから、低所得者にとっては、国の軽減措置があったとしてもその負担の重さを解消することはできません。さらなる軽減制度が必要だということは明らかであります。この請願書の請願項Rは、高齢者の願いに合致しており、ここにおられる議員の皆様にも賛同がいただける内容であると私は思っております。どうかご賛同いただけますようお願いを申し上げ、私の賛成の立場での討論を終わらせていただきます。

請願第8号「愛知県後期高齢者医療制度に関する懇談会に公募委員を加えることなどを求める請願書」にたいする賛成討論

吉田正 議員

【吉田議員】請願第8号について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

懇談会に公募委員を入れることによって、懇談会そのものが活性化すると思います。いろいろな立場からの意見が出されることによって、これからの医療制度の発展に寄与していくのではないのでしょうか。私のような小さな自治体から当議會議員に選出されるのは、3年に1度しかありません。それぐらい後期高齢者医療広域連合というのが、敷居が高い、身近な存在でないということでもあります。せめて、懇談会ぐらいは、敷居を低くして、希望者全員という訳にはいかないかもしれませんが、だれもが参加できる懇談会にすべきではないのでしょうか。請願事項は、大変良いことだと思います。今日ご参加の議員の皆さんには賛成していただきますようお願いを申し上げ、賛成の立場での討論を終わります。

《一般質問》

保険料負担の不公平をなくせ／窓口負担の軽減を 吉田正 議員（大口町議）



保険料負担における 不公平性の認識について

収入が幾らで上限になるのか

【吉田議員】保険料は、上限が年間55万円になっております。この上限55万円になるには、ひとり暮らしの場合、障害や寡婦控除などは無し、ということで計算していただきたい訳ですけれども、収入が幾らあるとそうなるのか、その収入の種別ごとに教えていただきたいと思います。年金、株式の配当、給与の3つについてお尋ねをいたします。

年金では822万円、株式の配当では626万円、給与では829万円

【事務局長】保険料賦課限度額は、保険料の多寡に関わらず同一の医療給付を受けることになるため、

納付資力が高いことを理由に、無制限に保険料が賦課されないよう設けられている。賦課限度額の55万円に達する収入金額は、年金では822万円、株式の配当では626万円、給与では829万円です。

現役並み所得の下限の人の保険料は

【吉田議員】現役並み所得のある方が6万8,000人ほどいらっしゃる。この現役並み所得の下限の人で、保険料は、一体幾らになるのかお尋ねをいたします。

所得金額で約203万円

【事務局長】現役並みの所得者は、窓口負担が3割となる方ですけれども、その下限の方の市町村民税課税所得は145万円で、所得金額に置きかえますと約203万円となり、名古屋市在住の単身者のモデルケースでは、平成24年度の年間保険料は18万8,800円となります。

現役並み所得者の所得階層ごとの人数は

【吉田議員】現役並み所得者の所得階層、100万円刻みごとに、人数を教えてくださいと思います。

現役並み所得者約6万8,000人中145万円未満が約1万5,600人など

【事務局長】現役並み所得者約6万8,000人の、市町村住民税課税所得による所得階層人数は、145万円未満の方が約1万5,600人、この方は、同じ世帯に現役並みの所得者がいることにより3割負担となっている。145万円以上200万円未満の方が約1万3,100人、200万円以上300万円未満の方が約1万3,300人、300万円以上500万円未満の方が約1万600人、500万円以上1,000万円未満の方が約8,500人、1,000万円以上の方が約6,900人です。

所得者の最上位者の所得はいくらか

【吉田議員】現役並み所得者の最上位者の所得は、一体どなたで、幾らの所得があるのか教えてくださいと思います。

お答えできません

【事務局長】個人情報保護の観点からお答えすることができません。

不公平な状況をゆるすのか（再質問）

【吉田議員】保険料負担における不公平性の認識について、実は私は、収入の多い人ほど負担が低いのは不公平だといって、最初、提出をさせていただいた訳であります。答弁の中にも、上限額がなぜ決められているのかということについては、ご説明がありました。納付資力が高いことを理由に、無制限に保険料が賦課されないようにこの限度額は設けられているというご答弁があった訳でありますけれども、私からすると、収入金額が1,000万でも1億でも、この保険料の上限額は55万円になっているので、収入が多い人ほど負担が低いことになる。まさに不公平だということで質問をさせていただいた訳であります。

私は共産党に所属している議員ですが、8月21日付のしんぶん赤旗によれば、年収1億円の役員も、平均的な社員も、実は負担率が同じだと、そういうトップ記事が出されております。一番この記事の中で私が気になったのは、一番負担率が高いの

は、世帯主の収入が800万円程度、こうなると、負担率は27.1%になる。税と社会保障を合わせると、社会保険料の負担率を合わせると、こうなるんですけれども、年金、株式、給与、それぞれの収入の種別ごとに上限限度額の55万円になるには、一体幾らになるのかという質問をさせていただいた訳ですが、まさしく、実はこの数字に符合するんだなということを実感をいたしました。800万円を超えていくと、どんどん負担率が減っていく。それで、私は、一体愛知県で一番たくさん所得がある人は、一体どなたなんだろうと思って伺った訳ですが、それについては守秘義務があるということでお答えがなかった。

いずれにしても、この限度額の55万円というものが、収入が多い人ほど実は負担が低くなる。不公平あるということを指摘せざるを得ない状況があります。先ほども、現役並み所得の、所得階層別の人数も答弁いただきましたけれども、現役並み所得者だと言われている人の中でも、203万円の所得以上だと現役並み所得なのだということでご答弁がありました。実は100万円未満の人も現役並み所得者の中にカウントされている。配偶者が現役並み所得だと、もう片一方も現役並み所得で3割負担しなくちゃいけない。こういう人がいる一方で、1,000万円以上の所得がある人がおよそ1割おられる。こういう状況があるということも、こうした答弁を伺って分かってきた訳でありますけれども、こうした不公平な状況について、ぜひ連合長のご感想を伺いたい。

現実がこうなっている（連合長）

【広域連合長（岡崎市長）】保険料賦課限度額の設定ですが、すべての医療保険で設定されているので、その辺をひとつご理解をいただきたいと思います。おっしゃることは、私も一部分かる訳でございますけれども、現実がこうなっているということをご理解いただきたいと思います。

医療費の窓口負担軽減について

75歳以上の負担を無料にするにはいくらか

【吉田議員】75歳以上の医療費の窓口負担を無料にするには、一体幾らかかりますか。後期高齢者医療制度の中には、65歳以上の一定の障害のある人も含

まれておりますけれども、その方を含めると550億円程度であるということが分かる訳ですけれども、75歳以上の人の医療費、この窓口負担を無料にするには一体幾らかかるのか、ぜひ伺いをしておきたいと思います。

約478億円

【事務局長】試算ですが、年齢階層別の医療費から案分しますと、75歳以上の自己負担分は約478億円ということになります。

H17年以前の基準で住民税非課税の人の窓口負担軽減を

【吉田議員】税で見ますと、65歳以上に適用をされていた老年者控除の制度が過去にはあった訳です。多分、平成17年分から廃止されたというふうに思っています。それから、65歳以上の人で125万円までの所得の人には住民税を課税しないという、そういう制度も実はあった訳ですけれども、こうした制度が、次から次へと、廃止されていってしまったんです。現在の住民税非課税者というのは、こうした改悪前と比べると、対象となる範囲が、実は非常に狭くなっているというふうに私は認識をしている訳です。同じ所得でも、以前は住民税非課税だった人でも現在は課税になっている人が非常に多いのではないのでしょうか。保険料は、低所得者に配慮されているという説明があります。しかし、所得税や地方税法、これらの改悪で、税だけでなく関連してこうした社会保険料の負担が増やされてきたということを、私はこれは認識をすべきだというふうに思います。

一方で、物価が下がっているからといって年金を引き下げられております。私は、平成17年以前の基準で住民税非課税の人は、少なくとも医療費の窓口負担を軽減する必要があるというふうに思いますが、事務局長の見解を伺います。

住民税課税・非課税に関わらず配慮されている

【事務局長】後期高齢者医療制度の方の窓口負担は、住民税が課税か非課税かに関わらず、課税所得が145万円未満の方の自己負担割合は1割となっており、配慮がなされている。また、課税所得が145万円以上ある方で自己負担割合が本来3割になる方も、収入が一定以下の方は、基準収入額適用申請書を提出していただくことで1割負担となります。

声明・申し入れなど

6月議会以後9月議会終了までに市議団が行った申し入れや見解、声明、談話などは次の通りです。

- 1 中村区役所による自衛隊小牧基地見学バスツアーに強く抗議する(7月18日)
- 2 海上自衛隊の練習艦「しらゆき」の名古屋港入港に関する申し入れ(7月27日)
- 3 河合優市議の辞職を求める(談話)(8月1日)
- 4 2013年度予算に対する日本共産党の要求書(9月26日)
- 5 9月議会を終えて(10月12日)

中村区役所による自衛隊小牧基地見学バスツアーに強く抗議する

2012年7月18日

名古屋市 中村区長 堀場 和夫 様

日本共産党名古屋市議団
団長 わしの 恵子

広報なごや平成24年7月号に、夏のイベントのひとつとして「あんあん親子ふれあいバスツアー」の案内が掲載されている。区内在住の小・中学生とその保護者を対象にしたバスツアーだが、ツアーの内容は、中村消防署での放水体験と、自衛隊小牧基地の見学・体験となっており、申込みや連絡先は、中村区役所まちづくり推進室となっている。

あんあん親子ふれあいバスツアーは、中村区の安心・安全で快適なまちづくり協議会が主催する恒例行事であり、「被災地支援の話を聞いたり、防災について勉強できる」(改定後の中村区ホームページより)企画とされ、区内の子ども会などに案内したという。

しかしながら「自衛隊基地の見学」を事実上、区役所が主催し、主に小学生を対象にした行事として行うことは問題だと言わざるを得ない。

第一に、自衛隊は、戦力の不保持を定めた日本国憲法の下では憲法違反であるとの見解もある存在である。中学校の教科書でも自衛隊を全面的に肯定するような記述はされていない。小中学生向けに自衛隊の存在を一方的に肯定する価値判断を伴う企画を区役所が行うべきではない。

第二に、自衛隊の見学は、あくまで東日本大震災の被災地支援の話を聞いたり、その際に使用された航空機を見学するのが目的としているが、自衛隊の本来任務はあくまで戦闘行為の遂行であり、そのこと抜きで被災地支援の業務だけに限定した基地見学とはなりえない。小牧基地の輸送機は名古屋高裁で違憲とされたイラクへの海外派兵に使用された経歴もある輸送機である。基地見学は自衛隊のPRの場とならざるを得ない。

第三に、そうした基地見学だからこそ、被災地支援の話を聞くためであっても自衛隊からは、参加者の住所・氏名・年齢などの提供が求められており、個人情報の提供が前提の企画となっていることである。自衛隊の隊員募集に利用されることも危惧される。

第四に、広報なごや中村区版にも、子ども会などに配布されたチラシにも、被災地支援の話を聞くなどの行事目的や、安心・安全快適なまちづくり協議会の名前は一言も出てこず、単なる自衛隊基地の見学を中村区役所が企画したようにしか市民には見えないことである。これでは区役所が自衛隊の広報業務を担っているとは思えない。

日本国憲法に関する微妙な問題を有する自衛隊について、その基地見学を、社会的な判断力を身につける途上である小・中学生向けに企画することがどんな問題をはらんでいるのか、何も考慮しない行事を企画し広報した今回の事態は、区役所職員の憲法に対する問題認識があまりにも希薄であるときびしく指摘せざるを得ない。

以上、この行事の企画と広報について、きびしく抗議するものである。

海上自衛隊の練習艦「しらゆき」の名古屋港入港に関する申し入れ

2012年7月27日

名古屋港管理組合管理者 大村 秀章 様

日本共産党名古屋市議団

団長 わしの 恵子

海上自衛隊は、8月3日から6日まで練習艦「しらゆき（2,950 t）」を名古屋港に入港させ、4日に一般公募者の体験航海、5日には一般公開を行うと発表した。

「しらゆき」は練習艦とはいえ2011年2月までは護衛艦として任務についていた艦船であり、いまでも速射砲や機関砲、対艦対空のミサイル、アスロックや魚雷発射管などの装備を備えている。

今年5月には護衛艦「ゆうぎり」が、7月には護衛艦「せんだい」が名古屋港にあいつぎ入港し、ガーデンふ頭での一般公開も行なわれたばかりである。名古屋港へのたび重なる軍艦船の入港は、商業港である名古屋港をいつでも軍事目的に転用できる港へと慣らすためのものであり、容認することはできない。

自衛隊は、戦争放棄と戦力の不保持を定めた日本国憲法の下では、違憲の存在との指摘もある。子どもたちの夏休みに行われる体験航海や一般公開は、自衛隊の広報活動そのものであり、市民に親しまれる港づくりとは似て非なるものである。

名古屋港が国際貿易港として大いに発展するためには、アジア諸国との平和友好・経済交流の維持・発展が不可欠である。軍事的緊張を高める動きは名古屋港の発展を阻害する。日本はいまこそ日米軍事同盟から抜け出し、この地域での軍縮をおおいに進めるべきである。

よって以下の点を申し入れる。

1. 自衛隊艦船の名古屋港入港を拒否すること。
2. ガーデンふ頭を軍艦の一般公開及び体験航海に利用させないこと。自衛隊への勧誘など乗組員の休養・補給以外に港湾施設を利用させないこと。
3. 港湾管理者として日本国憲法を厳守し、とりわけ憲法9条の不戦・平和の精神をあらゆる港湾行政に貫くこと。

河合優市議の辞職を求める(談話)

2012年8月1日

日本共産党名古屋市議団団長 わしの恵子

当て逃げ事件を起こし、減税日本から除籍処分になった河合優名古屋市議に対して、議員辞職を求める声が広がっています。『(減税日本は)幹事会で河合議員に議員辞職を求めるかとも協議したが、河村市長は「自分から辞めないかん」と強調したそうです。(中日新聞)』

これだけ相次いで不祥事を起こしたのですから、責任をとって辞職するのが当然ですが、河合議員は「議員辞職する必要はない」と言い張っています。

河合議員の一連の不祥事で、議会の信用と品位を失墜させた責任の一端は、減税日本ナゴヤ市議団にもあります。ところが、同市議団は、会派として河合議員に対する処分は何も決めていません。会派の統治能力が欠如していると言われても仕方がないと言わざるを得ません。

日本共産党名古屋市議団は、河合優市議に対して、速やかに議員の職を辞職するよう求めるものです。

2012年度名古屋市予算編成にあたっての重点要望書

2012年9月26日

名古屋市長 河村 たかし 様

日本共産党名古屋市議員団
団長 わしの 恵子

東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所の重大事故から1年半が経過しました。いまなお16万を超える人々が自宅や故郷に戻れず避難生活を余儀なくされています。被災者の生活と生業の再建は引き続き国政の最優先課題です。

ところが民主党野田政権は、こともあろうに原発の再稼働を容認し、消費税増税と社会保障切り捨てを自民・公明両党との3党合意で推進しています。こうした政治に対し、毎週金曜日に数万人が首相官邸前行動に立ちあがるなど、かつてない大きな怒りの声が噴出しています。

さて名古屋市民の生活と生業はどうでしょうか。3年目に入った河村市政は庶民の味方になってくれたでしょうか。市内の生活保護受給者数は過去最高を更新し、初めて人口の2%を超えました。地域経済の主役である中小企業・自営業の倒産・廃業が相次ぎ、雇用は脅かされ、非正規労働者が増え続けています。労働者の賃

金も抑制されています。しかも年金支給額は年々減らされるなかで、介護保険料や後期高齢者医療保険料が大幅に引き上げられ、子育て世代にも特定扶養控除の廃止等による負担増が重くのしかかっています。

そんななかで、市民税5%減税が始まりましたが富裕層と大企業だけが優遇されており、とても「庶民減税」とは呼べない施策となりました。しかも減税財源の調達として「行革」が加速され、「事業仕分け」をテコにして「敬老パス」や「保育料」の見直しなど、公的福祉の解体と市民サービス削減、負担増への動きが強まっています。

その一方で、「中京都構想」など大企業の国際競争力強化のためのインフラ整備や名古屋城天守閣の木造復元など、新たな税金の浪費に足を踏み出す動きが強まるのを黙って見過ごすことはできません。

いま何よりも求められるのは、大企業と富裕層を優遇し大型公共事業を推進する市政から、中小企業支援と福祉の充実などで市民の懐を直接暖める市政への転換です。

日本共産党名古屋市議団は2013年度予算編成にあたり、福祉と防災のまちづくり、内需拡大による経済成長、市民が主人公の市政改革をすすめるための要望を80項目にまとめました。予算編成に反映するよう強く要望します。

(1) 新自由主義的な市政運営の転換を求める

1. 大企業・高額所得者優遇の市民税5%減税は、意図的に財源不足をつくり出し、公的福祉の縮小・解体を進める「行革」のテコにされている。5%減税の実施は中止し、福祉・くらし充実のための財源を確保する。
2. 地域委員会は、市の行政責任を住民に転嫁する、福祉の「民間化」の受け皿にしてはならない。7地域での新たなモデル実施の取り組み状況を検証しつつ、住民自治の発展方向を探索する。
3. 「中京都」構想は、道州制導入を視野に、「県も市も廃止」し、大企業のためのインフラ整備に集中投資することが狙いであり、きっぱり断念する。「尾張名古屋共和国」構想については、周辺自治体との適切な連携は必要だが、愛知県から名古屋市を独立させる「特別自治市」をめざすものであってはならない。
4. 「事業仕分け」手法による行政評価（外部評価）は、市民サービスの削減にお墨付きを与えるものとなっているので、中止する。
5. 木造天守閣の復元、中部空港二本目滑走路、笹島の巨大地下通路、名古屋港の新たな巨大水深バースの建設など、不要不急の大型事業は行わない。国民的な要望も必要性もないリニア新幹線の建設計画の撤回を国に求めるとともに、「リニア頼み」の名古屋駅周辺開発を推進しない。木曽川水系連絡導水路事業の中止を国に求め、事業から撤退する。
6. 金城ふ頭の開発に伴い財政負担が雪だるま式に増大することが懸念される。民間大企業が主導する開発に伴う負担は開発企業の責任でまかなわせる。
7. 議会基本条例を尊重し、議会報告会など必要な予算措置を講じるとともに、任期中一回の慣例的な議員の海外視察は予算化しない。
8. 常設型の住民投票条例を制定するなど、直接民主主義の仕組みを整える。各種審議会などには原則として公募市民枠を設ける。
9. 男女平等参画推進条例にもとづく施策を各分野で推進するとともに、市の各種委員会・審議会などでの女性比率を現在の36.5%から速やかに50%まで引き上げる。
10. 河村市長は南京大虐殺否定発言を撤回し、侵略戦争と植民地支配への真摯な反省を前提にした友好都市交流を進める。
11. 「平和市長会議」に加盟し、非核名古屋都市宣言を行う。名古屋港の軍事利用に反対し、非核証明がない艦船の名古屋港入港は認めない。名古屋空港の基地機能強化に反対し、市街地での行軍訓練中止を自衛隊に申し入れる。

(2) 公的福祉を解体せず、医療・介護・保育・教育の充実で市民生活を守る

1. 敬老パスは、65歳から・所得制限なし・利用制限なしの現行制度を堅持する。一部負担金は値上げしない。上飯田連絡線をはじめ名鉄、JR、近鉄など利用できる公共交通機関を拡大する。
2. 高年大学鯉城学園や休養温泉ホーム松ヶ島など、高齢者の生きがい施策を堅持するとともに、その運営に高齢者・利用者も参加する仕組みをつくり、市民の力で支えあうよう改善する。御岳休暇村も後期高齢者

医療の協定保養所として位置づけるよう広域連合に求める。

3. 国民健康保険料を一人当たり年間一万円引き下げる。保険料算定方式の変更による負担増を防ぐ。保険料減免制度及び一部負担金減免制度を拡充する。一般会計からの繰り入れを堅持する。資格証明書と短期保険証の発行や機械的な差押えなど、滞納世帯への制裁措置はただちにやめる。
4. 大幅に値上げされた介護保険料を、一般会計からの繰り入れ措置もふくめて、引き下げる。県下の多くの自治体が行っている保険料・利用料の減免制度を設ける。要介護認定を受けた市民が必要に応じて障害者控除の認定申請できるよう手続きを簡素化する。
5. 待機者ゼロをめざして特別養護老人ホームなどの施設整備を急ぐ。地域包括支援センターを中学校区単位で設置する。ヘルパーをはじめ介護職員の人材確保と処遇改善のために独自施策を講じる。
6. 福祉医療制度を堅持する。福祉給付金制度の支給対象を要介護3の方まで拡大し、75歳からは医療費の無料化をめざす。70歳～74歳までの医療費負担について独自の支援策を講じつつ、負担増の断念を国にはたらしかける。無料低額診療を行う市内の医療機関を増やす。
7. 市内の医療供給体制を整備・充実する。市立中央看護専門学校の募集定員を削減しない。市立病院をはじめ、市内で働く産科・小児科の医師確保、看護師確保対策を市独自でも具体化する。がん対策に不可欠な緩和ケアの機能を維持し充実させる。
8. 守山市民病院の廃止・民間移譲は撤回し、市民参加型の市立病院として再生する。救急や災害時医療活動拠点としての機能を充実させて地域医療を支える。指定管理者制度が導入された緑市民病院でも救急医療や災害時の医療活動拠点として必要な水準の維持向上に取り組む。産科を復活させる。
9. 障害者福祉を充実する。移動支援は本人・家族が必要とする時間を支給する。介護保険が適用となる65歳からの障害者について一律的な介護保険優先でなく、介護保険と障害者福祉のサービスを選択できるようにあらためる。
10. 自立支援医療(精神通院)の自己負担分を助成する制度をつくる。相談支援専門員の体制を充実させると共に、精神障害者を対象とする障害者地域生活支援センターを区ごとの設置にあらためる。
11. 生活保護の改善をすすめる。ケースワーカー及び査察指導員を大幅に増員する。申請や相談がしやすいように利用案内の作成や窓口及び相談スペースの改善をすすめる。相談機能を掘り崩す警察官退職者は配置しない。保護費の効率化の名による給付削減は行わないよう国に強く求める。
12. 税務事務所による一律かつ強制的な税金取り立てをやめる。債権回収室による同様の取り立ても見直す。納税者の権利保障を明らかにした納税者憲章を制定する。税務課及び納税課の機能を区役所に戻し、税金や保険料など暮らしに関する相談を総合的に行える体制をつくる。
13. 孤立死対策として各局及びライフライン業者等との連携を強め、情報の共有化と迅速な対応をすすめる。生活困窮による水道料金等の未納者への対しては給水停止の前に相談にのるなど必要な対応を徹底する。
14. 学校給食を無料にする。
15. 就学援助の所得基準を保護基準の1.3倍相当に戻す。就学援助対応事務員を最低でも国基準にもとづき該当校に配置する。
16. 市独自の給付型奨学金制度を高校生対象に創設する。
17. 保育料を引き下げる。保育所入所待機児童の解消めざして公立保育園をふくめ認可保育園の増設に集中的に取り組む。公立保育園の民営化は行わない。営利企業の保育園経営への参入を認めない。
18. 施設と人員配置の最低基準を市独自に引き上げる。休日保育、延長保育、病児病後児デイケアなど保護者の就労実態に即した保育サービスを拡充する。
19. 学童保育所への運営費助成を拡充する。学童保育所の耐震診断、改修工事への助成制度をつくる。放課後子どもプランモデル事業の検証も不十分なままでトワイライトルームは実施しない。
20. 急速に拡大した障害児の放課後等ディサービスについて、市として実態を把握し、職員の研修や養成、年齢と発達段階に応じた環境整備をすすめる。
21. 標準運営費をはじめとする教育予算を抜本的に増やす。30人以下学級を小学校3年生以上に段階的に拡大し、正規教員の増員を基本に対応する。
22. 小学校の小規模校統廃合は保護者や地元の同意がないまますすめない。大規模校による、教室不足などに

よる弊害を解消するため、学校を新設する。

23. 高等養護学校を新設し、特別支援学校のマンモス化を早期に解消する。
24. 特別支援学級は小学校区に対象児童1人から設置する。発達障害対応支援員(現在小学校30校、幼稚園2校)の全校配置と発達障害通級教室(現在小学校30校中学2校)の全校への拡大をはかる。
25. 高校教育に欠かせない野外学習センターを存続させる。キャンプ場などの自然とふれあう教育環境を子どもの成長段階に応じて整備・充実する。
26. 臨時教員の正規採用を積極的にすすめる。教育力向上のため処遇を改善する。
27. 小中高の普通教室にエアコンを早急に設置する。
28. 名古屋市立大学への交付金は削減せず、研究と教育の予算と人員を確保する。
29. 子どもの権利条約と名古屋こども条例を踏まえて、子ども局として「いじめ問題」の解決に責任を持ち、教育委員会とも協力して相談と支援の体制をつくる。不登校の子どもたちのための、子ども適応相談センターを増設し市内4カ所体制を早期に確立する。
30. 児童相談所の児童福祉司を人口3万人に一人(現在49人→76人)に増やす。児童心理司を増員する
31. 図書館には指定管理者制度を導入しない。
32. 女性会館、生涯学習センターは直営で存続させる。
33. 親子の通院・通園負担の軽減のため、地域療育センターを増設する。

(3) 雇用拡大と中小企業の活性化で、名古屋経済の内需拡大型成長をめざす

1. 「中小企業振興基本条例(仮称)」を制定する。基本条例には中小企業憲章の精神を活かし、中小企業とりわけ小規模零細業者の声を反映させる。中小企業の現状と課題を把握する市職員による中小企業への訪問調査を行う。
2. 制定する基本条例にもとづき、市の産業ビジョンも地域循環型経済をめざす「地域経済発展ビジョン(仮称)」に見直す。条例にもとづく中小企業施策の実施・運用状況を中小企業や自営業者も参加する会議でフォローする。
3. 仕事不足に悩む建築関連業者の仕事起こしとして、住宅リフォーム助成制度をつくり、市内の居住環境の改善をすすめる。
4. 工場家賃や設備リース料などの固定費補助制度をつくる。
5. 無担保・無保証で納税要件も配慮した小規模事業者への緊急支援融資制度など市独自の金融支援施策をつくる。下請業者の相談をきちんと受けとめる。
6. 公共事業は小規模・生活密着・福祉型に転換し、分離分割発注をすすめる。
7. 中小企業向け官公需発注比率を引き上げる。小規模事業者登録制度を設けるなど地元業者の受注機会を増やす。
8. 公契約条例を制定し、公共事業・委託事業で働く者の時給を千円以上とする。
9. 雇用対策を強化する。2015年までに4万人の新規雇用(産業振興ビジョン)との目標に見合う年次計画を立てる。市長が率先して市内大企業や経営者団体に新卒者の採用拡大などを働きかける。中小企業の後継者対策・人材育成を支援すると共に、新卒者にも中小企業の魅力を伝え採用につなげる。
10. 短期的な就労支援から、正規雇用につながる支援に施策の基本を切り替え、職業訓練や資格・技術習得など再教育の機会を増やす。
11. 若者の雇用と生活を守る総合的な施策の推進をはかる。就職活動支援やニートや引きこもり支援、スポーツや文化活動の拠点、若者の居場所となる若者サポートステーションを地域ごとに設ける。非正規雇用など不安定な状況で働く若者への支援を当事者が要求を出し合う場をつくりながらすすめる。
12. 市職員定数の削減をやめ、看護師、保育士、消防士、ケースワーカーなど市職員の正規採用を増やす。官製ワーキングプアとよばれる非正規職員の待遇を改善する。
13. 大規模小売店舗の進出などにより小売業の廃業があいつぎ、買物難民が増えている。商店街の活性化を含めた「地域の小売業再生プラン(仮称)」を制定し、高齢者が歩いていける範囲で日常生活がおくれる町づくり(ウォークライフエリア構想)をすすめる。
14. 市民芸術祭の予算を復活させる。芸術文化の予算と体制を計画的に拡充し、市民の自主的な芸術文化活動

を促進する。演劇や音楽などの練習と公演のための舞台空間を増やす。

(4) 脱原発宣言を行い、防災と環境を重視したまちづくりをすすめる

1. 「原子力発電からの撤退をめざし、自然エネルギーへ転換する名古屋市宣言」を行う。
2. 浜岡原子力発電所の永久停止を中部電力及び政府に要請する。関西電力及び政府に対し、大飯原発の再稼働を直ちに中止するよう求める。
3. 放射線量測定体制を強化する。空間放射線量を常時測定するモニタリングポストを環境科学調査センターに設ける。市民の不安に迅速に対応して大気や食品などの放射線を測定できるように放射線測定機器を各保健所に備えるなどの体制を整え、衛生研究所の機能と体制も強化する。
4. 地域防災計画に、原発事故による放射能汚染についての具体的な対策を加える。高齢者や障害者などの避難誘導計画を具体化する。災害時要援護者リストには、支援を希望する希小難病患者や手帳をもたない障害者なども加える。在宅の要援護者の避難を確認する体制をつくる。
5. 津波避難ビルの指定拡大を進める。津波による浸水予想地域での新たな高層建築物に津波避難ビルとしての機能を義務づける。コミュニティセンターは3階建以上に順次建て替える。袋井市の「命山」のような高台＝丘をゼロメートル地帯に設ける。臨港地区での避難誘導計画を策定する。電柱なども活用し標高及び避難経路を市民に知らせる。
6. 実践的な防災訓練、避難訓練を各地域で行う。ハザードマップを活用するとともに地域の防災マップづくりにも取り組む。NPOなどとも連携しながら地域の防災リーダーを育てる。自主防災の担い手の若返りをはかる。
7. 福祉避難所の設置を抜本的に拡大するとともに、避難所のバリアフリー化をすすめる。新たな想定による浸水予測を踏まえて避難所の配置を再検討する。
8. 海岸・河川の堤防・防波堤、水門など水際の防災施設の総点検を行い、必要な補強改修を急ぐ。高潮防波堤の抜本的な耐震補強を急ぐよう国に求める。
9. 液状化対策に取り組む特別の体制を組み、地域の同意を得て、具体的な対策を試行していく。丘陵部の宅地の安全性を検証する作業を急ぎ、必要な対策を具体化する。
10. 民間木造住宅の耐震改修工事への助成制度をさらに拡充する。家具転倒防止を地元中小企業やNPO、市民の力も活かして促進する。
11. 地下街の浸水対策や長周期地震による超高層ビルの振動対策をすすめる。
12. 上下水道管の耐震化及び老朽化対策をすすめる。災害時のライフラインの確実な確保のためにも水道事業などの直営を堅持する。
13. 「低炭素都市2050なごや戦略」で掲げたCO2を2020年までに25%削減(90年比)する中期目標の達成を明示した「地球温暖化対策条例(仮称)」を策定する。
14. 「自然エネルギービジョン(仮称)」を策定し、自然エネルギーの普及のためにあらゆる手立てを尽くす。太陽光発電については補助制度の拡充とともに、公共施設の屋根などを市民・NPO・地元中小企業などに貸し出し、「市民発電所」づくりを支援する。
15. 環境悪化を招き、住民合意もない都市計画道路「高田町線」「山手植田線」「八事天白溪線」などの建設計画を廃止する。
16. 大気汚染による健康被害者への医療費助成制度をつくる。
17. 市バス路線を、地域住民の声を活かしてきめ細かく充実する。自動車利用と公共交通の割合を「7:3」から「6:4」に引き上げる目標を引き続き堅持(現在64:36)し、公共交通の充実を図る。
18. 自転車駐車場有料化は見直す。自転車専用レーンを拡大する。
19. 里山など多様な自然生態系を保全・再生し、緑被率30%目標を早期に達成する。
20. 環境アセスメントの対象となる事業の種類を拡大し、規模要件を引き下げる。
21. 高速道路の建設については騒音・振動・大気汚染などで環境非悪化の原則を厳格に貫く。国道23号線での車線削減の社会実験実施を国に働きかける。
22. 地下鉄各駅にホームドアを計画的に設置する。名鉄やJR、近鉄の主要駅にもホームドアを設置するよう粘り強く働きかける。

9月定例会を終えて(声明)

2012年10月11日

日本共産党名古屋市議員団

- ◆ 9月11日に開会した名古屋市会9月定例会は、31日間の会期を終え、本日閉会しました。党議員団は、国際展示場改築に関連する調査費や待機児童対策などの2012年度一般会計補正予算及び教育委員会の委員選任など16議案には賛成し、手数料値上げの消防事務手数料条例案の改正1件には反対しました。2011年度決算については、国民健康保険特別会計決算など12認定案を認定しました。2011年度一般会計決算の審議では、市民の暮らしの実態と市政の役割、市民税10%減税が見送られた影響、減税財源を生かした施策の結果などを明らかにするために奮闘しました。一般会計歳入歳出決算をはじめ、6件の決算認定には反対しました。
- ◆ 意見書では、「MV-22オスプレイの配備及び飛行訓練に関する意見書」「ホームドアの整備促進に関する意見書」(いずれも原案作成は共産党議員団)をはじめ、9本の意見書が可決しました。また、なごや子ども市会で発表された意見を真摯に受け止め、その実現に向けて最大限努力する決意を明確にするための「決議」も可決しました。
- ◆ 9月11日の開会に先立ち、議員総会が行われ、河合優議員に対する辞職勧告決議案が全会一致で可決されました。減税日本ナゴヤの浅井団長が提案説明、河合議員は弁明の機会を放棄して欠席しました。
- ◆ 9月14日、減税日本名古屋の議員による不祥事で議会が混乱し市民の信頼を失っているとして、減税日本ナゴヤ以外の全議員の署名を添えて、5会派の団長が河村市長に対して、党首としての責任を全うするよう要請しました。
- ◆ 河合議員の辞職勧告をめぐり、減税日本ナゴヤが真剣な取り組みをしていないとして理事会などで減税日本の姿勢が問われ、リコールするくらいの気持ちで取り組むべきでないかとの指摘に減税日本が反発し、リコールする気はないため辞職勧告決議案の提案はしないと態度を変更。議会運営にかかわらなくてもいいと表明。結局、委員長ポストを返上することになりました。
- ◆ 議案外質問では、さはし議員が、太陽光発電の積極的な促進策、鳴海プールの存続について、山口議員が、高齢者サービスの災害時対応、中小企業の実効性ある振興策について質問しました。
- ◆ 請願の委員会審査で不採択・審査打切となった請願結果について日本共産党が異議を申し立て、岡田議員が「日本軍慰安婦問題」の請願を採択すべきと討論に立ちました。
- ◆ 田口議員が、今年度からの「減税」の恒久化が大前提とされたために、「行財政改革」の名のもとに福祉・市民サービスの削減や公務の民間化がいつそう進み、その一方で、将来に大きなツケを残す恐れがある新たな大型事業の種がまかれたことを指摘し、①「事業仕分け」が、「金持ち減税」の財源づくりのために、福祉・市民サービスを削減していくテコにされようとしている、②身体障害者授産施設「緑風荘」など福祉施設の民営化が進んだ、③「中京都」構想の司令塔である中京独立戦略本部を、愛知県とともに立ち上げた、④リニア中央新幹線の開通を既定路線として、その開業に向けた都市機能検討調査および名古屋大都市圏戦略の検討調査が実施されたという理由を述べて反対討論を行いました。
- ◆ 地域環境審議会委員の推薦は、全会一致で可決されました。
- ◆ 定例会開会中の9月26日に、来年度予算編成への80項目の要望を提出し、市長と懇談しました。
- ◆ 党議員団は、自治体の本旨である「住民の福祉増進」のため、憲法と地方自治法を堅持し、名古屋市がその役割を果たす方向へ大きく転換するよう、市民の皆さんとともに運動を大きく広げていく決意です。

以上

資料

- 資料1 事業仕分けの結果 (7月27～29日)
 資料2 収支見通しと新年度予算の編成方針 (9月3日)
 資料3 議員総会での「河合優議員の辞職勧告決議」 (9月11日)
 資料4 5会派による、減税日本代表としての市長への要請書 (9月14日)
 資料5 5会派による、減税日本及び減税日本ナゴヤに対する申し入れ (9月24日)
 資料6 議運委員長からの減税日本ナゴヤへの注意と園田議員への厳重注意 (10月10日)
 資料7 子ども議会の決議 (8月19日)

資料1 事業仕分けの結果 (7月27日～29日)

行政評価 (外部評価) の判定結果等について

区分	判定結果	判定の内訳と件数 (判定理由と件数)				市民判定 員の参加 状況	傍聴者数 について	インターネット 中継へのア クセス件数
		廃止・ 撤退	民営化	見直し	継続			
ポンプ所維持	見直し	0	0	11	8	19	29	187
市営駐車場 (大須駐車場)	見直し	9	8	1	1			
子ども・子育て支援センター	見直し	0	1	13	2	16	14	1718
鳴海プール	見直し	3	5	6	5	19	11	358
公園維持管理	見直し	0	0	12	7			
公式ウェブサイトの管理運営	見直し	0	0	11	7	18	33	323
広報なごや、テレビ広報、新聞等広告、ラジオ広報	見直し	0	0	13	5			
シルバー人材センター事業への補助	継続	1	0	4	13	19	33	354
環境学習センター・リサイクル推進センター	見直し	2	0	17	0			
工業研究所	継続	2	1	6	10	19	10	362
市民ギャラリー (ギャラリー矢田)	継続	2	0	1	16			
市政資料館 (展示室)	継続	3	0	4	12	110	130	3302
衛生研究所	継続	1	0	4	14			

資料2 財政収支見通し及び平成25年度予算編成について (9月3日)

1 今後の財政収支見通し

(1) 一般会計収支見通し

(単位: 億円)

(2) 収支見通しの作成方法

区分	年度	2012 予算	2013	2014	2015	2016	区分	説明
歳入	市税	4,718	4,812	4,889	4,884	4,942	歳入	平成25年度は平成24年度税収見込みをベースに直近の経済情勢を勘案して推計し、平成26年度以降は内閣府による名目経済成長率の見通し (25 1.7%、26 2.6%、27 1.8%) を勘案して各年度の税収の伸びを見込む
	減税前	4,796	4,919	4,998	4,996	5,056		市税
	5%減税額	△78	△107	△109	△112	△114		市債
	市債	920	812	854	799	796		歳出に合わせて現行の充当率で積算
	うち臨時財政対策債	(450)	(450)	(450)	(450)	(450)		地方・交付税、臨時財政対策債
	その他	4,650	4,548	4,579	4,684	4,761		地方交付税及び臨時財政対策債 (地方交付税の振替分) は、平成24年度予算並みとし、平成26年度以降も同額
	うち地方交付税	(75)	(75)	(75)	(75)	(75)		その他
歳出	計	10,288	10,172	10,322	10,367	10,499	歳出	歳出に合わせて増減するもの及び臨時収入は積算し、それ以外は平成24年度予算を参考に推計
	人件費	1,718	1,710	1,706	1,704	1,698		人件費
	扶助費	2,537	2,615	2,728	2,860	3,011		退職手当は所要額、その他は平成24年度予算に定昇分等を勘案し推計
	公債費	1,391	1,397	1,357	1,324	1,311		公債費
	投資的経費	732	683	799	741	726		市債発行額に応じ積算
	その他	3,910	3,863	3,840	3,852	3,914		債務負担行為等により事業費が確定しているものは所要額、その他は平成24年度予算を参考に推計
	計	10,288	10,268	10,430	10,481	10,660		投資的経費
差引収支		-	△96	△108	△114	△161	扶助費、その他	
							債務負担行為等により事業費が確定しているもの、員数の伸び等により年度毎に増減がある事業は積算し、その他は平成24年度予算を参考に推計	

(3) 収支不足への取り組み (単位: 億円)

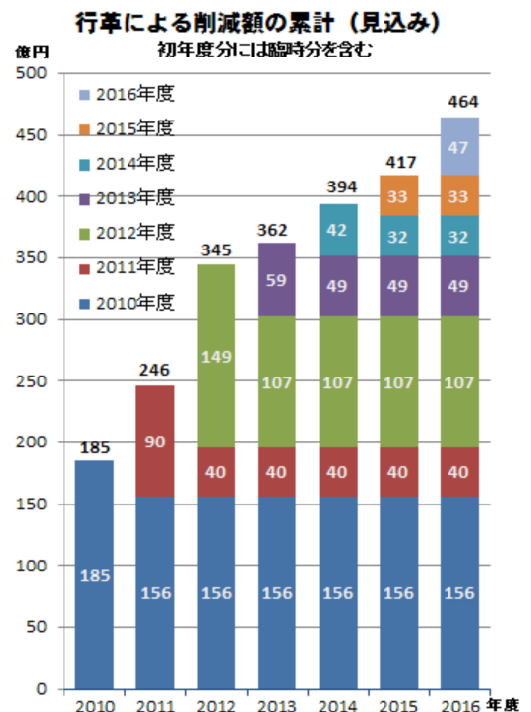
区分	年度	2010 (参考)	2011 (参考)	2012 (参考)	2013	2014	2015	2016
行財政改革の取り組み		185	90	149	59	91	114	161
	経常分	156	40	107	49	81	114	161
	臨時分等	(29)	(50)	(42)	(10)	(10)	(一)	(一)
歳出の削減	内部管理事務等の見直し	43	23	76	54	91 (うち 26取り組み分 42) (10)	114 (うち 27取り組み分 33) (一)	161 (うち 28取り組み分 47) (一)
	うち臨時分等	(一)	(9)	(3)				
	事務事業の見直し	35	1	8				
	公の施設等の見直し	2	1	1				
	外郭団体に関する見直し	16	0	3				
	歳入の確保、その他	38	47	48				
	うち臨時分等	(17)	(40)	(38)	(10)			
	人件費関係分	51	18	13	5			
	定員の見直し	20	16	12	5			
	その他人件費の見直し	31	2	1				
	うち臨時分等	(12)	(1)	(1)	(一)			
給与改定等		66	48	-	-	-	-	-
財源対策等		201	37	47	37	17	-	-
	貸付金の返還等	71	37	47	37	17	-	-
	行政改革推進債	50	-	-	-	-	-	-
	臨時財政対策債の増	80	-	-	-	-	-	-
財政整基金の取崩し		30	-	46	-	-	-	-
合計		482	175	242	96	108	114	161

(注) 平成22～24年度は予算での対応を掲げた。

一般会計市債現在高年度末見込み	18,478	18,497	18,322	17,882	17,651	17,366	17,117
-----------------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

(4) 行財政改革の取り組み (累計額) (単位: 億円)

区分	年度	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
減税額		△161	△61	△78	△107	△109	△112	△114
行財政改革の取り組み(累計額)		185	246	345	362	394	417	464
	経常分	156	196	303	352	384	417	464
	臨時分等	29	50	42	10	10	-	-
2010年度	経常分	156	156	156	156	156	156	156
	臨時分等	29	-	-	-	-	-	-
2011年度	経常分		90	40	40	40	40	40
	臨時分等		40	40	40	40	40	40
2012年度	経常分			107	107	107	107	107
	臨時分等			42	-	-	-	-
2013年度	経常分				59	49	49	49
	臨時分等				10	-	-	-
2014年度	経常分					42	32	32
	臨時分等					10	-	-
2015年度 経常分							33	33
2016年度 経常分								47



(5) 行財政改革の取り組みのうち人件費関係分への対応 (単位: 億円)

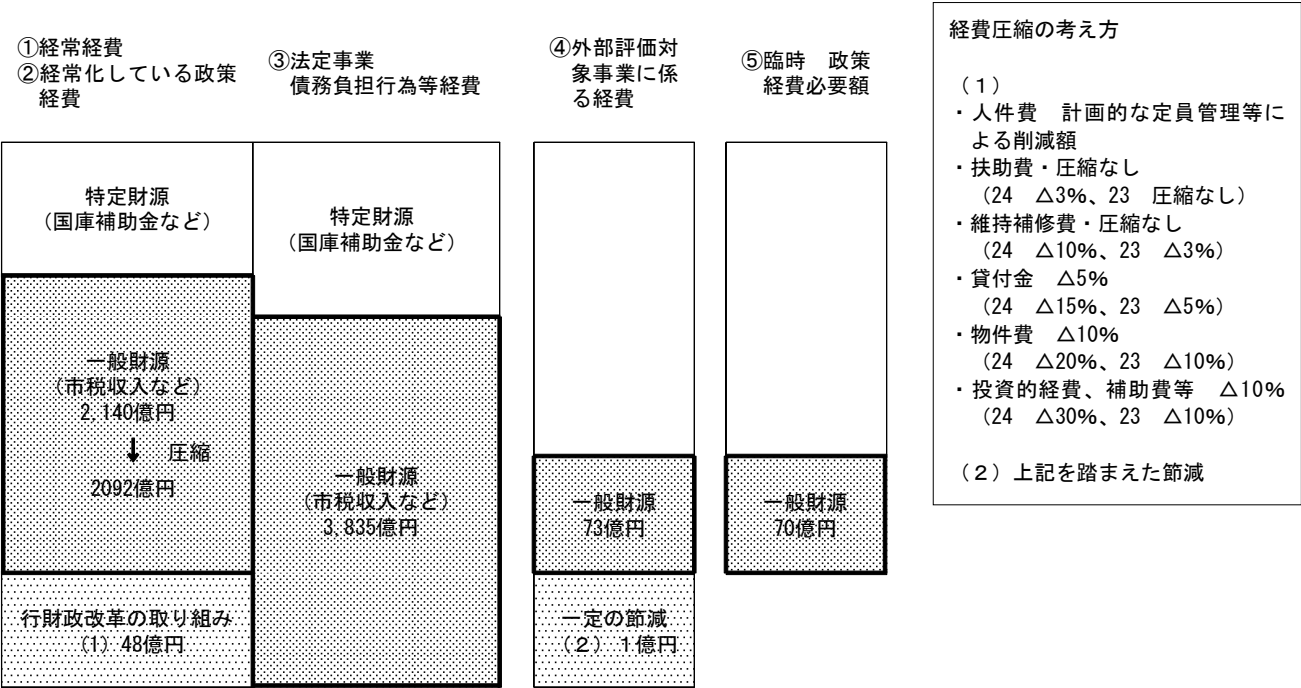
区分	2013年度 取り組み額	2013年度の対応
人件費関係分	5	
定員の見直し	5	新たな定員管理計画△800人(22～25)のうち、平成25年度に取り組むべき△93人に応じた削減額に 定員削減に伴う嘱託化等に要する経費を考慮し算定

2 平成25年度予算の財源配分の考え方

以下の経費区分により 一般財源を配分

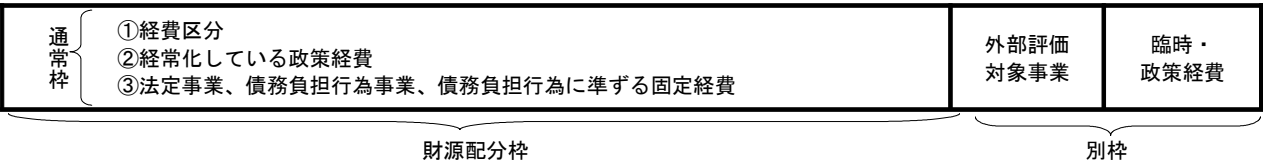
- ①経常経費
②経常化している政策経費

事務事業の積極的なシフト 見直しを促し、財源不足に対応するため、圧縮して配分
- ③法定事業 債務負担行為等経費 → 所要見込額を配分
- ④外部評価対象事業に係る経費 → 要求上限額を設けたうえで、73億円を留保
- ⑤臨時・政策経費必要額 → 70億円を留保



〈参考〉経費区分について

1 概念図



2 経費区分別の主な事業

[通常枠]	経費区分	主な事業
	経常経費	人件費、庁用経費、施設運営費など
	経常化している政策経費	各種助成制度、ごみ処理経費など
	法定事業	生活保護扶助費、民間保育所措置委託、障害者自立支援制度、児童手当など
	債務負担行為事業	公営住宅の建設、本丸御殿の復元工事など
	債務負担行為に準ずる固定経費	公債費、退職手当、国直轄道路事業負担金など
[外部評価対象事業]	外部評価を実施した事業で、市民意見等を踏まえたうえで、個別に判断する事業	
[臨時・政策経費]	臨時・政策的な事業で、各局が通常枠とは別に要求し、個別に査定を行う経費	

資料3 「河合優議員に対する議員辞職勧告決議」 (9月11日)**河合優議員に対する議員辞職勧告決議**

元減税日本ナゴヤ所属の河合優議員は、昨年12月に経済水道委員会による委員派遣として、東京都杉並区の劇場を視察した際、女性を同伴し、このことがマスコミ等で問題視されると、最初は、専門的アドバイスを受けるために同伴させ、同伴者は知人からの紹介で詳細は解らないが視察は正当なものと説明していたが、その後、視察は「私的旅行」であったとして、本年7月になって公費から支出された金額を返還した。

また、同議員は、平成23年度分の政務調査費の支出に関して、政務調査とは全く無関係な女性コミック誌や娯楽誌を、市民経済局関係の調査のための経済誌等の書籍購入として、事実と異なる申請をしていたことも明るみとなり、その全額を当時所属していた減税日本ナゴヤに返還した。

こうした同議員の公金への取扱いは、きわめて軽率、ずさんなものであって、市民からの議会への信頼を損なわせる行為であったが、同議員は、議員として自らの行為を市民へ説明する重い責任を負っているにもかかわらず、その説明を果たすこともせず、それ以上に、これらの事柄が明らかになった以降に同議員のとってきた言行は、さらに議会の信頼、品位を貶めることとなっている。

特に、私的旅行としてその費用を市に返還した委員会視察費の取扱いでは、会派を通じて費用返還の申し出が6月末にあったものの、その後、議会、関係者からの連絡に応じず、求められた説明をしないばかりか、7月20日の議会運営委員会理事会へ出席を求められていたにもかかわらず、同時刻に市役所付近の東区葵の喫茶店で当時所属していた減税日本の関係者と会っていながら何ら連絡もせず欠席し、さらに自ら説明のために設定した翌21日の記者会見も、体調不良を理由に当日になって突然キャンセルし、議員が公に約束することへの信用も著しく損ね、議会の信頼を失墜させることとなった。

その後、ようやく7月27月になって、議会運営委員会理事会からの再三の出席要請に応じたものの、同議員は、理事会で繰り返し暴言を発し、関係者を罵倒するなど、反省の態度を見せず、議員として品位に欠ける行為を繰り返し、議会の会派代表で構成される公式な会議である理事会を侮辱する言行をし、また、自ら示した視察費の返還理由である私的旅行に関する説明でも、他へ責任を転嫁するなど、理事会の調査に真筆に応じず、さらに、その後の記者会見において、自らの発言が報道を通じて市民に知られることは容易に判断できる状況であるにもかかわらず、取材する記者に対し、「いいかげんにしておけよ、お前、バカヤロー」などと暴言を発し続けた結果、そうした反省の全く見られない態度が連日報道されることとなり、一層、議会の品位を貶めることとなった。

さらには、その後の7月30日には、同議員は、緑区内の国道において、自らの不注意で自動車による追突事故を起こしたが、事故の相手方に対して、運転席に乗車したまま「ぶつかっていない」と言い捨て現場から走り去るという当て逃げ行為をしたとして、8月20日には自動車運転過失傷害・道路交通法違反の容疑で書類送検されるという事態を引き起こしたものの、全治2週間のけがを負わせた被害者に対する対応においても、誠意ある態度を示していない。

こうした河合優議員の行為は、きわめて非常識であり、到底容認できるものではなく、議員としての資質が問われていたが、それでもなお、同議員は、「議員を辞めるつもりはない」「俺ほど議員の資質がある者はいない」などと発言し、元所属の減税日本ナゴヤは、8月3日付けで同議員を会派除名したうえで、議員辞職に応じない場合は議員辞職勧告の手続きを取るとして、同日に文書で促したものの、自らを代表として一人会派の無所属クラブを結成し、議員を続けるとしている。

こうした同議員の一連の言行・態度は、議員として公職にある者という以前に、一般社会人としての常識を全く逸脱しているものであるといわざるを得ず、市民からの議会への信頼を失墜させただけでなく、議会の品位を著しく貶めたものである。

もとより議員の出处進退は自らが責任を負うところであり、名古屋市会は、河合優議員が市民から選挙で選ばれた議員であることを考慮し、説明の機会を与え、注意を促し、同議員の真摯な対応を期待した。しかしながら、事ここに至っても議員職に恋々とする同議員の反省なき言行・態度は、多くの市民を失望させるとともに、名古屋市会をかつてないほど混乱させ、市政における重要な役割を担う名古屋市会に与えた影響正計り知れない。

よって、名古屋市会は、議会の秩序と信頼回復のため、河合優議員に対して議員辞職を勧告するものである。

以上、決議する。

平成24年9月11日

名古屋市会議員 総会

資料4 「減税日本代表としての市長への要請書」 (9月14日)**名古屋市の正常化に関する要請書**

平成24年9月14日

減税日本代表 河村たかし 様

昨年、政令指定都市では初となる市議会解散リコールが成立し、その後の出直し市議会議員選挙では、河村たかし氏が代表を務める減税日本から新たな議員が誕生し、減税日本ナゴヤが名古屋市会での最大会派を結成することとなった。

しかしながら、出直し市議会議員選挙後の新たな名古屋市会では、減税日本ナゴヤ所属議員のたび重なる不祥事により、議会が混乱し、名古屋市会及び市会議員に対する市民の信頼を大いに損なわせる事態となっている。

名古屋市会では、議会の正常化を期するため7月2日には各会派団長による異例の議会運営委員会参与会を開催し、減税日本ナゴヤに対して厳重注意を行った。しかしながら、その直後も、減税日本ナゴヤ所属議員であった河合優議員による数々の不祥事・事件が判明し、市民の名古屋市会及び市会議員に対する信頼が大いに損なわれる事態が続いている。一方、河合優議員は自らが起こした事態について何ら反省することなく、議員を辞職するつもりはないとしている。

我々名古屋市会議員は、名古屋市会への市民の信頼を取り戻すため、減税日本の責任者である河村たかし代表に対し、河合優議員を公認した責任を自覚し、河合優議員の進退について責任を負うことを強く要請するとともに、本件に対する河村たかし代表の明確な回答を求める。

自由民主党名古屋市議員団：渡辺義郎、堀場章、伊神邦彦、横井利明、岡本善博、中田ちづこ、中川貴元、藤沢忠将、ふじた和秀、坂野公壽、丹羽ひろし、中里高之、西川ひさし、東郷哲也、岩本たかひろ、成田たかゆき、松井よしのり、浅井正仁、斎藤たかお
公明党名古屋市議員団：三輪芳裕、ばばのりこ、中村満、金庭宜雄、田辺雄一、沢田晃一、福田誠治、木下優、近藤和博、小林祥子、長谷川由美子、佐藤健一
民主党名古屋市議員団：久野浩平、渡辺房一、斎藤まこと、山本久樹、小川としゆき、日比健太郎、おくむら文洋、うかい春美、おかどめ繁広、加藤一登、服部将也、
減税日本 新政会：舟橋猛、中村孝太郎、堀田太規、加藤修、山岸正裕、玉置真悟
日本共産党名古屋市議員団：わしの恵子、山口清明、さはしあこ、田口一登、岡田ゆき子

資料5 「減税日本及び減税日本ナゴヤに対する申し入れ」 (9月24日)**減税日本及び減税日本ナゴヤに対する申し入れ**

平成24年9月24日

減税日本 代表 河村たかし 様

減税日本ナゴヤ 団長 浅井康正 様

名古屋市会は、9月11日の議員総会において、元減税日本ナゴヤ所属の河合優議員への議員辞職勧告を全会一致で決議したが、その後も同議員は議員辞職をしていない。

本決議は、河合優議員の元所属会派である減税日本ナゴヤ所属議員21名全員から提案され、名古屋市会5会派（自由民主党名古屋市議員団、公明党名古屋市議員団、民主党名古屋市議員団、減税日本新政会、日本共産党名古屋市議員団）は、もとより選挙で選ばれた議員の出处進退は、その議員自らが責任を負うものであるが、これまでの河合優議員の態度、言動が市民に与えた影響を重く受け止め、さらに同議員と減税日本ナゴヤによって、議会混乱が続いたことにも鑑み、名古屋市会の秩序と信頼回復のため、同議員の議員辞職勧告を決議した。

しかし、名古屋市会初の議員辞職勧告が決議されるにまで至った重大な事態を減税日本ナゴヤが理解しているかには疑問を感じざるを得ない。

これまでの減税日本ナゴヤの対応は「一度、辞職勧告を出せば責任は成し得る。」と発言するなど、事態への責任が感じられず、信頼に足るものではなく、同会派との協議においても「会派内のコンセンサスが得られない。」などの理由で時間ばかりを浪費し、議会の秩序回復はおろか、本件の取り扱いだけでも議会が混乱し、本来の議会活動にも大きな影響が及んでいる。

さらに平成24年9月定例会には、減税日本ナゴヤから、河合優議員が議員辞職勧告決議を受けても辞職しないことを理由に再度の決議案が議会運営委員会理事会に提出されたが、提出者である同会派からは、「議員を辞

職するよう同議員の説得を続ける。」「同議員が辞職するまで決議を提案し続ける。」以外には、何ら、具体的な対策は示されず、これまでの説得経緯も電話、メールによるものばかりが目立ち、到底、同議員を議員辞職に至らせると思えるような決意ある行動も見られない。

こうした事態にあって、再度の議員辞職勧告が決議されても、その効果は極めて疑問であり、無策なまま議員辞職勧告決議を出し続けることは、議会決議の効力を失わせることにもなりかねず、名古屋市会5会派は、再度提出された河合優議員に対する議員辞職勧告決議案について、提出者である減税日本ナゴヤとの協議を重ねてきたが、同会派からは同議員辞職についての責任ある決意を聞くには至らなかった。

また、名古屋市会5会派が、減税日本ナゴヤに河合優議員のリコール実施を含めた責任ある行動を求めたとされる経緯については、8月19日に緑区役所で減税日本が開催した緑区住民と市民への説明会で、参加した市民から「河合議員をリコールして欲しい。」との要望が複数から出されたことを受け、さらに、これまでの同会派の対応を鑑み、悪戯な議員辞職勧告決議が繰り返されることの無いよう、責任ある決意と行動を求めたものである。

しかし、減税日本ナゴヤの浅井団長は、名古屋市会5会派の団長・幹事長に対して「河村代表の意向によりリコールはできない。」と回答し、余語幹事長も、マスコミ取材に「リコールは、あくまで選挙区の住民の方の権利で議会側からやるものではない。」とするなど、市民からの要望が出ているにも関わらず、河合優議員のリコールについて、改めて市民の意見を聞くことや、市民に呼び掛けることすらしようとし、減税日本ナゴヤの姿勢は、極めて残念でならない。

よって、名古屋市会5会派は、減税日本ナゴヤに対して、会派全員が、現在の議会混乱に対する責任を重く受け止め、大いなる反省に立って、議会の正常化と秩序回復に努めることと、減税日本並びに減税日本ナゴヤが河合優議員の辞職について、責任ある行動を実行することを強く求める。

以上、申し入れる。

資料6「減税日本ナゴヤへの注意・園田議員への嚴重注意」(10月10日)

議会運営委員会 委員長 ふじた和秀

注 意

減税日本ナゴヤ 浅井康正 団長
余語さやか 幹事長

9月定例会で議決予定の地域環境審議会の委員推薦については、減税日本ナゴヤも共同して提案する議員提出議案であるにも関わらず、同会派所属議員が委員候補者の推薦の署名を拒否し、議案にも反対との意向を示したことは、議会運営上の矛盾を来し、議会運営委員会としては誠に遺憾である。

10月10日の理事会においても、再三にわたり会派としての考えを確認したが、なお、同議員の反対の意向は変わらないとのことであったため、やむを得ず、その後の議会運営委員会において、議案は起立により採決を行うことを確認することとなった。

しかし、その直後に開かれた理事会において、唐突に、同議員の議案賛成との意向が余語幹事長から示されたため、再び予定外の議会運営委員会を開催する事態となり、各派代表が円滑な議会運営のために協議を行うべき議会運営委員会を混乱させたことは、減税日本ナゴヤの議会軽視とされても致し方ない行為である。

よって、減税日本ナゴヤにおいては、これ以上、議会運営を混乱させることのないよう、ここに嚴重に注意をするものである。

嚴 重 注 意

減税日本ナゴヤ 園田晴夫 議員

9月定例会で議決予定の地域環境審議会の委員推薦については、減税日本ナゴヤも共同して提案する議員提出議案であるにも関わらず、園田晴夫君が委員候補者の推薦の署名を拒否し、議案にも反対との意向を示したことは、議会運営上の矛盾を来し、議会運営委員会としては誠に遺憾である。

その後の理事会においても、再三にわたり余語幹事長に確認をしたが、なお、同君の反対の意向は変わらな

いとのことであったため、やむを得ず10月10日に開催された議会運営委員会において、議案は起立により採決を行うことを確認することとなった。

しかし、その直後に開かれた理事会において、唐突に、同君の議案賛成との意向が示されたため、再び予定外の議会運営委員会を開催し、各派代表が円滑な議会運営のために協議を行うべき議会運営委員会を混乱させる事態となった。

自らの意向を2転3転させた同君の行為は、円滑な議会運営を妨げるものである。

なお、同君は、本年6月にも議会運営委員会における無責任な発言により議会運営に混乱を招いており、同君への文書による注意は、これで2回目となる。

よって、同君に対して、これ以上議会運営を混乱させる行為を繰り返すことのないよう、ここに厳重に注意をするものである。

資料7 「なごや子ども市会宣言」(8月19日)

1 きれいで環境にやさしいまちづくり

～私たちは、名古屋が「きれいで環境にやさしいまち」になってほしいと願っています。そのために、私たちは、タバコやゴミのポイ捨てをなくすための環境イベントに取り組んでいきます。また、二酸化炭素を減らすため、花や木を植えたり、緑のカーテンをつくったりする活動にも取り組んでいきます。

2 いのちを大切にし、思いやりのあるまちづくり

～私たちは、名古屋が「いのちを大切にし、思いやりのあるまち」になってほしいと願っています。そのために、私たちは、東日本大震災の被災地に支援をしながら、常に協力の姿勢を保つことに取り組んでいきます。また、人と人や動物と触れ合える場をつくり、動物愛護の法律を知ってもらうためにチラシなどをつくることにも取り組んでいきます。

3 名古屋の歴史をつなぐまちづくり

～私たちは、名古屋が「歴史を未来へつないでいくまち」になってほしいと願っています。そのために、私たちは、歴史の施設にみんなで出かけ、体験したり、資料をつくったりして、名古屋の歴史のすばらしさを伝えていきたいと思います。また、マンガやポスターなどをつくり、歴史を通じて名古屋に興味を持ってもらうことに取り組んでいきます。そして、昔の人の生活や習慣を自分たちの生活に取り入れ、歴史のおもかげが残るまちにしていきたいと思います。

4 自然に親しみ、生き物を大事にするまちづくり

～私たちは、名古屋が「自然に親しみ、生き物を大事にするまち」になってほしいと願っています。そのために、私たちは、農業センターの良さを他の人にも知ってもらい、緑のカーテンづくり、ゴミを減らす、生き物を大切にするなど活動に取り組んでいきます。また、動植物と私たちの命を支え合うまちづくりの学習にも取り組んでいきます。

5 水やエネルギーを大事にするまちづくり

～私たちは、名古屋が「水やエネルギーを大事にするまち」になってほしいと思います。水や石油・石炭などのエネルギーは限りある資源です。限りある資源を守るため、私たちは、シャワーを流しっぱなしにするなど、無駄な水を使わないようにします。また、車にあまり乗らずに公共交通機関を利用したり、天ぷら油を捨てずにエネルギーとして再利用したりします。これらのことに気をつけて節水やエネルギーの節約に取り組んでいきます。

6 安全で安心してらせるまちづくり

～私たちは、名古屋が「安全で安心してらせるまち」になってほしいと願っています。そのために、私たちは、あいさつ運動で地域とのつながりを大切に、ポスターなどで交通安全についての呼びかけを行うことに取り組んでいきます。また、一人ひとりがいざというときに冷静に判断することにも取り組んでいきます。

私たち一人ひとりが、これらのことに取り組んでいくことを、ここに宣言します。

平成24 年8 月19 日 なごや子ども市会

住民が主人公の市政に 力を合わせてがんばります



(北区)

岡田ゆき子

TEL 915-2705



(西区)

わしの恵子

TEL 532-7965



(港区)

山口きよあき

TEL 651-1002



(緑区)

さはしあこ

TEL 892-5190



(天白区)

田口かずと

TEL 808-8384

ご意見・ご相談はお気軽にどうぞ

日本共産党名古屋市議員団

〒460-8508

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 名古屋市役所内

TEL 052(972)2071 fax 052(972)4190

e-mail

dan@n-jcp.jp

名古屋市政資料

2012年9月議会

NO. 176 2012年10月30日

ホームページをご覧ください

<http://www.n-jcp.jp/>